BULLETIN

OF THE

SOCIETY OF PENITENTIARY.

NO. 2. AUGUST, 1899.

回

赏

元 刊 月ル

第 號 丰二十三治明



〇論說追加…… 〇監獄茶話會……… 〇監獄法令…… ●警視職典獄協議會席上に於ける警視 ● 監獄茶話會(於神田青年會館) より本會への書翰 |親瞻典獄協議會場) 松 浪 華 生君

頁

(六三頁)

會告

本 正 本 會々費 會 啓 庶 宛 東 務 13 京 ハ前 關 市 す 京 月分を翌 る 橋 事 品 件 南 月 は 傳 + 馬 都 7 MI. H 東 迄 郵 京 便 R 受 些 市 JU 取 视 廳 谷 所 鍛 III ^ 冶 荒 御 橋 拂 木 監 HI 込 相 獄 # 成 署 七 藤 番 度 候 澤 地

大

H

本

監

獄

協

會

事

務

所

宛

御

徃.

復

相

成

度

候

度 本 但 會 [ii] K 0 員 H ع 迄 0 御 12 異 承 御 動 報 知被下度候 即 告 雜 を 誌 得 部 3 數 る 0 時 增 は 减 前 は 月 每 分 月 + 0 冊 H 前 數 御 御 送 報 付 告 致 相 成

八日本監獄協會

0

告

た ***** H B 5 員 ~ は 0 し、殊 吾 用 浦 人 奎 0 吾 2 該 C 君 曾 達 附 閣下 老 世 5 8 行 4 明 望 0 治 する 法 に限 利 1 も のな 此 は 史 0. ġ' H τ 大 簽 出 E 变 吾 隸 办 り、良 Ø 人 人 亦 保護、惡 方 0 法 資 一本 Ł * を聴 設け 助 少年 吾 H 人 九 Z 蚁 Ł ક τ 化、貧 Ł す 12 兒教 0

日本監獄協會

んきを



三ら諸に以新 る官由て以 塵て粲來 - 律洗問著の仔然語 り法者局細た般 はにるの ム發所達にる究章制 る達以の於士せのに をは由就 にてめ將來谷 をよ此荷來る部 いれのも如所類 君左充身のなる大法何にのしりにもにある大法何にのしりにもにも著政に在特著の基の本の説の形 著政に明分 著の本と述め我にて 者な書をもりに持た 関るはしし志 下に吾てしま すの沿

貧兒 明確質性と四 書自官歐出ら諸米 國我はベ下革 よ命の民國座 り布悟に文石か 生達下知明缺を現象 神保明 すのに悉のく 推行し 費金十八錢●官廳の外總で前 る索はせ發べ知法緒利引必し達かす制論 登成せられるという。 金とすめはらるのに となやん質さを成建 撃る一カにスタ 七合び て便本め法のべす以

ととを欲しるくもの

につ備益

慈益のに治良しる來

事り備り權たさ以法

、所の

りれを開

立办便

法に概

金

善あ具あの著

の吾か

な資かる以よりに法べてる

無と能

り在

にれの且著ちる

本のり法を沿し制

5 L

閣

る力敢始

0000 定惣紙大 價で質版 錢裝等頁

次郎君著 豫 約 出 版 廣 OC金額

守五長分

諸を君成

'\$

よべりし

月賦拂ひ御注文の分は

行

所

肆

告

要

全

小河滋 獄 務

〇豫約實價金七拾錢(全國無遞送料)〇豫約申込期限本年九月十五日期限後は必定價に復す〇製本出來當八

月二十五日申込願を以送本す〇豫約申込及送金は東京市四谷區愛住町二番地磯村政富婉四谷郵便支局振込 のこと〇個一署內三拾部以上一纏め御送本の個所は着本即時半額翌月半額百部以上は着本即時三分一金殘

金は翌月翌々月貳回に御拂込を諾す

に精神 10 1 味津々 0 的 少

幸に著者に請ふて本 は曩きに看守必讀教科用書として 好評を博 てするも活力復た新たに加はり 方面より 觀察して細大漏らすなく一層適 教養の旨趣を專らとも荷くも司獄官吏殊に看守の職務に關するの 實に著者か歸朝以來始め 一とたひ本書を繙て之れに對す 書を公刊に付するの許可を得たり若し看守必讀の て筆を執ら 來るの る所 2 實且 たる前 著獄務提要の

感を起ら終に卷を放つに忍ひ たる新著書の名に背かすと の者劇勞の餘綿の つ簡明に編述せられ 如く疲 體裁

地郷込わるべし

五人

VZ 傚

項 U 5 CA

たるも 表 裏 W

さる 謂ふ n 0 てたる 0

教科 用書 8

出版者の本懐の みに非らさるなり

採用

の榮を賜はるあらは獨り

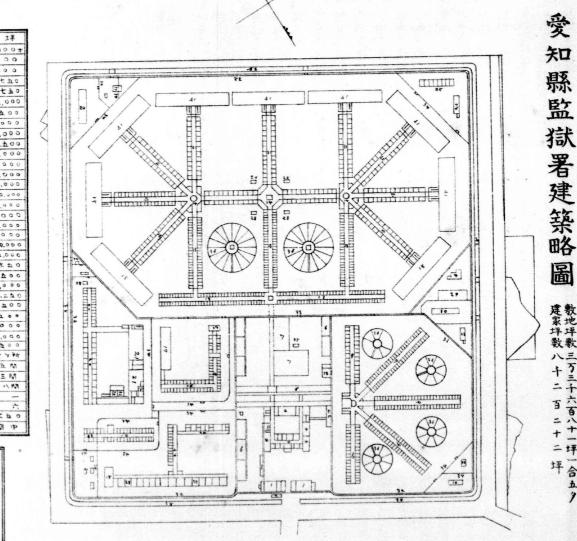
00000 及視ののの 00 000 養養守務務守務務務 のをのののにの論目書 る心上ひひひひひは般のに對 職光辛職軍內性 の心記の記る心心得官其其其其其の 要得に書に心得得 にののののの要 務明勞務人外質 務に必要とする素養を論す明の側面より観察す例の側面より観察する一般の必得を論する一般の必得を論すのの職務と酷似する所以 にののののの要養する 對必必必必必務 す要要要要を 對記對得 すにす る對る 務を論す る心 L 心得 論ず K る心得を論す 心する得 一般の必得を論する所以 心得 たこんいく 敷地坪數三万三千六百八十一坪一合五 堂日の擂のののの又を看的にののにの的轉 守場當務勤及場除場要場場は論守遇對必必對惡 の合のの務ひ合の合務合合受すの囚す要要す習 す習人なのなるによる者る 行のす 動に現は 場場の休 合合場役 場合 特のる 同僚及以社交に對する心得を論が の場合 别必必 得すすに對に 合時 勤要得 務に 間の場合 心心するする 3 配置せられたる場合の必要 心得心得 所の狀況及ひ之れに對す

| 由抗。 | 石 木件 | 及叶 |
|-----|----------------------|------------------|
| 1 | 表門及演五場寄宿舍 | 九三,000分 |
| 2 | 構外人及扣所 | 1,000 |
| 3 | 校学项则以接受 | - E.000 |
| 4 | 事特所及附属病下 | 四六二、七九〇 |
| 5 | 被告人接見室 | 九、七五つ |
| 5 | 倉 庫 | 三九八,000 |
| 7 | 始編成學四活湯堪 | : hh,h 00 |
| 8 | 拘實監查中的政府下 | -01,000 |
| 9 | 物置監察 | ₹£0,000 |
| 70 | 全病 監 | ==.±00 |
| 11 | 紋 架 場 | - A.000 |
| 12 | 拘實監治計算及董多宝 | -1,000 |
| 13 | 北方罗四 監房. | =,300,000 |
| 14 | 全音守附及麻下 | =1/130,000 |
| 15 | 全界阻工指 | =,0 = 0,000 |
| 16 | · 10年監及後 電人監 中華子 | - hh.000 |
| 17 | 全工播及習学所 | 0.000 |
| 18 | 拍置女監 | € ±.000 |
| 19 | 全着守所及新下 | -t.000 |
| 20 | 地方寸監 | = <u>3</u> m,000 |
| 21 | 全工 瑪 | = - ±.000 |
| 22 | 公洋省及法、福港未養場場下 | 四六大五の |
| 23 | 女病監 | = 1. h o o |
| 24 | 蒙 智 神 | €11,000 |
| 25 | 地方男病聚 | ==11,=10 |
| 26 | 全者守所及治室廊下等 | mc.100 |
| 27 | 死 皇 | b.o. |
| 28 | NY E | an,000 |
| 29 | 76 置 | -= 1,000 |
| 30 | 殿 及馬泰里 場 | 150 = F 0 0 |
| 31 | # 2 | 三十七ヶ神 |
| 32 | 外閣標克姆 | 六五五松 |
| 3 3 | 楼内煉瓦瑞 | 三九三騎 |
| 34 | 全极端 | 四十八四 |
| 3 5 | 炊锅 煙室 | |
| 30 | 運動構持許的 | * |
| 37 | 不 漳 滥 | ハ、たかっ |
| 38 | 潇 塘 | 二周中 |

神理

学語 る





監監教典五慈公嚴及平四規行犯算文三看看二看看看 る心得 般の心得を論す

のの務以合の合務合合受すの囚する 協協の休 場 付 特のる 合合場役 合 の 別必必 の場合 に配

られたる場合の必要

建家坪數八十二 一百二十二十六百八十一坪 一合五夕 獄 够

會

滇

號

誌 第

The second of th A STATE OF THE PARTY OF THE PAR 論 説

)大久保監獄局長演說大意(於警視廳典獄協議會場)

(-) 乏しきの質况ありしに依る、然れとも今回の協議會は即ち實務家の所謂協議會なるを以て内務大臣に於て 開會に先ち希望を述へんとす抑も今回監獄則幷監獄即施行細則を改正せられたるに付過般來各地方に於け 先年内務省に於て典獄協議會に幾分の制限を加へ内務大臣の認可を要することしせし當時の 會に於て決議せし事項にして動るすれは形式に流れ諸君の意見と相一致せさる事項に就ては之か實行に は可成之に重きを置き自己の意見は互に相譲歩し決議の精神を實行せらるしの覺悟あらんことを望む る所は充分之を吐露し互に研究を握さるいは格別、諸君か協議の結果、即ち協議會に於て決議せられ なるものは獄務上區々の取扱に滞るを避け行刑の統一を期ずるにあるを以て誘君に於ても自己の意見 人魔遇の統一を闘る上に於て喜ふへきととなりとす、顧みれは本年五月内務省に於て開きたる典獄會 寄の府縣典獄會合し獄務上の協議會を開催せらるくは寔に時機に適したることにして治獄上の利益多き 信す、即ち當廳に於ても本日より關東廳府縣典獄の協議會を開かるくに至りしは監獄改良の今日、 質務上に付種々協議せられし事も多々あり是等に就ては着々銅貫行のことし信ずれども元來協議 精神は折角協

E n

3

2

即

3 n 9

是

n

なり。

氽

カン

Fir

咸

をし

7

果 12

て太過

な

カン

5 0)

Ĺ

13

11 V)

级

to

H

0

司

13

官 亦

N

12

求

U

底、 7

我

0 韶

遠

ふく

彼 あ 窈

に及 を触

3

能

は 0

さる所に

して彼 0 劣を

IZ L

於ける想事

成蹟

赫々

たる 4

D B

た VC 我

質に 至 12

此に

嘗て

70

VC

官

吏

0

優

此

較

L

7

K

寸

3

知

0

養に 0

於て

或

ri

反

優さる

所 4

も其 我司隸

能く

規律

素養に富

み又職務

IC 所

忠實熱誠 ありつ

75 飜

3

8 素

あ 所

3

0

點 H

つて

ti

(=) 遇を 論なり も之を有益と認 に内務 水第 嫌疑 ひる L 機宜 むを 施とし以て懲治 苦痛を感 8 0 省 D 上 8 爲め自 見 0 3 0 3 なきを以て其邊も のあるととを耳にせり、 を枉 て同 重も 2 8 處遇を施され 3 8 合 君 好 神 なる W 83 は風 な ò 由 法 ri L 4 て是 極 8 速 律 8 簡條 忆 俗智慣 端 拘 さる の目 案は本 H 改 9 < 東す 非之 認 諸君 良に伴 其趣旨 に之を擴充し 到 的 は म の趣 んことを望む、 底 刑 מל を異 を達 3 4 4 多 に於て既に御了解のことならん 豫め之を諒し置き作業收入の増加 られ 事 實 額の 정 旨に ふ經費は兼て大臣次官より の議會に提出 のある所を諒せられ にする外 被 行 のに過きされ せんことの注 告 L 之れ窓に傷むへきことにして政府 VC 經 過きさるを 寛待 一般を ٨ 、と懲治 8 台 に失す 123 なる 懲治 囚 城庫より せらる に對しては幾分の 人に就 は總て を以て 0 意あるを要す水に ٨ 以て特に優 實 ること 0 待遇 劾 25 んととを望 支出すへか てる の待 を收め を改 あ 君 らん 遇の 亦囚人と其性質を異 は に粗よ 指 られ 能 められし 遇を爲すと云ふか から 示 熟 カン 1 せられ r, 斟酌を加ふるこ 世間動もすれは其 らさる事情 を聞らる 種々 外 17 んことを望 内定せりと雖 於 趣旨 終りに尚一言し置きたきは監獄費 M 點にして の精神 處遇の の弊害を生し易きを以て寛嚴 て全然囚 ある通り を諒せ . 様注意を加へ あるを以て諸 T 事に に符合せさる 如き觀 ٨ £, の國庫 をに にするを以て是れ 殊 作 に刑 と温 次 n 就て 主旨を誤 に今 0 依 别 事 會 は夫々大臣より 收 支辨 念は是非之を避く りて内國囚 に於て 被 回 す 入を増 君 5 改正 解し種 8 に為り HI n 虞あ ٨ の必要あ 豫 ん 協議 は 4 加 83 ことを望むと 亦 し之に 之を諒 ٨ り、要す 4 12 宜 化比 -/ 0 n 0 一國山 3 訓 ri きと は勿 項 3 令の 0 評 沙國 52

河岳洋君新著獄務要書自序

eg.

20

にあり

殿の聖 ことを 3 に司 に對 にあり 客て 事 して之を世に公け 0 を謂 域た 前 知らさら 0 獄官吏養成 す しなり。 る司獄官 K 途是れより益 ふは他 る監 加 1 72 3 た 全 L 3 獄をして此 8 皮の責任 忠誠 に非す 所 の聲甚た盛 爾來歳を閱みすること弦 < むるに至る な 其 IC 0 贊實 せりつ 監獄に於て採用する 0 4 カン 8 多事且つ多望 養成化 行を阻 0 3 の美徳を失ふに 其の意盖し是を以て 2 亦 V ri 弊を受く にし 動る た愈 重きを置 此 P て政府 や其の すれ す なり 3 3 it 7> VC き謂ふへ 如き 學校 に殆 所 至 < 重 至 の如きる きを 0) 8 5 0 袖 を恐れ 的 結 n ことあら しめんこと即ち是れなり。 增加 と入 珍教 教育 果は或は偶 看 し 亦た卒 守諸氏 する 科用 すん 年 に免かるへからさるの通弊 餘 しめ 然れども余をして筋かに杞憂に堪 はあ 先、此に蟲力する所わらんとする に至らんとし מל 書 織務の の獄 監獄事 H 4 規律 5 人をして徒らに高尚浮華の空論に馳 す、 裁 化做 大體に通晓する一助たらしめん は則ち之れ r 般鑑遠ふ 顧みて又一方を見 慰々として盆 U **鐵務提** 所謂詩を作るを知つて田 7> からす、伊佛の二國 にし 為め 要と 益々 て、 題す 4 旦 12 良の 線亂し斯 へさらし の時に は世間、 一小 若し VC 原會す。 にわ 子を を作 200 と欲 4 進み 反 f 3 0 8 + 3

機

へて引

號二 想 監

> ある職務の本質を了 る所 H 智 0 忠實熱誠 識の素 宜 養に非すしていろ規律 しく を飲 くに至 解 先の精 せし 神的 むるに至るの工 つては則 修養を以て司獄官吏殊 5 の楽 深く之を憂ひすんはあらさるなり。然らは則ち我 養 夫あ 収 任 8 4 と調 Ĺ きこと必要にして自得あ に看 ふへく、 守教習 氣 8 へきなり の主眼とし の高 からさるは 反 つて趣味 省自 未た以て憂ひと 0 戯あ 終に以て此 か斯業の前途に慮 3 ~ < の光 する 趣 味

(14)

感あって 前著獄務提要の 而して後ち始 例 言に 配したる一節に日 めて能く職務に忠實熱誠 1 なら むるを期す

任看守 著者甞て之を故ゼー の如き L 置を此に取 得さる者なく看守長か看守を訓戒 VC 對し さるはなし云々 ては數月 パッハ先生に聞く獨 間殆 n と毎日之を課讀 逸の し上班 監 獄 看守 17 せしむの例なるを以て荷くる看守たる者は大概管之 在 カン 2 F 7 H 班看守を指導する等の場合に當つても 殊 17 重 考 を彼 0 看 守必携な 3 8 0 置き

必要を認め彼れ多數看 に充つる 的修養を監す に復た余をし の言 を同 98 所 0 ふする 0 實に吾れ 本 \$ 50 書に對し之れ 幾んと一として看守の て か為めなるを感知せり。偶々時運の 本 所の前著獄 一書の編述 可なり。余か常に重きを司獄官吏中殊 を欺か 守の 其の職務に忠實熱誠なる すっ 心に從事 務提製の に繍務要書の名 余は親 する 名稱 職務に關係 の止 L く彼 r 一種を短せ むを得 襲用せ 地 せさる 0 さる 實況 變遷に對 所以のも 30 しむるに至 はなく Ł し所以 忆 Ĭ 至 に看守諸氏の 6 擊 して益々 のも其の す 其 L 0 りたるも亦た之れ 0 的 3 移 VC 張弛の分るし K 0 余豊 余 及 基く所は則ち此の小船子に由つて精 は全部殆んと記述の質質を同ふせ 上に N か所蔵を深 VC 7 一層益 置く 徒らに言論を好む者ならん 所以 か為め も亦た一に懸つて ふする所 4 看 にして其 守 必携なる なりつ 000 の修養の のあ 而して其 5

端に辯して序文に代ふ か為めにして余か思想の 變遷より 起る自然の 結果として亦た止むを得さるに出つるな 4 B 72 言を老

明治卅二年八月

洋

居

1:

監獄作業に就 (於東京集治監講話會

Щ

Ŀ

ば甚た光祭と考へます、 なる程の御話は出來ませ 唯一留岡君より がでさいま L た、 監獄事業 私弘 D 何 の全体に就て弁に諸 かー H 12 席御 を改 些か 話をする様にと云ふ典獄の御希望もごさいまし 考を 述べ 君の平生在監人を處遇せらるる上に就きまし ます、 若し幸に諸君 0 御參考 になることを得まし たので諸君の御参考に て有益なる朗講 たなら

•

心 春 华 彩 彩

であ が今 的は いた刑 して其目的 B ります、其刑罰を受けて監獄へ這入りました者を拘禁したば 社會の安寧秩序を維持すると云ふことでありまして、 な を持 御話致したいと考 V 所 つて居るの に居りまする者 を達 の安寧を維持する為め する であります、 ことは出來ませぬ、刑には自ら期限が つる IC は無期刑の者も多々 0 n 監獄事 に宣告致すのであります、然ば刑の 而して一方社會は限なき安寧を希望するも 業 0 內 0 監獄の作 でざいますが 社 業の ありまして、東京集治監 會の安寧秩序 多數 事で御 かりで其目的を達し の犯罪 座 います 期限が過ぎて外に出 者即ち十 を維持する為に刑 カジ のでござ 申 中 でごさいまするとか の入 すまで 得らるしかと云ふ います。 九 た時 II 罰を科する 3 なく刑 分に 即ち 限の 0 II

(3)

23

3

8

0

*

3

上

IC

要

な

8

0

で

8

Z

信

じて居ります、

即ち

在

監

作

あ

能 H

0 身

步 数

した す

3. 必

2

6 3

ば 2

旣 8

IC

0

付

n

たと申

して つ形

in

h

IC

3 * 育

L

71

5

É

て にな

IL. L 3

L

様な譯 改俊

で 緒

5

3 宜

5

怠

す

8

2

8

H

作

VC

な 所 L 8

W 0

ば 因 L h

な IC 7 \$ Ď

h

\$ 7 加 72

n

即 L 1

業 監

b

監 息

後

其 心

IC 除

依 去

iE H בל L カゴ

3

な

d 形

在

5 が

22 正

其

、怠慢な 4 老云

原 ifi

依

犯 Œ な 云

在 3

3 8 IT

慢 まし

2 7

な

0

3

S

五世

業 6 8

と云

VC

依

まし

2 5 な 在

規

Di

JE H 人

L 單 It

\$

所

0

生活

をす

3

智 7 4

慣

数に で

N 2

A

*

Us 作

就

7 2 12

H 8

諸 0

君

*

H 0 4

I

場に於て

3 2 あ な 8 ri 5 £ בת 至 8 不 7 9 U 4 4 柔順 6 2 \$ あ 在 to 6 3 7 * 7 VC 3 D 5 8 す H 於 5 す -0 礼 7 3 3 במ 3 3 輕 K 身 0 罪 b E 水 抑 体 # 受け ¥ 云 6 致 2 であ 7 3 有 h 8 0 樣 此 敎 h VC は 72 犯罪 糕 な 3 育 2 當 す Fift h L 3 神 7 2 6 8 ð \$ 0 手 す 犯 2 8 所 0 カン D 云 段 罪 云 3 致 が 0 --きし 育 ٨ 向 2 \$ 8 矯 25 Œ 5 云 誨 8 即 力当 社 7 5 再 會 師 云 致 0 3 H 作 力当 H 2 諸 3. X L 0 安鄉 ます 重 第 3 君 रु 敎 業 社 な 育 な 會 ż 0 0 -番 8. ž 3 信 勉 数 3 N 3 原 B あ 云 11 害 0 V. 7 2 其 * 因 怠 7 5 久 H 8 取 2 方 流 で 慢 双 71 規 3 起 8 法 5 維 律 6 5 ٨ 0 体 加 0 3 あ 6 及 必 作 0). 3 あ 3 0 --所 す 串 敎 要 0 3 3 0 業 7 b NI'S 柄 で で あ 育 * 4 ממ ります あ D 以てし 放 6 8 L 3 あ 云 4 0 肆 7 * 民 で 4 3. H 作 à まし 穀 的 なけれ 、其怠慢であ 3 L 8 業 育 て双 化 8 は 力当 立 8 3 7 द 3 [11] 重 à 云 8 た ば 私 ps 3. 470 成 故 H h 3 82 な 唯 \$ 弘 3 0 0 5 11 W 3 T 0 置 6 6 不 #2 柔順 老 בל 3 南 不 作 故 7 规 分 0 0 IC 11 ta 6 律 作 方 育 0 致 11 6 D 敵しは で 0 か 8

Ł 0 \$ 的 工 じて ラレ て居 2 0 0 * 1 Ł 2 初 8 生女 * 3 ٨ で 3 IC IC 8 P が單 開 左 8 る第 B をさ 8 す H 在 -0 純 L 大 3 T 的 3 n n 即ち之が 化今 0 で 7 U 4 0 U 0 充 L あ て居 依 でき 不 好 て 1 B Ŀ 善を為す 資 的 7 7 で は カ H 0 ~ V 食す IC 不 本 * 酷 ば 活 4 5 T 0 御 8 0 英領 ます、 そしな 規則正 ます、 8 云 實 L 生 あ VC # 產的 際 在 3 3 n 8 意 康 3 を云 4 U Ł 工 丈 は H 0 譯 20 8 人間 香 0 或 V 而 L 6 本 0 旣 者 0 n 等役を n して 3 港 國 75 5 ば * 5 K 赵 VC ばな 8 VC IC 2 智 M 届 向 念 6 T D す 2 於 依 又 8 慣 A 作 3 あ L 8 0 6 5 5 9 監 2 8 7 7 科 5 rt Ł IC 5 甚 X 7 Ž は是 私 獄 * た 8 H L 1 12 决 3 L カン 云 必す て居る 数 す 不 8 8 L 0 K L H I 3 7 實見 7 於 て 申 3 6 非 誨 决 2 相 8 בע 當 L 習 ri 7 な VC. 5 8 當 -定 依 \$ 致 所 全 作 ~ 當 7 L な 慣 4 -1 7 て * を付 0 しまし 8 1 I 業 0 0 0 7 道 I ò 怠惰 す、 に依 手段 とて 3 職 でか で一方に 勞 他 理 錢 作 と随 * 8 が 業 H 業 במ T. であ 8 た 心を 7 * 驑 許 得 VC か VC 得 3 4 * 從 分 0 在 h 5 して 矯正 ります 1 作 7 H 我 な 於 4 n 3 * * 串 國 て習 8 無益 3 3 n L 0 4 す 現に今 暇 ば 我 するとか で 所 B 8 IT 作 カン 20 * VC 在 7 就 國 0 慣 無 בת 業 女 8 を付 監獄 4 2 6 IC I 併 時 20 胜 居 0 錢 於 H 間 5 作 括 8 目 以 は 若く 佝ほ は將 ける 唯 7 0 な * d 0 8 的 仕 ri 作 カジ 費 在 8 道 云 25 江 H 此 H 業 云 2 串 EU 作 來 8 3 3 5 非 6 P VC 之に痛 で云ふ 同 又 K 就 向 * 3 B 不 B 3 3 分 只 * H 生 聘 4 VC 0 5 \$ 3 3 產 具 2 8. VC K 4 H 柄 * 0 N 習 0 苦を 職 2 主 3 4 加 慣 X 叉 であ VC S 4 B 活 Ł 17 H 8 ば 業 0 齡 付け 宜 6 H 0 4 L 8 VC 0 5 ば 依て 必 # 女 0 8 ~ 役 h ŏ 生 3 0

19 23 79

(t)

7

VC

8

何

-

な

2

言

I

見

趣

IC

L

5

作

業

*

3

4

8

所

あ

叉

作

0

2

7

カコ

H

は

1

(1)

D

りま

世

2

8

御

話

L

た

な見

女 云 it 6 ふ様 5 5 * 8 考 3 S h は 信 な 8 7 1 1 2 隨 云 7 8 5 Ŀ 3 分 置 3 5 VC 9 7 H Y 75 5 カン 方 K 從 4 U T 器 .8. T 如 7 \$ 2 n 定 H * 0 * 2 圣 8 は 規 7 V 11 3 2 4 n 取 ば TV 72 15 督 0 8 3 * H 3 IT H בת 行 B * 3 富 6 事 3 H 故 勵 0 紙 X 刑 8 0 0 45 9 意 H 7 T IT 6 力 行 關 Ŀ IC VC 3 2 0 當 南 4 興 相 働 * H 力 製 VC 5 2 * 儀 h 撰 25 100 見 B2/-~ X n 6 在 0 6 降 3 な 行屆 H1 0 \$ 5 塩 樣 * £ D Z H 方 煉 0 す in す L 7 3 合 粗 す to まし 72 12 3 2 製 \$ 3 不 rt 當 6 5 8 I. 故 h 充 6 8 力 0 7 8 或 の・飲 0 カン VC 作 6 又 H VC あ 作 12 3 カン H 6 1 H 8 9 糸 Ł 4 或 VI 在 H あ 役 \$ H 0 均 6 ٨ * * _ H * * 籤 ぬ 程 8 底 止 から VC 八 動 類 0 粗 W. 力 71 的 17 か 1 作 * 3 合 8 * D 見 H 非 3 依 あ ~ 3 主 作 思 選 4 食 受け \$ VC 3 世 ば とす 3 在 て 7 8 6 4 2 取 見 3 外、 は VC 8 扱 ± 3 8 7 3 3 为 r 0 勿 上か Ŀ 3 0 H 餓 Mi は 70 な ~ 8 4 懲罰 論 IC 出 ず あ 30 なりま 力 は 私 0 3 届 天 7 3 道 樣 0 ri I V 3 故 云ふて H 候 作 0 當 强 8 在 懲 בל ~ 决 意 4 等 業 0 廿 בנל 如 注 俄 0 息 戒 0 n 當 勞 男 は 2 # 0 VC 關 意 IC て居 7 0 8 監 配 働 VC 輕 懲 VC 監 な 8 注 獄 3 H で 3 台 3 8 最 役 n 罰 申 意 3 4 VC 3 5 0 8 2 0 0 不 寸; 依 北 於 宜 B 役 2 6 ます 7 7 h 8 7 要 料 7 8 W VC 居 常 H 仕 2 を怠 在 IIT 8 H * 0 好 8 2 * ば L 備 * 7 智 T 7 2 2 煉 出 7 慣 3 H T 0 6 3 て少 3 * な T あ

まで 因 0 U 8 3 6 あ 6 * 3 物 思 6 5 あ V 3 事 あ 3 H カン C 8 4 切 1 3. U. 2 8 ば \$ IC 2 80 在 5 製 論 \$ 3 申 3 3 扱 す 80 8 品 斯 T 云 6 VC 松 6 72 12 足 3 L 2 -う云 云 とを ふ精 26 此 甚 8 H 0 \$ A 貯 事 \$ 12 方 3 100 利 始 0 申 或 なぞ 用 3 基 83 * 付 r 12 神 は 7 穫 切 1 K 党 を持 L 0) 官 ことは到 7 醌 2 \$ 0 双些 負 M I 1 3 3 3 替 北 力 0 政 n * VC 3 12 あ A ٨ 72 取 神 て居 より 世 扱 מל * あ 府 す H 3 3 IC 力当 0 * 3 片 は 6 袭 0 Ü 勞 2 拘 8 B な 3 41 成 損 所 カ 8 足 h 闡 17 な 3 כמ 3 11 7 H 失 VC 0 樣 換 用 12 \$2 價 L 5 3 I 5 I IC. 充分に D な 手 專 は 12 值 7 製 VC 要 切 U H 71 ず は 咸 + 醫 12 * な D 行 ると云ふ H カン 4 官の物 じを持 8 す D K 8 す 3 7 5 < 8 T D' 粗 8 居 集 等 6 で 厭 3 h 2 5 4 大 作 8 のみ U 章 \$ * KO 0 妨 邊 カ I 5 假 0 20 H 害 3 6 切 寸 1 は 10 4 2 の監督、 ではでざ なら 今日 であ か n 故 令 粗 で 金 足 其 政 决 1 た IC N 末 ると云ふ で 索 仕 片 L で 切 11 ります ず、 あ 官 受負 一粒 IC 草 7 23 か 舞 22 足 ります、 6 取 た 0 履 吏 3 いま 扱 拾 É 0 てる 8 賃 8 N בת 切 脚をされ 3 程 7 מל 7 云 カン 云 5 n 0 A 8 世 如 安價 5 囚 3 Mi 1 3. 5 -2 7 ri 2 模 本 8 L 云 ٨ X * 仕 樣 與 即 樣 方 0 7, ふ様 威化 は是非 במ 威念を以て誠 H 5 次 共 * 舞 7 魀 な 0 -る様 間 物 * 3 藁 H 7 VZ 取 -金 塞 な事 4 新 で 來 0 是 捨 6 示 H 如 0 で は VC 1: 斯 3 製 何 B Ł 南 7 7 8 8 82 之を 5 な 3 IT カン VC 素 監 3 4 1 置 n 望 磴 17 H 云 此 あ 諸 0 督 72 仕 8 M 緒 す 害を 穫 VC 3 舞 th * 3. 9 3 7 L 8 28 まし 2 粗 4 は N 0 to 更 切 7 政 0 IC 物 3 T 5 江 用 て 5 ri UC. で * * 0 品 * で \$ 5 44 H ri 必 取 2 5 -草 B L * I 3 8 7 7 极 I な 0 た 6 H * 用 0 V 11 כת 當 73 8 切

(0-)

H

必

7

3

5

合

DS

3

במ

5

5

3

O

1

+

5

VC

就

て

क

細

な御注意を望み

ます、

論

典

0

双自ら と云ふ ~ K 0 8 看守 3 H n あ 为当 が 云 役 み 所 要 言 4 8 方 1 拟 0 0 授 0 講 A 0 V. 0 してさう云 督勵 2 入 育 業 3 0 4 5 な 3 な 師 Ł 工 存 VC 格 守 から 2 あ 依 た 5 2 1 で かざ VC I 業 4 左 T 甚 4 H 0 看 I 3 唯今 支 12 す \$ 2 ٨ 守 必 0 H n 生 -50 32 3 拂 能 デ 技 * M IT 0 0 から כל 価を < 現 皷 v 己 守 採 は -5 左 0 \$ 用 \$2 行届 0 看 況 に取 上 益 7 12 諸 CK では 職 有 げ ることが Ł H * 得 守 で D 0 君 條 件 < 4 1 得ると • 盛 0 12 業 H H 扱 な 者 結果とし ぬけ 內 8 カン 作 至 II L 双 當 5 必要で VC * 2 五 12 監 L 業 3 カゴ 松 0 出 n 7 H 出 D I な 7 0 如 とであらうと思 5 0 で、 來 は < 云 如 8 隨 H 必 方 作 n 席 作 < 分 ず 3 7 b な U 彼 IC 薬 2 L を云 权 5 業 等 7 ri 職 世 -3 深 匹 な 2 ٨ B Ł 熟 0 • 5 講 業 採 < 0 8 4 斯 を會 3 も比 擔 心をし . 練 K 義 5 用 歌 採 關 VC す 話 云 出 業 樣 用 毎 當 係 L 8 T T 較 L た V 會 3 來 办 條 す 思 4 8 4 て 有 的 件 2 8 仕 L 必 者 2 て物品を まし B 小 3 と云 要で に多 居 云 て VC 河 0 8 H 2 ふ様 職 3 6 夫 #i 居 12 D な 串 0 あ 3 v 薬 粉 ٨ で 在 2 なら 4 出 8 3 乍併一定 28 ð, 力 官 I な 3 主 女 來 向 5 w 貴 所に ۹ で など 自 U 任 心: V 8 8 8 W in 要 甲 か 5 8 1 即ち物品 * あ は 0 授 云ふ様 論其 す、 b 9 饭 であると云ふことに 行 0 0 守 4 * 業 監獄 2 御 まし \$ 0 催 謂 II 神 12 す I 話 作 * 務 君 3 航 在 72 在 I VC カジ * 業 n *2 I 1 \$ か 3 7 採 我 監 開 考 VC 金 知 充 Ш から 5 好 加 つて 為 用 國 ٨ 0 8 就 5 で が h きまする 分 席 作 す で 諸 起 作 D す B 3 8 L 38 費 5 \$ 1 VC . 3 H 易 3 \$ 江 就 VC 0 L な L 0 語 なっ K H 72 # 7 云 V 7 H 7 歐 ば 樣 ri 2 H 其 2 n 講 監 2 1 て居 雞 ば 6 相 L 考 作 3 話 E で T 2 當 7 獄 業 路 7 Ł 8 6 3 0 VC 主 VC 究 b * + N 12 5 向 設 9 5 9 任 T 故 包 4 H

種 B 4 ri ŧ T VC 3 實見 5 容 H 12 0 72 8 3 元 8 8 0 から 若 -易 2 致 さら 犯 爲 * 8 御 VC なけれ 0 2 K ふて L 則 往 裁 H VC 8 8 胶 d 2 ます 縫 5 係 云 מל 生 得 就 云 VC W D I から 5 直 7 5 現 金 0 H 7 3 V LC 在 で 工 3 2 VC 3 在 n 江 정 金 H 0 在 P まし 始 す H 所 8 靴 8 H 1 В 支 5 5 8 A 5 It I 云 n B 串 0 4 な 4 D 監 帳 4 監獄 7 VC 付 3 V 是開 嚴 B 不 籦 整 双 由 6 Ł 8 0) なり ī 自 は 重 8 直 V 2 'his 理 時 都 8 0) 7 VC 强 3 其 在 8 合 L な 簿 致 2 0 で は 符 て之を 居 事 愼 # 4 8 7 其 L VZ 3 業 独 あ _ カゴ 受負 まな 務 3 3 實 4 務 通 徃 部 VC T 5 る例 0 8 者 N 居 £ VC 際 帳 就 K 4 3 \$ במ りま H 答 云 IC 能 在 * ~ 人 + 就 II 調 -V 4 ふ様 n 8 自 於 M 見 か 7 ば W 即 か < 2 1 1 8 分 L す M 監 御 K 2 7 1 通 之 \$1 B ٨ なら 28 0 見 晓 * 过 VC 4 A 獄 話 在 7 祀 相 服 2 聞 為 0 Ł * な 3 -4 其 版 な 入 間 8 カジ 利 3 致 12 から す 見 L 5 3 結 2 は Ab. 損 ます . 出 かご 3 B 果 VC L _ t L X * T 身 ~ 來 è 所 往 又 あ 3 3 た * 分 N 2 數 4 關 であ な で 為 8 來 禁 ぬ 5 3 H 3 5 係 L を云 まし N • あ 8 す * 後 潭 L L 0 L 72 0 L 9 9 まし 又囚 化作 で 夫れ IC な 承 1 17 記 n 12 0 ます げ て為 3 1 H 11 7 整 2 \$2 A 知 L 7 n מו 居 埋 7 ٨ 業 3 成 8 在 有 L 2 為め VC. 取 す 直 ば 7> T 3 * 作 入 3 8 D 7 h 5 接 ます な 5 W 居 * 致 業 向 締 ~ ~ 入 監 办 7 が IC 囚 此 4 L 上 4 Da < E. す 至 ò 9 常 規則 時 至 生世 D ٨ 同 7 VC カゴ 0 在 3 _ 時 2 . 點 -0 定 から 行 非 と場 0 3 IC 27 7 3 滩 ri 7 3 直 VC を引 5 < 常 カジ 0 主 粗 兩 במ 受 事 I な影 合 不 亂 3 8 0 漏 + 甚 ~ rI 眼 塲 * 完 1 終 * Q. 充 持 12 20 XL 出 H 普 6 分 依 全 ö VC * 響を 看 L 4 3 通 所r あ 3 3 * 3 を云 注 定 VC 守 8 5 で 4 3 は 0 で 0 K 倘 意 務 W + 蒙 \$ あ 看 カジ 112 8 串 終 例 3 あ 監 す 頻繁 私 3 1 ò 守 柄 h 11 B IC -0 L 0 ば 7 2 \$ 蕃 It 弊 7 は 6 汉 ば 8 韶 12 居 靴 * か VC 出 君 谷 居 It ri % 見 息 者 L 要 飲 7 0 間 8 カジ 藉 出 0 8 #5 云ふ 食物 方 方 בל 損 B 重 7 4 す 3 X Ŀ 活 2

報 會 級 觀 響

(=-) 時に何 不都合な點 一ヶ月も二ヶ月 就て時々 為めに今日では 依りまし を切つた 時に間違 其照會 8 0 V 叉在 IC 0 つって書 發見致しまする缺點でこさいます。 て遺留貨物の處分 VC 何兵衛と言 7 8 め あ 0 Ł 對 K は敷百件 官 間 L ٨ 考 表 明 如 一々見出 いた を與 ふこ を失 28 に就て今少し B て原籍役場から 73 は 後れ 何處理して宜い 死 勘 古し ででさ のを訂 ふる 0 查 の遺留貨物 3 た其 して ましてそれが 會 I た た場合 を云る 少 0 8 不可 者が カジ 祀 L 5 居ります、是は今私が 精し 出 入 ます क्ष 或 水ない がい置い の始末 など 本 后 17 方 过 À 於 法 から今 < カン 身上 為めに 分らぬ は \$ IC 御話致したい 办 K 7 甚し 此村 の着 まし 票 な 1 n た為め つて居 JE. Ħ 0 2 出盤時 は是で 2 きに至 0 熈 5 て 0 かご IC 叉工 とに 居 て居 遺留 會 住人 VC 1/7 查 6 7 考で居 化合計 其間 区的 作 錢 なつて残 依 らぬ所 貨 會 11 つて跛 御 っては全 の計 物 発を 業の ではな て姓名 0 S 遠つた名前 記入 拘 0 3 算なぞが 蒙り りま して カゴ 處 はら 御 者 つて居 あり になっ カゴ 分 で く遺留貨物に いと云ふ一片 プ間 P 變つて居 から あ 威 L をした序 たが ます、 甚 は 3 3 る物 28 か分 叉時 证 で死亡した時に原籍 72 4 72 之を 月の 不 8 小 から かご 期 で つた其 M 親 5 河 力 捨て を失せ 初 に些か って申 ぬ 或疾 Ш 0 1 3 切 串 で出 來な めにすることに る、是等は私共監獄を見 手を付けずに 回答を得まし で あ 置 病 官 者 します ふ様 きまして賞表 ず 御參考 から 3 0 8 v i 為 死 緩 御 て勘 B 慢 71 め 渡 17 な #L 12 席 VC 0 L つて VC L をい たと云ふ 役場 た場合 is 貧 成以 漏 4 12 T L って居 居 を與へる * 7 切 9 7 n 7 VC 年數を 照會 ٨ 居 と云ふ様 元 3 0 て其 の入 3 不 4 カジ 7 て有 ます、 3 3 3 i 機拾 監 末も 聘 經た まし 監 (1) カゴ 0 VC

0

東京集治監 會 12 於け る典獄若山茂雄君

100

燕

お東北小

であり **奈川縣典獄** と共 なけ 23 諸君 と共 れには先覺 VC に始 まして に訓 2 n v 御 ばな 世 此 紹 B 終 示 事 7 5 惡 0 介 しまする 稱 5 社 为 四 します今日は本監に於て此講話 其為め 諸 0 בצ 會 へて居 P 君 さら 0 IC 腦 說 5 君 を開 進運 E 3 御 8 する 講詩 UC. 思 共 L 時 9 8 認 ic U きまし まして條約改正 IC た 共に發達 實 73 VC 勍 # * のことを願ひまし it 8 7 行 君 しまする通 尚此講話· て頭を作 する どうし 降つた 17 樣 話 して参り を御 次第 VC 7 3 8 11 會 L 5 なけ 8 既に 今日 願 御 で を開 L 同 社 あ たら 會を開く 樣 其期 # 2. 會 獄 n ります故 < 10 に監獄 3 位 ことか 0 務 人文の 皆さん T 7 加当 0 到達 改 に付 5 に就きましては小河事務官山 に開する K 善 12 -諾を得 程 監獄 御綠 3 進 200 しまして今 度に後れ 思 肝 步 を闘 要 V. 0 i 合 智 て簡 1 n で 仕 # 羅 5 F あ 融 事 ない ねば で 5 0) 8 H 短 3 5 研 4 0 27 あ VC 様に と考 究と 官報を御 なら H 其 1 IJ 主意を 御承諾 へます 後 T 云 此 22 ふと 監獄 非常 ことは 其 積 魔に # IC 上教授留 りで能 そう云 8 なり VZ L 0 串 か 賞 な 4 て 最 業 任 2 す 1 置 な < 3 \$ 8 Di. 3 25 岡 必要 御 必 進 重 5 \$ な 致 で 4 開 要 御 步 す 授有 8 U より \$ 0 なる 承 な 6 あ 7 知 < 7 3 往 0 6 誘 本

囚人賞與に就 東京 集治監講話會

有 馬 174 助

七は弦に演 粉家 0 -説者の A 2 П 7 調を B 借り 17 劇務 て御断り IZ ti. 11 L L なけ N 所 0 n 2 ば ならめ 0 で 2 504 ことか ます、 あ ります、 それであります 御承知の通り、 d. らして著 私は諸君と共に 山典隸 より

(E-)

3

かき

云ふ問

であり

金し

てそ

n

のか彼等を處遇する上に就

7

非

常

利

であ

8

と私

\$

6

あ

ます

力

5

して此賞票と云ふものし 即ち賞票と云ふも

働に就ては

何の邊まで

カン

3: 3

0 益

で

8

かと

6

あ

らうと H す

信 7

す、先

つ此賞票と云

\$ 8

0

0

働

*

П

N

許しますれ

は、在

監人

N 7 及 な

取

H

チ」の

如

0 しま 考

であ

つて非常なる害を爲すことかあり、又非常

であら

5 20 確

と思ひ

ます、

份言

葉を換って

申しますれ

ば

此質票なるものは一見する

唯

二片

0 3 7 1

なる効能を顯すこと

בת 9 威 5

b # Ł

3

云

3

4

なる)過

ぎませぬけ

れども

彼をし

て活

カン

すことも

又全く

滅ぼ

すとと

8

1 そ 題

虚 ġ

r

費し

て居

3

所

で

ごささ

います、大方諸君に於ても此

點

K 働

就

H

同

L 8

ち此賞票と云ふ に(改正に

对

0

は斯

0

如く

、重大な

る機威を占めて居る

す、それで斯

の如く

大切の

8

のであるからし

て御互が此賞票の附與と云ふことに就て荷も是を軽々

ものであると云ふて私は

差支あ

8

1

3

取

1

(五一)

H

力

8

思

5

0

であ

8

25

云

ふ風

K

利

用

す

8

2>

と云ふことは申す

£

で

8

あ

4 0

44

D

もの

IC

あ

5

ずし

7,

食票と云ふる

0

H

大に之を利

用す

8

2

云ふことは初

1

DH:

賞票

制

*

立て

n

3

10.00

位 Ħ 强 かな 様な 0 מל U 4 < 少實 M 7 0 5 ٨ L 務上 * 曲 7 K Z 72 K 高す 突 御 文 遇 * L 3 します た A n 資格 事 參 6 VC 知 如 って 4 8 ž 豫 כמ 3 云 願 B 0 7 只 な £ ふて宜 D 御 妨 7 一に就て 今あ な 氣 承 げ 君 W 付 知 8 IC w カン 願 で な 向 1 0 8 であ 此 5 云 7 U あります 3 2 講 方うの 5 る宣言 居 12 譯 話 3 りま 8 で をする 思 0 V 而 す It カン VC を受けて已 利 5 ます る事 諸 好 L など を云 て如何 生 处、 君 Ł # * に向 でも申しま n 誅 **ふ様な堅** それ なる で私 7 むを得ず 君 何 0 講 n となれ 事を 話 H 或 斯 苦 IC せう rt 見 茲 相 0 8 如く大業 ば諸 L 込 亿 談 演 7 F 述 的 說 v と云 2 述 3: 君 30 3 Ĥ ~ 8 前に ふ様な 3 カン 分 N Ł 大 の見 言 以 譚で 3 申 11 文 7 切 3 0 i 込 考 紹 あ 在 ます を以て 2 ります * 介 8 35 述 流 3 所 ~ 說 3 12 0 7 する 3 3 はあだ好ま 8 בל 見 5 * כע 0 ので 講話 實 8 3 H 己也 It 斯 3 7 4 五人 K Ł < 20 私 6 L 云 0 b

ろ弊害 を大機 を云ふ ること 思るいま は段 為め れぬ 言す 8 2 * 7> 化彼是 28 的 かご H 心 6 3 K 4 8 3 實施上 配す 3 其處 のを 或は 0 6 11 用 H \$ 然る 司隸官 0 あ Ш 0 3 VC 0 思 濫 VC あ 8 1 授 歡 出 ねて見 りま りま L 12 7 U. \$ となり 來 7 に我々 M 其 2 5 10 ょ から 是 ず を買は あ L 制 で + な h から L 授與する の立 して i ます 7 丈 死 3 5 て 文 或 所 て 0 或 が 7 It * 其大 に拘 他.或 は客 賞 7 n 論 で n 我 方 甚 は III 72 画 か 者 から 5 11 4 にあ 為め に就て 興とな 切なる 一般 其 斯 I かさ 大 * あ n 泥 0 L 此 抵今 全 た 0 遺憾とする所 验 2 與 寧ろ客 如 VC 賞票と 0 責 評 12 3 8 ことを き事 徒ら つて 程に之が 振合 す 所 私 * どう云ふ弊害 0 70 の申し U 說 3 5 £ 明 Ł 嗇 があ に典 云云 唯 8 L に鑑みてどうる בת に失 棚 云 考 確 5 L 7 へます 信す いふる であ ます 3 8 の上 常 云 た 3 其 ふて す 8 論 報 מל 0 VC 親切 • から VC 0 3 0 0 D 3 3 8 8 を出る 資たる 所 で 如 3 3 0 知 あ 就 樣 4 6 n 7 な 8 L 8 謂 殆 I 3 对 K ぬけ つと切 重 ことは 7 かと云 慊 本 あ 斯 8 ri 濫與と云ふことが 8 満た 之は P 3 5 に過 我 5 に取 8 8 n 12 云 4 ž ふと多く 何人 を云 であ かるる 5 0 8 2 匹 思 ri 3. 賞 旣 n रु 1C 申 扱 3 ¥ 8 配を懐 ふ恰 H します 瞪 票 徃 私 は 8 8 何 かご n 言 所 責を 私 12 0 様にする 私思 ん 3 rt 7 0 0 3 善 8 居る であ 少 今日 是を く者 n 考 代 行 8 盡 3 ば で 3 VC 0 價 * ひまする 10 0 3 處遇上 は各地 此賞票 the 0 ¥ 顺 經 V) かが か は I 数 驗化 かと云 多 を云ふると 8 表 通弊であ あ 9 -ます 部 3 す v 1 0 0 て品 IC 依 の無 に見 ます 分 3 8 賞票と云ふも カン 云ふ講 どうも 爲 彼 3 で 3 0 h 8 B 8 * 事 あ 3 8 0) 8 是を 貨票 す 4 所で ri 旨 Ł IC, 8 3 一五よ 穏を 去り * n 適當 4 ろ 買 ri 斯 2 な 授與す d は 瀘 育 8 28 ある なが 新る に行 カン N

स्

が

思

ひま

す

VC

諸

君

がは

34

御

照らし

なさつて私と

感を

同

じち

3

3

餘り

(±+)

到底駄目だ

どんな事

をしても吾々の言ふことは

嘘になって信

用

して臭れ

ぬを云ふていつ

る失望路瞻彼等囚

腦隨

か

領敏過ぎて

旣る

往

0

深くず

腦際際

SC L

染込

2

でそ

れを以

7

將

來を推す

ことに堅

苦」

しくなり

くなります

る司

なら と云ふ に至ら ふとは b 職では なろうと云 つて 何 ぬ 0 つと又直に地金を願けする にあ 如く 機會を ix さるも Ł 瞞 な 17 まされ なに 年犯 8 W 賞票を < B 此 司獄官は にしても行狀を賞揚する其際 貸票を與って二より三三より四に酵ふて 能 逃さぬ様に 即は か已に **眞面目を街ふて改悛を装ふと** 3 ح 0) 7 とに P 致 經種 N 易 カン く云ふ議論も起りませう、併し私はさう云ふ間に向つては、宜 3 しまして ٨ 或場合 宜い り致し として見 語らめ 就て 4 0 5 0 如 から兎 2 犯 H * に於ては職まされる方が宜いと答へ様と思ひます、兎 て居り る細 さう 失望 世より 罪 重 のであ るとまる 罪囚 0 に角現時の して彼 して居 社 2> İ < 拾てら 會を など L 注意 ってさう云ふ韶の付 る所 て 等 で囚人に騙さ * 種々 0 致して居りまして其 0 まして、此處まで陷 あ 行 行狀に着目 維め であ 7 轉心改意と云ふ場合即ち發 1 狀化依 に役人 まし 仕 3 それは ては 2 て判断する て居 松 れる即になり 行くと云ふとは餘程 さう云ふ様 手を 50 して公平なる判断 殆 心る者 か 8 8 替へ品を ぬ者に賞票をやるは つて参りまし 恶 と云ふ あてになったとは 機會を發見 で が正 在 3 はせぬ ٨ 7 一當て且 替へて處遇し 悪 間 8 をやり 心 0 最 に依 努め しまし 多い しまし 早 力 た つつ宜 と云ふ 所 4 7 江 Fife 壶 捉 0 賞票 調まる なく S ic し H たなら て是 に於 まり 移 L 8 角 たけれ W 議論もあり n 7 0 それ it .OE L きまし で是 仕 2 7> 所 別典す で 3 徃 ば未 舞ふ 在 6 0 0 8 過 は職まさ 3 5 から で 0 箇 8 82 7 當 + 72 4 7 到底 北北 12 0 7 月 と思 完全と云ふ 改 其 H 8 5 ば あ 良に赴 經 尚 前 極 0) う何ん ム然ら 12 て 相 0) 2 更 0 度 72 二箇 彼等 7 7 手 分 8 8 K 態

とは今日の弊害であるから其弊害に陷らぬ様に注意するとが彼等囚人に真大の幸福を興ふる所の注意の と思ひますが諸君は如何考へられます れぬを得ぬ、所で最初嘘を吐いたが、誠になつて本當の善人になつたと云ふとは監獄にも能くあるとだらう **逸にはそれが大泥棒に化することは事實であると云ふことは書物の上に書いてある又むつかしく云ふでは** 方うが始終倩疑の 程前後に考を着けまして最初思かつたからいつまでも悪るいと云ふて餘り先入主となつて行狀を勘査する **ぬ大切の事と信します。それでありますから諸君と共に彼等の行狀を勘査しまする時に於てもそこらは餘** 化一點の疑がなく即ち光風霧月と云ふ立派の態度を以て彼に對しましたならば、とうしても彼等は化せら します、もう嘘は吐きませぬと云ふて人を瞞ます積りでやつて居つても此方うが至誠を以て彼に對して常 ることであると確信する、それで世間でも能く申します「嘘から出た誠」と云ふこがある最初 の上から申しても當然のものであると書いてある、是はどうも吾とが囚人を取扱ふ上に就ては實に適切な て悪人でも是は善人である悪るい事はしないと云ふて世間から段々煽動されて其人は名前が高くなつて世 ありませぬが或書物で見ますると心理作用として人間が常に入より是は往けない是は悪いと云ふて始終評 一種妙味ある真理でありますから吾ろか賞票をやるに就てはいつる此賞票の上には適用されなければなら 間の尊敬が重つて來ると思るい事をしたくても出來ぬで遂に善入と化して仕舞ふ、斯5云ふ事は今の學理 判を立てられ相場を立てられて殆んと其人間はどうしても世間の評判の如くなるものである、 の上でも見ますが監獄の役人が小泥棒を提めて其取扱ふ所はいつる大郷人である大泥棒であると仕向けて の常に言草にする所である、さう云ふ具合に折角本氣になつてやらうと云ふ所のものも、 眼を以て見るときは是は人情として人間が素直になり得へきる か私は斯く信ずる所のものである斯の如き事柄は人情の機徹に渉り のでない、 能く書物なぞ とうしても此 は私は謹慎致 それに反し

ぬが賞票は斯の如き度合を以てやらなければならぬと云ふ意見を持つて居りますから、是丈を申上げます 是非是等は改めなければならぬ必要を認めるので、此所杯に於ては斯の如き事は決してないかは知りませ ちに邪推を以て見ると云ふ所謂昔の牢屋眷根生とでも申しませうか頑固なる偏僻なる所の疑心であります ちうと思ひます、吾々が 此行狀樹査の席上に於て常に腦腦を打つて不快を感しまするのはどうる

置監獄協會雜誌發行

在

神

競。

研

到、君、

息

青州日且賀且勉

海 The Mario Control 通 信

ゴ 會長ア ウ、バ 氏より本會への書翰 利國ヴァレ、ポ 十口、 D

(t-)

拜啓本月(五月)廿八日は日曜日に付「ポンペイ」街に

3

の設立は已に七年の前にあり

而して今日

事を容易ならしめんと欲 は電に なる社會の孤見を救助養育する本會の美學は己に數 1 教濟養育するの目的にて創立せし「ヴァレ、ポ 於て囚徒の遺見にして他に頼るへき道なき不幸者を 年前より成立し其成蹟も亦良好なり(中略)蓋し本會 を城 會第七回紀念祭を執行せり(中略)世に最も 少ならしむる 此等の孤見を救濟養育に止まらす可成的犯罪 の方法を するにあり 講し且つ改過遷善 の難 可憐 1

る監獄

則施

行

中

取

Ŀ

疑義

W.

沙る

17

就

0

稲

是より 愛主

大なる

なし

す 10

I

るし

今

B

なるを以

て法律

上孤

U

30

を謀るは

抑る世人

の義務なり

0

關雑誌にして最近刊

の「サ

7

•

~

輩出する 會に なり らしむ なるを約 日は公私立なる慈善主義 りしも今や之を可憐視す 習ひ之を繼承する思漢なりと輕視し之を顧る者なか **孤見を視ること恰** 非人視 て全く 0 あり 孤見を引取り 今や世の善男善女は争ふて之を扶助するの美風と 位する儕輩 刺い今日は巨万の資産を有する富豪家も上 8 へき方法だに講ずるの蜚稱れ 4 諾する 開け せし のみ を異 其結 す叉た悪む 博愛の士 を皆孤見を憐み宗教上洗禮 養子となさん 寸 ならす 3 寸 VC 0 杏 加之昔 一も脚な つつき悲む の會社 倘且 るの世とはなれり且 H I 0 は な つ父母の ことを望む慈善家 H 如 3 から にして孤見を撫 < 創 なり 立 ~ き犯 す筒且 に見 當時 N 被 卵に陥 肆罪 遺見を 3 る今 3 O つの進 所なり 7) 法 数父と つ叉昔 HH. 流社 育す を見 嘲罵 3 5 上 0 -3 7 L

一號を らす尚は斯 旨とするの (中略)國を異にし里程遠隔なりと雖も博愛の や見るへきものあり請 旨を明記 就き一覽あらん 法を集出し以て教育したる成蹟あり 封入して送呈す右は本會 しあり 心情に至りては盖し異ることなきのみな 業を普及 ことを又た本會を創設 其他本會 せし ふ閲覧あらんことを の改善發達の次第にし むるの意思も亦同一ならん に良好なる養育 願くは本雑誌に 此せし當初 主 義を て耳 の飯 の方

本會は 女明の差と研究せば得る所亦頗 ことを又た當地の古跡を探り羅馬時 而して若し本會 入 伊 百九十九 太 利國「水 年. 0 為め 五 V 一月十五日 ~ 高見 イ」なる有 あらは る多 希 名 מל < の古 代と今代と新古 H 8 垂教 跡地 ~ レ云 あらん VC 在り 4

ソベイ アウ、バ に於て n

て之を非

5

道

VC

反

す

ることを悟らさりし弊風

憐見を撫

育教

L

H.

0

見と何そ撰ば

ん從來囚

٨

たとさえ云 *

L Ĥ

惡智

て荷も の見 0

育

道 ~

を講す は概 7

罪人

の見なりと雖も の世の中とはなり

教育

道

得

3

17

於

I

B

7

Jen Kill Michiga 録

Service Servic

改正監獄則說明私言

述

私言を述 を試み 旨に出 て當局者 す讀者幸に之を諒 者の明言 は改廢に歸したる簡條は姑らく を有する條文に就ては可成之か るを以て監獄則 を得さる箇條の外 して今回の改 月七 に述 たるを以 勅令第三百 ふるに當り併せて之か改廢 の解釋 する所にして此際改正箇條に對する 50 中荷 は に委することしなりしは て刑事訴訟 IE: 令第九十三號監獄則中改 亦 は H 4 强ち 他日刑 よ而 정 ほんの部分改正にして必要止 刑法 四號を以て公布せ 無要 して今回 及ひ 法 法改正の期に譲 0 IC 舊法 加除を避くるの趣 依り當然消 事訴訟法 同 にあらさる に闘する解 文を存置 に改 5 主. IE 滅若く 正 管當局 IC 5 說明 關係 たり L 12 世 * LI た 深 b

直 章 章 章

- 200

IC 7 便 のあり It 世 3 改正監獄則說明 んととを期 次項に に常 局 之を掲 心主管局 した 理由 長よ 以て り説明書を發せ 當局者の比 較研 らた

細則 とを證 を總稱 の外執 る文書を 送紫等を指 命令書 とは特別の法 書は刑 き疑岐な 則領 收證 罰 行 明するの具たるに過きさるを以て之を施行 又は囚人及 したるものとす例へは検事の發したる移送 本條は收監文書の範 執行に必要の文書に 指 9 豫想し廣く からしめんことを期 たり、施行細則第一條參照 の規定を除きたるは單に收 したるる 書其 律命令を以て收監する の他 ひ刑 OK 適法の文書を改めたり 事 適法 被 して亦將來收監に有 告人押送規則 0 園 文書を加 して其他適法の文書 したり即ち 3 3 に有 てか 監したると 対の文書 VC 狀宣 一面して 所謂押 行 効な 指 告

第七條 と職 は乳 識者 7 絕對 兒 も之を收容 の間に議論ある所にして本來より之を論究せ 0 携帶乳見の許否及ひ其の年齢に就ては 携帯は全然之を許さくるを以て正理 的に監獄に之を携帶す する機關の未た全備せさる今日 るを許 3 す 8 とす 從來 4 IC

責任

3

者

11

脚ち

物

會

9

5

H

7

岩

0

(==)

にして其酚猫 しむるの 收容するの止れ 体(養育 を聽許 圏体と協議を遂け 無籍若くは引取人なきる は深く るまて とを得 三歳は長きに 8 0 法文に見 8 たるに依る故 と改 認む 之を穿鑿する 之を許すどあ 院孤見院等)若く 容易に 乳見の 之に引 3 改め を採らさるへ _ 失するを以て 3 むを得さる す 12 歲以上 渡す ó K h ī たると亦 可成之を監獄 至 者 5 の手 VC 9 H を要 ð 即 3 に達す 現 不 總 n VC す 3 11 續 K 7 0 都 VC 7 4 3 依 3 からさ 監獄所 N 監獄 其收容 之を其 * 法 合 Ш 4 より n 在ても 虚す る者 定 勘 て勢多 荷 H あ さる カン U 1 內 0 1 其 に限 8 3 八書 は速 哺乳期 在 VC 年 らさるを以 母 生 育 き場 0 なり 市 地方 在 齡 數 ٤ 後 豫想 3 於 町 it VC 7 共 11 0 满 務 備 之を 7 養 機帶 舊則 M 村 0 加 Ł 携 VC 三歲 者の 三歲 を許 L の公共 慈 **論**其 育 满 帶 監 善團 義 乳兒 年 てさ 獄 以下 乳 育 4) 有 VC 寸 2 9) 務 滿 兒 至 2 十八 十七條 豫め を明示 るなり 44 生計等を斟酌し其体力相當 るを以てなり而して本條に な 3 8 (施行細則第六條參照) を以て本條に取除を設 則に於て領量を拒

定役囚の作業

は

刑名

罪

年.

齡技

能

岩等

來

0

作

業を 質

課す

~

きる

3 0 むことを得

る場合 った たる

规定

1

8

0

必要

IC

出 Ł 11 過きる dis 帶物

7

但書を

加

3

改

Æ

所 0

屬長官

VC

を期する る者をして自 むることを避け以て懶惰放 は普通 とするにあり(施行細則第三十七條參照) す したるは監獄作 る外 一人前 0 趣旨 臣 N 働自 に第三項を加へたるは彼の風 認可を 人に對 を明か h の働高を程度とし之を典獄 就 食の良慣習 役 り第 ī 4 VC 得て臨時 業を以て刑罰 したり しめ難き ては各其 縱 VC 0 馴極野 而 役を発 事情 0 して科程 國 4 思 V ある 0 しめ VC B 國 陷 夫 4 痛 24 祭及宗 俗 VC の定め 2 あり たら 25 8 ri たし

を設け 外に於て責任官吏 要するに楷 典獄 無井 なる L 8 て之を區 箇數に 72 T 0 H の二字を # ことな 精 I 8 L 化及 it 1 神 級 人権を保 に出 制 依り 别 給 なり 興 ri 削 爲 IC す さる てた 即 8 依 其 3 0 b ģ 0 5 12 0 0 趣旨を明 方 3 個 給 外 證 3 歲 8 興 L 入 I 便 A 類 0 的 A 12 N 歳 はして一面 8 0 VC 者 更 出 示 由 待 差 再 VC 外 0 L 遇を し発役 入者 過 舊 現 4 領 \$ 金 5 置 設 0 第二十六條 世ら 182 然消 に出 之を貸與とあ \$ なり M 12 着用主旨を 7 るは 滅 n IC 入 に歸 さる物 4 との事に決定 R 同 0 3 L 治 は從來 M 8 したるも 件は ٨ 0 9 しを改め 性質既 カン に一定の表 にした と異 刑 事に L のとす 방 41 7 8 る由 す VC なること 被 之を第二十七條 にて差押 之を刑 8 ö 刑 人即ち 部都 8 VC ri 罰 類 懲治 にあ 臥

なし

法

ri

甘

を着

*

T

罰

素 3

٨ 0

を本 一要 を着明

條

より 即ち

除

を以て是

獻

8

8

3

端に使役

す

8

者

I

必

8

4

1

h

主管

省監獄局

一、若くは 訟法 內務

投受を禁

第八十

五

修第

PIT

者

の自

て

本

修第二項 有

は 曲 8

十二

て從

前と異

3

第二十三條

泰典獄以

改過

遷

に誘

なら

しめ

N

賞 罪

表

有

輕

12

依

た

3

ri 0 罪

置す いり其 合 官 然 8 W 項の K 8 吏 なるる 於 て * 第二十 本 7 年法律 な H 入 五 0 + 4 るを以て 律 條第 第二項 0 第 告 七十三號刑 三項 弘 A VZ it K 事 關 0 に於 訴 自 す 姑 L 訟法 3 らく 9 曲 又 意 it 規定 て B 事 の改 思 刑 差 訴 * 伯 VC 押 Ł 事 訟 E * 設 法 任 被 Ü 寫 IC す W 告 0 3 3 豫 A 改の 28 審判 と他 IE. 本 1 3

第二十七

條 3

K

8 薇

MC 告人と

同

衣

類

臥

具

は

Ĥ

ž

則

VC

改

3

במ

ならす らさる

8

の趣

VC

で刑

する

如く

5 懲治

法

-

大改

E 前

に比か

-

n

8

ri

說

へきは

刑 なりと雌

告

À

及 倭

٨ L

0

臥

甘

之を 看做

Ħ

3 被

こと是

なり ひ懲治

尤

も之

12

to

為 H

め多 總て 83 現に

0

A 8

取

締 L

Ŀ た 串

0

便

之

れあ

3

-

8

8

刑

串 少

会

0 ri

W

係

K

-

0

1

Ł

+

Ξ

條

前

條

に同

定す 化依 0 器 3 3 * 質 虚 所 12 し(懲治人 W. 3 あ 依 h らし にあら 旁女 るより 亦 T 同 さる 事種 3 し)其 ri 3 取 告 0 以 種 締 ٨ 上 類 7 VZ 揙 쫰 斯 0 nn W: 1 上咸 之を 要 等 11 4 化付助 L 出て 其 641 \$ II 制 3 たの 總 す 17 る指 7

第二十八 に於て 改め 保健 勞働 價の 回三合 け單 神 區 6 味 0 雅益 3 其 别 10 如 大臣 を與ふ 費に依 以下 分量 健康 煮 期するの主旨 何 す ff: きち 銭を 3 0 * ž 3 0 0 0 増減は 認 保 參錢以 外之を 强弱作 8 3 h T 在斟酌 可 つに 更 0 72 ٨ 8 す 0 趣 3 酌 0 旨にあ FE 各自 3 ٨ 0 VC 一定 業 食 必要なる程 ż H 糧 餘 依し 0 th 0 NC. 加 營養を る独 效 地 つ故 身体 服 5 11 らす めたり 3 两 方 0 す IT * 0 典 IC 作 3 3 3 体 認 度 して 其 I 狱 害 ~ 亦 業 8 ~ 0 é 最 8 VC 4 穩 加 年 5 菜代 R 適 雖 n Ŀ 節か 及 弱 も是 ことを な 8 監 4 當 限 等 さ及 0 をき を掛 5 な ٨ L 0 8 Ł 年 3 IN 節れ 0 T 近 3 飾 -意時人的し 体 3 圍 素 3 5 rt VZ 舊 業 * t 豫質 0 依法の

三十二條 1亿 体 0 VC 0 D 字 * M 斯 ٨ 加 1 77 * 毅 育体 ٨ 0 の操 實等 子 亦 撃け必要 な L 3 8 を以て n 2 3 本 期 條

VC

4

自

然消

滅

17

0

接

見

Ł

禁

4

7 之を 最 限定せられ 往 四 ¥ IC H 3 妨 文の 原因 當局 制 許 項 擴 害 なき を削 め自 たら 限 す 者 削 8 す 化之を許 8 除を名 省遷善 の注 敢 除し 3 3 0 12 て 8 I h 意 差 な の多きを以 0 n を要す とし漫 支な るは の念 す み 8 0 廣 な を發 精 בל 有 5 < 8 に之を許 る點なりと 神 3 益 之 す 本 にあ ì な 7 揮 犯 カン 條讀 る新 4 न 罪 看 は書 らさる を云ふい i 及 H 讀 咸 籍 可す 開雜 200 的之か 化は 2 す 許 若從 3 I 誌 IC す 1 あり 加 あ 0 B 育 3 カン は其 如論に 看 1 修 0 行 を讀 の不 刑律阐 はし 雖は 範完 上忆圣

第三十八

本

VC

於

懲治

VC

0

Ł

の便物

M

依

3

亦 道 條

第二項 3

*

存

置 H 7

3 教人

は

第 上飲

0 た 入

す

0

開

きたる 法

咸

化

育

4 un

9 差

5

100

别·自 官

邓三十三條 を三 8 成 rt 接 懲治 す 为五 近 父 た條 4 ٨ たる 8 に過 め善 懲治人 質 過きすして第二項2個を監獄官吏を改せ 護義 交 るを幾 制 0 務 数 發す 有 勵 す 又 * 3 It 施 信 3 2 其 書 0 は刑事 す 0 精 にあ 神 0 制 限 K るを解 訴は Ш 融 只 故 7 法 其 以意 な 舊 の範 3 8 てた 改圍 可 所る 3

> & de IC 0 别 2 を立る 立て難く旁で 慣用 兩 者 の食 2 包 物の 含 44 如 i めきは と飯 DE

三十條 之を蓄 そか 3 習 保 剃刈 0 慣 有害 II + Ł 餘 九 4 30 を等開 地 異 7 猥 ~ を興 にする 5 0 L 敎 ~ 誨 N T カン 20 謂 之 3 11 ~ たる 74 素 6 付 4 * も 人 さる 國人 #: 敢の より L 不 במ -て鬚 に過きさるを 教 紀律 に對す 五 5 4. むる 誨 4 支は 之を Tin な I 70 る多 か如き 流 し必 要 と要 任 3 U 1 す 雖 な . 0 て成 3 2> I 8 掛 VC 紀 其 塢 如 は H 彼 往 請 * 合 漫 かに * (1) 人 加ふ 4 VC 風 衛 h 於 俗生 な

0

他の監 事被 らさる 獄 教 誨 告 0 意節師 Ä B 女 Edi 師に きを以 VC 的 0) 文字 数 K 吏 35 のみ譲 て廣 て總 を除き 教誨訓 U. あ く之を でな 3 へから るとき 亦 諭 過遷 ¥ 0 B 單 主義 任 て VC は之 に該 30 4 善 止 育 12 1 教 の道 * II VC 飾 除 5 はな 最 5 勿論典獄 教誨を進 * 20 * 8 5 8 愼 講 72 要 するにあ 98 7 は窓 n 故 0 加 以下 注 7 雕 VC -26

第三十七條 8 病 手 八十 にあ W. は典獄限り之を 依 * Ŧi. 條參 5 1 死 亡し 細則 照 本 法 ななは 許 る譲獲 者り法 す 騎 01 はたに 精豫 火る比 神なり 葬にし し過死 得るす 亡通 (刑 oi 知 道を一方井 串 訴 開節機 歠 法 第 た染の

第三十九 定を 三分 四 を設 締 + Ŀ 上當を得さる 二條 けた の便 7 至 UC 條 三分 最 宜を 3 上 量 改 减 * 前 めたる 以て 修に 0 限 食 謀 關 9 相 _ VC. 0 ったるに依 老 止 室 本 於 嫌 當 て懲治 めた は第 所 條 * T より きにあ 3 7 罸 L 菜を給 二十 3 者 3 た 28 を以 之を削 人に差 3 の糧食を二分 八 5 て給 す 1 條 4 L を雌一 3 W. 除入 與 於 從 4 老 0 食量 も要係 主 前 て糧 許 L 旨 0 VC 0 7 一の二分 なり 過 不 食 乃 0 11 8 給 規 0 * 唯 規 至丁 菜 定 取權

の管改 監獄局 き者 行 IC 循 Di 對 豫 î 施行 0 7 地 H 則 懲罰 * 4 を離 4 開 疑 執 < 行 0 義 8 0 Z 精 発 IC 除 VC して 付し 得 本 月二日 3 改 りた 28 悛 0) 3 當 1 狀は せり K 局 左 主

1

+

t

カ

ル有

テ

,

利

意思テ害スル

力

(大二)

1 5 監 般 VC 獄則施行 通 牒 好 5 な 細則說 3 明 書 I 實

NI 或要 ŧ 注 , 7 . , Æ 意 . , , n 取 過物大品 1 ア利 = , 掛 雖 1 N 7 , , A E 7 酌 容 要 旨モ IV 携 ス 9 " 積 ŧ 有ス N 意ヲ P 9 7 9 7 1 者例力 ラ 本 有 7 1 如 Æ ラ = -ニサ之スリ身 獄 * -= 7 = 官制 保 = 9 其 7 力 = 其 存 1 吏 限 = 3 其 リノノニ = 7 " 保 任加 他價努 趣 = 7 置 領 尹貴存 1 值 × 旨 x ~ 關 テ 拒 = = + チ NA 堪 不 係 之 4 3 1 N , ~ 便 1 7 張 主 モ 等 Æ 力 旨ノ , 如 # - 認 + * 依 クテ = + N N * = リ者 種 生 9 タル個 =

注意 其主 九 + N 勿 , 7 ~ " t = 7 , -活 1 9 監獄 論仍 欲 旨 推 可 7 V ナ 及 テ 費則 意 * 7 × 除 儘 = + 則 女 撿 * N 官 7 t 7 V 一層之力勵 公監取 7 = 追 皮當 第 N 身 N , , 規定 ヲ要 テ + 7 ス 依 , = ٨ 然 U 9.00 身 此 締二人以 ラ紀 = N N -條乃 7 密 テ成 V , 7 1 , 看 ブ職 行 7 4 不 " 7 注 v = 婦 貴 守 守長 能 事 三萬 釋放 意 ヲ 必 至 長ノル女ノ 項 = 期 要第 上 = 遺 × 7 1 屬 1 , 7 + 算 加 此 ス 1 + X = 蹠 德 臨 趣旨 付 * n 認四 3 力 1 7 ナ ~ 7 監性 テ 寫 キル 職 N , × * 之ヲ × 7 7 t 7 粉ラ 7 7 * 7 力 E. 7 アル前 V U = * , 要 1 分掌 勵 . 七 テ 9 セ × " 7 = 身 ス X v 之チ 女 サル 男 7 2 行 ス 1 上 -金 子 N , 女 女 務 七 + 7 其 1 監 = 嫌其 定 本 サル , Æ , ^ 上 * 右 1 + , 則

= 3 199 往殊 = 名

7 9 要ト , ŧ 则 目 之チ × 雕 第 F 7 條ルモ 備 14 監 燈 + " 7 度 査ル 房 一條 勿火 N 1 論 " 地 外二 3 總方ア 方 IV + 7 テ 不 y 置 偷 ハル追 危險 " 除敢 テ w 7 必 7 U シテ タル前 プ以 要 テ 虞 テ + + , 之チ + 1 9 . + , E: + 異 但 滥 規定 房ノル 樣 = 開室 標準 Ŀ 精 ナ 宜 短っト 9 = 懲 7 3 9 × 往 罰 追 意 ハナ . × 7 + 4 * 7 電

<u>=</u>+

三十二條

=

會

7 六

N

9

* 第

V

"

開

ス テ

コ展

尹 看

15

守

三十

年

令

第

+

无

號

M

٨

及

刑 削 要

被 3

事 除

告夕

1 N

押小

送規治

=

N

+

意

十九

第

=+

3 ×

=

*

= Æ

ŀ ,

+ .

+ 加

ヲ ヲ シ

X =

層之カ

IE

確

三十 三十 テ 1 = 7 健 師 之 U 在 . 監 當局 ラ 康 7 テ " 7 五 ナテ * 3 A ラハ L テ 5 者 , " ス獨 當 章 * 漫 ラ慎 n , 本 身 本條 ロニ之カ設は 尚リ , 度 該 N 趣 ~ # M 密 7 -" 隸師 旨 * A 作 ナ 新 則尹 = テ , 業 7 N 設 シ出作身 指 備 注ノ , z , ラス テ テ 業 体 定 意簡 ラ要と I 3 , , di 輕 9 狱 ス = = , = 重 身 况 力出 依 1 スシ 9 体 雕 難 7 ÚG. 9 テ ルテ 易 診テ 小之 7 モ 13 + 質診 勿尹 作 = 查 3 N 犯 查 業 恰 セ 宜. 1 · · 論運 指 要用 t 當 3 , 定前 v × 断ナ 年. × 1 X 2. N NHN

健上 U " 竇則 4 細 テ , 依則 本 12 = - 則 旨 蕃 9 第 1 狀 要 1 Ξ = + > 7 7 室十 ノ・具 依 N 3 尹 四 ラ 3 9 コル 修サ 7 本 特 1 " 二其 省 + セチ n ラ削 3 大 3 律 4 除 1 ト保疊 V 9 臣ノ 3 = 故 必 雖 持 , 往 認要 上敷 3 = ŧ 意 衛ノ IV 可 7 1 リテル生必コ * 7 刑 N 二得モ 其 要ト Ż 7 事 テ , 1 = 7 其訓 要 多二他 出得 7 ス携 1 就テ 身テサ 訟 搆 法 充 ,

健 足 型 中

二十八

條

M

A 誨相

,

監 7 官 n 守 テ

房 指吏

= ,

1

守限

長定

監獄

醫其

教ノ

v h 獨 1

稱

Ü 場相

當

師

テ

曼之スル

稱 . 拘

X

改

* 6 3

7 U テ 7 奮則

要

* 看

~ 長

9

雜 9

E

典禁汎

下合當

書二 官

記ノ

看主

及アモ立ル斯

7 2 =

テ

7

7

吏 " *

1

9 文

"

却

職務

執 7

行

周

到 N

敏

活 1

7

缺

シノ扉於

(七二)

1

為局 ---身 . 係ルー 体 , ^ 轉役 力 查 程ラ ス等 尹定 前 二 相 二二 要 合サ在 ŀ = \$ 7 セ テノ 際ムハリハ葉 シル悉 1 テノ 1 ハ 越 圏 モ 1 旨師本塢 + ナー修 ナ , 9 シハ 考故テ總 査ニ先テリハ ヲ當ッ入テ勿

3

チ

セ =

三角十十 メトモ等 ラ 入 -, . 廢 3 テ 外 テ七 Æ 者 3 科 老服 要 U , 當 F 程動 者役 ナ 幼 セ科シ 7 791 , 定 通下 者 + 病 4 = 7 " * ス -ラ 人 服 ナ 者 w スルタ シ定 前 役 * 弱 例五 者 31 = コテ セ テ科シ足不規等 ルハト若 メル具ナニ ザアシ服程 役ニソへ者リ分 是 9 ト等セ依ト + + ノシラ欲所ヲガ相 9 モ者ムシ スノ ニルメル者 3 + 又スシコ難ニ い。微 " 茍 質 シテトキ 在總 Æ 整 際 E 定 ハモ y ~ 1 = 普科量極ノ尤テ通

大 y 尹三ヶ月

9

N. F

ス二人以上 , 戒護者 テ要 x 1 規定

第四 役 ラル + 9 ~ = セ テ 1 _ 出ま 至シ 同 NE 1 規 第 VL リル理定四 後經 ノス コ髪ナナ 1 渦 n v ル六條 1 野 t 本《 等 ノ者 能 紙 U ハ摺 7 æ IV 二程 サ 掘 テ 亦 盧 從二 · h 之細 離ル除 ルト削 七 依 尹等 チ 則 -ラモ 若以ブ削 = + モシ 3 = トムシテ作 規 除 シル終本業 定 1 t テハ日條 1 9 常 ス 業ノ 然 指理 使 , 3 N 役規力 ス論 尹ナ 定由 定 要ル ス ~ + 1 " セヲ場 キルルチ終 サ以合期 モモ二設日

四 + = t セ 5 四 . 童此レ本 , n = 老 = 7 = 譜 ラシ再 ステ入 入者 监上 3/ M タ曾 ルテ 者禁 ヲ銅 謂以 7 1:

但ノ

依特服十 . , 要必 衣 七學 1 從 スア 3 女 n 1 服 如 乳 = 23 " 總 男 ~ 囚 = > 貸テ テ , 長 通 與ハ 必 常 衣 ス A h 服 72 衣シス " モ N ハリラ 衣 上可 . 色ノト 若例ス就

及

死亡

(t=)

7 4 3 1 1 = 要ス幼シ 尹. 內 シ來 少在 テ郎 1.= 此 規 = 過 E 後 = 際定 チ 亦 更外 " 2 " 特 = / テ = 內作 迪 ~ 作 t ٨ , 務業 /智 1 数 業 大ト = 道 ノ科説 臣シ 啓 撰 1 17 定 認認 發 - 達 樂 म म = 往 ラ來 4 7 7 7 受 受 デ 意

三十 旨 獄 t 長 : サ 驯 九 = リ刑 於 N. 9 者 內 M テ 務尹本ス對從 20 1 大拘臣禁 木 役 1 , 17 2 規許申且海 ス請 作道 定 ノヲ業集 7 勵精經上治 市中 テタト 行 二刑役三 セ 期 3 尹 油 必集 * テ _ 分要治 マ普 ノト監 通 1 -ス等 -ル般 チルノ 經集如

四 看 + 守二人 修ナ 七以役 ラ事り 變飛 ッ 上 囚 譜 カ 7 1 , 二篇シ形 於 , テ テ , 飛 X 周指 護如 1 N 7 到 置 セ何 n 7 = シナ 故, 缺 3 クテ -, 戒 シ合 = 嫌護 是テ 囚テア 者 レ問 N - " 1 X 7 , 万總 1 +

箱 = 7 毽 依 用 则 y 井 = 宜具 所 3 L 謂 , 枕 7 7 * 旨 改 × + 9 テモ 枕 妨 1 5 4 7 + n N 7 1 7 ル意要 -=

>

普通孩兒

, 五 食港 獎勵 = 且實 際之ヲ 用 + Æ 1 **→** ₹ 行 慣ノ九枕他 層得セ正 不二ム具 具舊双則 條 許 養 = シナス成供購メルニセシボ ~ 第 局 7 監 者 , > -當リ セ房十 八サ 者 食物 常 深ル = 四 クへ對 テッ U 條 7 N + 置 注 力 テ許 = , 第 カ 2 " 1 7 科なメ 器 六意 ラテ 善 × 具 X X , メ良 n + , 7 Ŧī. ル此ミ 7 , 趣 + 獎勵 シ條 所點此 T y n 旨 1 , 房 テ 7 7 = 17 A 必削 注 ル就恩 N ス除 7 典 7 " = Æ テ = 者 出保以 , 容亦 シシ要ハ = 甚 = ス從浴 = ッ持 N × 一定 * 5 來ス 故ス作 . N * H IV テ =

削

7 事 テ

要 害

サ

n

v

1

Æ , ス Ŀ

其

薾 + +

依 必 勿

剃

テリ

3

若ク

, t

叉

^

治療

ラスト

= = , "

XII Xil = 9 变

1 八虫 N

N

1 豫

+ 防

八此 1: ~

限

=

在 Ŀ

第

第六十七條

1

*

n

7

1

"

7

剃

論 L.

+

ŧ ×

被

人並

=

無定役囚

如 ^

スシ

ふは古 る人

Ä

の耻

づる

所 緻

飢を忍ぶは

٨

0

報

質

工 H

3

るかよ

實際

雅

養に

乏しくして健

康を永 武 P

遠

に保

殆

N

を顕事を言

二

きなり、

固とより

K 續 左

類を

P

密なる

体を

を興へ好餌

*

亦

*

3

43

0

に需む

から

7

À

0

御

*

な

*

IC

H 0

な

h

8

食にあ

りと らず

ざる可

7

又急中の急な

れとも然れ

83

飜

つて

双其

原

8 於

72

監獄に於て

實行

せられず

一筐の

麥食、

-

可

*

P

菜、

塊

の馬

齡薯既

-

尾

0 掬

魚 0

II 背

17

Ŧī. _

*

價

如

を供

給 旣

を得 六錢

~

*

P す

8

0

8 する

裁

M

VC

-

回

に於て差

支 0

なき

か

如 かり、

しと雖とも保険

食料

0) *

直 保 監

價

I

ても 8

適當

飲

食物

之れに由

て生

命

積 獄

+

恙以て身体

量

經驗

则

5 0

\$2 VC 0 號二第結雜會協隸監 九十 B 必 H 要

,

1

=

モノ

ŀ

ス

1

午

後

面

接發

信挫髮書 日ノ

籍

,

看 前

讀

灰

類 テ

,

洗

発役 八章 シタ

H

敎

誨

"

4

二於

爲

3

及日曜

敎

育ノ

する演 在十勝監獄醫 說 筆記を讀み 監獄衛 ツル 生 13

約改 IE. 良 は駸々 0 一革新に遭遇す 乎として實 諏 するに會して典獄會は日代はあるとに際して 訪 識 H.

H

内務大官は

之れに臨んで一場の演説わ

4

益

斯

道

b

發 5 + 達 3 17 Ł 希圖 四 8 て 明治 せらる」は質に一道の ٨ 0 に於け す 8 所な 3 M 9 明光 休 益了獄 面 愈 分 界を T

富 71 L 7 水 良器を求むるは實に無 、監獄 权 す る演 上の能 說 0 專

> か給れ費を豊かな豊 8 項を舉 らざるを説 第二 讀 0 或 要項 מל 良 1 H 2 VC 示 0 3 を撃 7 設 せら L 方 以て 療 相當 法としては第一醫士の 場托醫等なるを以て 述せられ單に衛生の \$2 0 方 0 衛生の普及せざるを思考 法未 良醫を得 n 4 か 73 原因とし 充分行屆 囚人死亡の敷甚 はあらず るの 不備、 方 醫士も亦充 7 法 待 カン 醫士 其人を を立て 遇を改 ざること 太官 囚人死亡の だ多き 4 分其職 20 め其俸 5 n 可 得 2

ず單 る亦 次官 蓋し を歩く 方を るは少く苛酷 敷を以て 施し 衛生 徒勢を VC. 具 0 之れを VC 其 眼 J: 7 而 なる者は 天命を 悲まさ 理 醫 P して完全なりどなすものなら に耳 醫士 士の あり然れ なり 登忆 其者 不能 るを得ざる るなき飲、 死 2 亡數 の不 以て天 只臨時偶 8 故に疾病發起する 8 も其一を窮めて其二を問は 能に歸して其他を問は の多 着 也 余號全 せられ 8 を発れ 發 可 的 一國監獄 治療 疾 な 息 天 8 0 霉 以上 n VC VC 醫の t を終 好 P ri E 0 良醫 なる D ~

IT 溯 17 ri 0) בול 麥食 其兒瘦 0 はあ 4 たり勇 ri 5 乳 ず余器監獄に於て病者に接する彼 あ 5 厚 建し な 7 る牛 腐敗 一馬は之れを一般し難し草食

मा 監獄 L 而 מל らず整 L 0 食養に 7 此理豈に 然 は原 たり 則あり 牛馬のみなら 秩 然たり而して其 經濟あり紊る 食 न מל ri 6 米四麥 7

價るに てあら 六 して 至 ず、 _ にして購求物 りてけ 食三合 其配 澱粉 質に甚だ 多く 以下 食物は如何ん 蛋白及脂肪 にしてこれ未 其價に添はず しき不比 <u>н</u> N 欠亡せ 例 0 だ比準を 三錢 にあ 菜代 參錢以 0 5 3 菜魚 米麥 失ふ 7 40 果 H F 食 8 して 今物 を限 VC 0 L

3 其病 8 磁健を保積するに L 72 由 とな 克 t 早 3 3 11 に當って 3 さず、 20 朱門 朝微恙ある 疏菜を常 L なり 胃 0 革と日れ 公子 俄 食 カン は日 に衰 とす 病 L 故に克 P 足る可きや否 床 7 大 0 常 思を來 る農 ず 好 H < 敢 不 T 民 雨 勞 L * 0 力に堪 骤 易 0 如 4 Ł 肺患 7> (* K A VC 幾千の 四五十 馆貴人 何して適當の 相當するに足り 直 8 物を給 5 の一食は囲以上に上 跼蹐し不自 ではす L す 蛋白質及脂肪

下等 U

の野

5 9

ず故 中

VC

Ĥ

ら耕

2

* H

12 給

* 足

P

不

在

3

8 死

柳

*

+

女 弱 斃

亦 T

(-E)

8

5 +

五

n

3

8

n

8

0

此

K

It:

命

令

IC

8

時

園

灓

Ł

*

由なる

生活

を営み

規律

VC 女 + す 之れ 旣 4 んや、 活 5 ずんは衰弱せざらんと欲すと に於て不自由なる者は食養之れ 艦中の虎は生力弱く園中の 8 に あらずし て生活其者 大 0 蛇 為めな I ~ カン 8 豧 21 給

(E3)

旨を する を抑制するなり の自由を抑制するなり而 ずして 0 し世人動 るものならんや、 なり なす 8 行 由を抑 者とな に監獄の本旨ならん 動 身体 0 8 自由 もすれば 恩愛の自 のあり し之れを 刑 制するなり、 を抑 なり身 作 若し夫れ 由を抑 業の自由を抑制する 制 する 体刑 死 大 食 に至 な して豊に營養の 0 なり 制 言 3 不 P のみなら らしめ 誤 A 滋 す 論の自由を抑制す にも 養の欠亡 8 曲 なり、 Ł 權 ばこれ 57 U 7 利 0 7 L て を以 必要を なり 慰 Ĥ P B 由 自 . 曲 て之れ 0 * 刑刑 刑 曲 抑制 B 抑 8 HO 刑 階 な 好 由 な

8 大なる誤りなり 0 て飢 It 監獄を以て一 民以 0 患なく 上にあ に制 此誤 、行樂桃源 種 るちの りを の樂 して面 派天地 用し の如く して 観を て之れ きあ 自 其 做 充 5 L * す 8 衣 T * 8 な

0

其效を奏する

VC

なる敏、

呼

4

H

L 3

思 のみ

V

#

ば

IC

過

4 鳴 ある蚊 在 道 して死亡 3 VC 集治 も拘は 12 海道 Ł 3 監 保 監獄に人 の食料 數 らず 体重 L 死 千人に二十人を越へざる者抑々亦源 亡の少數を望む抑 、疾病羸弱者の未だ甚だ多からず 北 は他に比して比較的好良なりと、 となり其他を知らず開説 較的に輕減せず、長期十年以上 4 亦難 らく北

地方よ 出で の不良な 色白く 泰西 衛生の補助となすものあらん て新陳代謝を亢 るを示す所以んなり 菜色 小すこと早 緑樹 8 あ 、其質弱 ò 克く 獄 芳草 0 3 3 状況は H H せる 滋 加 0 במ し内役にのみ生活 液 間を逍 5 進 を保 せしむ、 M 0 O 不 不 ٨ 輩の 適すこれ 北海 B 良は 光は衛 なる なるど日光 知 -し英國の 見 らざる 日光を 道 に於 * 体 人 בע する囚 或 生 表 VC 受けざる 上至 依 如 7 す (V) 所 . 1 の恵澤 天然 所以 楽色を示 * H ŏ 在 ¥ 人 大の關係 0 Ŧ n 2 4 的 华 It XE 草木は其 VC なり に九 なる ば 蓋 VC す、 T 大 外 あり # 3 なる 羸弱 役 ٨

きを保す の一顧 L 7 智者 以て當局監獄醫語君の座石に供せんとす めて之を避け 决を試み容易 干 3 へからさるを信し左に聊 の一矢を補ふの資料と為すに足ることな H 4 に安断 さるへからすと雖も * は予の を以て敢てする 幸 福之に במ 予の雑 局外 か如 \$ 0 感を な 幸 鑑 きてと 見 8 はな 亦以 吐

事は其原因盡く思 米変注文 注意を怠 すてその 敢て して何 在監 **頁**否精 を増 する 事皆 誣 0 42 言 結果とし n 粗 ٨ 食 一般に関 にあ らさる は忽ち施 化生に £ 0 甚大なるは素より予の 料 らす 用水 監獄に 、下白米とせるも)加ふるに 用 必須缺 らさるを 0) て在 は今 皆食糧 係すること多きを以て成 を撰譯するは素 の整否殊に在監人 在ても 5 監人 ö て身体 < 及 更弦に保證を要せさる所なり -信 の耳 S へからさる 歩を進 食料用 す 此 菜飲用 近 否 點に就き當局 0 健康上 時監獄衛生 に關係する 3 より其 言を待 0 水 7 * の疾病死亡の多 か如く 撰 一変を精 に影 澤に 粗 たさる 處 菜に甘 なり の整 rt と云ふる 食料 者 粗 躩 0 4 興 8 L 備 細心 所化 雌 0 4

5

忽にす可からず、 良難を抱て長曜するの歎あらん、 なり、然らざれ されんとを、 らさる かて 関に附す可かなざる也、 ばこれ醫士の罪なり、 0 三三子 諸葛武侯 節して天理に合する所 其原 質化水官の言 IC 4 0 囚人 遡り は名響ありと雖 0 希望のみならん 8 逐 而して命 旣 囚人の食料に 可 IC K 0 祭養足る而して 5 たざる し、 罪あつて而して后職責明 葢し は食にあり、食養一日も 3 なり、 希く へとも應用度からず、 食物 P 就て一 所以なる 抑々亦社 嗚呼監獄衛生 I 0 の改良は豊 更 4 層 IC 尚死亡數多け 瞜 竿 の注目を下 4 會 きる 0 一步 心唯 0 3 カン

見聞雜感 (監 一樣衛生 に就て)

置きたり 監獄警器 的技術に屬 寡き門 誌前 君 素と監獄衛生就中醫療 するを以て常局以外の者 0 號 研究 外 0 漢に 誌 を請 上に 7 3 於 て監獄 前 か為め六個の疑問を監列 揭 浪 0 以其他の 諸 衛生 問 題 9 殊 W VC 事 事に祝き當局 就きの 丁は多 濫 如 1 りに見 审 門し

る法

ö 即 す 值

象

8 悄

す 寂

8

を内

見に

要器

化糖

体し

養の 3 何 +

0 惠

營

0 * 食 勘 機 L

者

分 Ł

九

3 T

VC 3 從

曲

4

3

3

在 I 化 と否 决 身

L

7

予 身 H

就令

遺巡

ては

上而

0

17. כל

* 回

す

0

離れ精る論

の職 0

3

5

5

來

監獄 な 女

3

rt

h

能 7

0)

發

達病

等 *

係

*

L

7

1

\$

5

給あ

3

3

5 3

3 8

3

力

īfū

膓

如の病

何原证

%

*

悄 如

UT

4 4

す

8 0

食 其

用

0 3 t

良所

る報

M

0

8

ri 麥

殆

1

何滋

人養

老

存 供 W

4

3

物

0

如

回不多所にと勞因指

地

頁

VC

7 I fr 方

查

缺

8

3 は貯

8

4

-何

* 上 於

8

用

3 8

2 L

水

中 0

人きる

非

M

在

監

0

用 7

VC

す

左

夏を

11 ~ 在

飲勿

料論

に 監

供房 江

す常

る置

7K ()

曾殊 上 井 7 注

如此

水水以

4 21

媒

7 11 1 3

8

\$ 7 5

1

8

-

回

年与

- 1

少し

80

て隋

如

何

水道をとき

望

4

-

H

撰

攖 此

措に

きし

水水彼

點

亿 捕

意化

北北

地飲

と方料

なした な * 12 ण H す 8 IC E 7 * の方 进 h 意 監 45 ri P 獄 * 7 H 0 B 麥 加化 へ在 殊 1 す 1 VC 5 化 あ 麥 ni 4 之 つ以し h 7 L 0 7 精 1 定れ 在 攞 b にる諸 7 Ł 可 ٨ 於 は點 8 8 亦 7 食 ì 料 缺素 より 又 A 如 用七 す

な以化と何

在 -

3

有

Ł

力 ri

0

験れつ配分開養をと保る過る之 水んき合量係に要手すかき監を 及 3 + 影 す 如 3 3 趣 0 Ł \$ 3 をしてす 滋 を以 II るに後物 3 てほ 亦 3 8 * 7 以てを學す 副 2 정 食物 供 理と 8 L 0 當分給 上 * 左 局其すの 後 勿 脚 n ò 者不る要論ちと果 或化 は水は足能水 A 菜 8 L H 姑の可のは 2 1 0 適て 1 成幾寸 充と良常 然 分と 寸 雕 否 0 5 1 を離 为多 I 方 ri 8 如 何 直 法 ふ是き分 接 & n 亦 完 費 身 又 在老 全用 飲質をのせ足調 体 す費 き經 旦に用の使保らる理のに替る用

> 双仔 8 8 化於 L 深 决 4 槽 4 11 1 0 12 中 3 7 L ri 0) * -0 以 方 沈 K 정 3 12 0 I 是 て之 春 地 7 2 2 3 方 × 0 * N 4 F 3 な絶 あ 割 化 を炊 設 精 VC H 物 麥 精 る静 3 H 製 在 * 對 中 質 化 不 者 止 * 檢 L 7 L 2 b 見に 4 3 0 あ消 又 ri す IC 亦 7 細 n 其炊 ら化る物 3 在 置 3 3 混 厭多 を發 H 試小 rt + ٨ 能 ·Þ 8 其 3 4 11 4 8 VC な 云 L A -3 素 見精 原 た 用 L VC * 3 ~ 炊烹 製 ± 品 0 L てし 然り 3 洗 0 B VC 胃 L 0 02 故 得 ± * あ あ た 0 化隐 ri ~ 果 砂 0 L 3 洗 此 悪 5 3 7 監獄 * * 聘 總 する L 較 ¥ 精 研 1 5 て之を そ 充 3 3 す 衛生 傷 L 的 分 VC 如 3 0 よりき 7 8 U H. * 沈 减~ 1 庭 に性 3 K 8 然 7. 堂 to * 級 2 9 H

三千七 監獄 5 差の 水死 ò + 引 割 IC. 4 擇 老古 2 飲 監 毒 * 四合 過 署 試上 8 河 者 8 z n 用 獄 きす E み + VC 0 Ł * 水 水 + 0 を發 _ 五相 VC 12 4 用 月 六人 疾 巡 用 1 0 A 當 用 見改太 L VC 2 螲 4 3 73 0 世 T 病 回 W すめ遞 8 前 L ろ殊 7 减 9 即 當 之を 3 至 17 FE 3 3 陂 0 W 亡者 之 期 五 少 * 0 對 VC す 如注 ri 時(六月十 0 Œ 月 ř す 必至實る 斯 より 意 必 呼及者千人中南等 (13)る 見昨 要れり 匹 果 VC VZ 0 行 + 2 L Ł ٨ B 對 老此 於 る年 割 8 7 U 先 0 8 北 呈す 7 丽 當千人 合 之を 8 云 たそ ifi 7 奪 三日 を知 を調 L 44 8 L 8 4 得 44 T ħ h 12 11 70 と亦 VC な 7 は 煮 3 Ł 一該監知るに 死患者 17 依本 Ŧi. 査 職 3 能 河 C 7 7 + V U 由は 水 4 水 L 2 者 3 足 7 才要 It VC 獄 U Ł 從 ri * 2 口比 億 A 8 8 * 7 -飲 來 可 1 大きな to ca 昨十 人四 在 5 光 0 3 8 者 Ł * 5 明る + A 疾に分す 0 K 治に分四人府なのな井病優の尤せれに

見の共如料

聞あに斯水

(六三)

監に曾狀第日前破懲上 罰 あ四毎 醫 食 獄わ在 日師若 2 11 る監 8 + VC (IZ のを人 を四 2 13 認條師於 H H 查 を尤 0 むのそて闇 食 旣 7 身 8 あ 懲体る命し 身 室 關 体を十り察往注 意罰健とする。 室 7 体の 封弦すの意間 に罰執り る死 之 度に に亡要行をは所を 妨忆行 内一 す前傷其に視け處前 て日外例往者 及害 執し察 71 甘後 K & 4 K B +0 \$ 50 墨粗就所ひせ行て 4 溢きな執さを苟し それ診 7 4 度を身れの其り行ら 中书 25 診た案 体は點病を中ん止處 へ視るに し者就 のこす罰し 精成な 歴す 診と つ中を 亦はて き及然 神食 る祭とき 身は其其 共執 9 4 1 12 は体監懲執 行を疾に視期 國病動察寸是 にな罰行 懲と異 せのもはるれ異則中以 0

と時 VC בל 因 t 汇案 果を L 屢予 Z 失 L Ł t 次は をし 困 Ŀ 念 聪 認 u 容 以九 得の 徽 12 頓器 はむ 在 る親 3 上 罰 易 7 3 h 张步 家 & 8 8 8 加察 7 なにかの N N 40 L 師 云 况 果 L 處世 之を Ł 身如 如 B た 3 ん す 1 0 疑 加 体 ri まと L VC 省 實 ri P 2 12 5 大極 云 0 依 粗 至 3 其 TE ri F: 任 VC 成 3 健 漏 3 肯 7 死 確 4 1 8 8 全觀 な す H K 之 を得 n 因周 3 之 8 執る 盡 区 生任 な 司 拗能した 子 虛 到 5 11 病 疑 命し 3 さるな ri 脫 A 歷 * 3 W Ł 遂 7 3 5 其 4 啦 0 h 5 3 天化 3. A 級 8 診 L 8 H 過 8.9 者 折 3 0 4 り断 な云 身 3 * 處 犯 平中 VC. + 遊 1 8 体 h 2 果 聪 0 な U L 0 舞 fr 有 か 3 4 L 察 < * 而 Ł V) L * + 上 T 疾 6 7 衰 認 H L 0 3 3 ri 8 寂 醫 彌 粗 解廿處 然 者 T 只 t ٨ -力 Bir N ら湯 * 化 被 0 0

監作る疑 な問 化厚 政 7 任 5 りをあか府 7 3 是 8 5 は重 8 L しかれ そし きっす מל א Ū り務 8 5 の憂 7 2 בל 待 て所に 2 3 ふ園 威屬 局 と遇 II 3 3 そをらな器 內 0 4 諸 觀 其し君期改すり 師 二め此しめ奏 此しめ其以 H を於 待 上平 7 りて奮に任遇の 却は 心 と勵成官甚如 虚 す 眼 を一案待たく 氣る 中 希番と遇薄監 U 0 望しなどき獄 7 注 刑 を醫 其 K LI ni 意 以諸職 棋てり亦 あた へ予と俸 て君務るり さの云給 今のに

か尊

反の

3

35 1 終

0 燃日

to

Ł

たり 藁編

双

之れ

催忆

4

8

4

智

K

~ 1

非し

及を

It

繰

4

對

意 具 質 11 8 性 太 H i 未と聞 收断 質 未 L 作 たしす LM 素た と業 離の 擇に 予杷 て之の よ鉄 全且る £ り點 之所、忆 を健 生工 PACE. すかに利 擇 獄 康産し な排 VC に除れら斥を的と衛就 築をはるせ顧事云生て るさみ業ふのは ち希當 さ望局作るさに能側當 層はよ局 盤かる 業をる てら縁に得かすさり者 き如とる之の どれ醫於 てるき 離かを作 及の諸 彼素かんら是獄來に 的 の之巡 やんれ作れ息 身 体譜を 回其か事業はる

经是 文 音 景 基 二 首

業

0

撰

就

よ 精

on to 8

及る

D. 1

注し

意く

を監

は醫

独

ん諸はも

と君決の

る倒てる

.配上

業具雕

5

3

0

使

役

上

双 정

老は

以紀

役はそのを强

に少れ要はな

け兹し

作たり

業る

すのしな骨的

監にめさ

獄出たる

会

H

上今見必

* IC

3 比

0 的寸

て律き体

之上やの

な身

疑健 3

> 6 見

者 节

是にし

懲 7

戒

役强

8

予

0

微

意 作 0

VC

渦

* 採

も稱容を 養監す本 患 者 を敗現項 し数 4 は課 今-は 牧 3 要容 TH I 4 ちすせの多便 容 は以若 病監 さ三數 IC 宜 即上 1 0 監房 るとのの時 ちのはし 為期才澤 身區數で 化 化 号 篇 15° 予收於の 调 L 獄 め井 の養て休當 化 兹 磁 [0] (1) HH 復 專 縣 效し一役病於 汇 養 療に専時 7 合食 6 と者 に疾休息ら休けは II 併料 至病養者 醫養疾一病し給 るのを收療せ病時 老 予與 8 五 輕 要容をし 00 00 て重すと要む為常別 鬼時。 するめ難 て見期 醫 3 云 0 8 \$ 5 % 指者 當 多匹 ののはもの定に病逃就 を少の病 のし休へて 0 鲋 云くを監作て役ん 易換

(AE)

倘

なる撃

至

7

は

之社

言

3

人与さるに先 比較的 ち甲地 るなき 思者を病 とす るも て か 其病 尚之 す 8 0 大 然 0 3 \$2 に於ては 8 な * やを 性 H L 監獄衛 きに * IC VC 監 監 VC * 0 過 1 即 n 患者 に收 病 疑 子 5 保 大 it あ IC カン 持 な 重 -され 息者 の少 當病 しめし 容す 巡回 ち適 大小 4 5 訴 0 5 ī す 8 9) 8 ~ 0 0 散なる を診 H す 3 患者 3 L t ıńi \$ 應の診治醫 否を 時期 たる して以 は甚 \$ 3 3 2 案し 0 0 H 聯 1 t, 0 多數 各地方 72 3 即 合 あ D N 即ち監獄醫 12 6 す 3 り乙 り之を 就て 上 所 L なる 操を施 きは VC 調 為 3 * 收 者 地 或 の實 疾 者 8 者甚 虚 容 8 17 VC 牂 I U 0 8 況を 在 緩急を 間 も拘はらす 言 0 L 未 以て在 1 3 より た少 ては す 貴 72 W * 0 な 膏立て 立 n 見 任 3 5 7 失す なり 却て 為 מל 數 I 8 T 即 K 監 IC 能 +

P 4 大忠に陥 3 5 威 醫療 ī 收 群 せり * 0 の度を確 期 調治 意 養 むる 容 杏 て に之を給 を施 見 ż 何 食 0 * 料給 らさる 失する 8 時 * I N ממ 30 依 なれ \$ W. 如きことなら めたる上 へて之を云 180 與 * 5 8 4 後 就 ò 8 て之を ば身体 N 不 6 不 の懸念を抱 何 0 38 0 聘 8 * 先て之を病 にあ L VC 容 N す 或 0 ħ 又其轉 3 あ 陷 0 調査 2 11 VI 0 危篤 らされ 傾き 攝後 就 2 3 5 3 も之を給與 \$ きても 病 ととを望 H 3 מל 7 遅き 監 す 3 しめ に効め 8 7 ありて給 3 歸 0 ば容 义 患者 9) 30 3 VC 7 既 予は 如 收 H な ve たり כע 亦 VC きる きょ 3 易 容 病 失 徃 L 3 料 衰 VC 類 子 L 72 RH 即ち 衆て遺 N L あ 4 らさ 予を Li IC 保 0 3 食物 作 能 H 成 5 0 6 7 the. 43 け製 調治 H * < 未 3 用 3 VZ 7 其回 充分 養 ī な 0 做 VC する 度 3 H n 拘 ri ば食 其 病 3 VC 7 即 2 復 H 類の

を予は常局監獄醫 を然りと云ふ るなり是れ 發するは 8 用 VC 遠 1 其之を 撰欅に あ 9 前 8 8 B 能 L 1 に胚 即ち I 7 食物給與 發する 300 法規 * 諸 就 7 君 胎するを想 を抱 な VC 0 H 5 精 希 0 既 之を要 B 望 0 0 K なる L 畴 K 8 給 痫 あ 置 ~ 8 否 ri + < * 5 n 篤 to 病 す 8 女 即 失 在 8 3 監收 5 4 L VC H 8 0. 7 L を以て 本 3 决 容 あらさ 其 8 t L 狀 というのは、大変の大変を表 てさ 危

らさる事た 樂劑の良否探 8 憚 は比 なく にあ 背 該 7 8 較 云 5 6 藥劑 8 H す るは 1 的 して老練 例 L 1 價 價 B 勿 H 價 0 之を使用 類になる H なり 論に 如何 ri 0) 0 監獄 彼 低 8 低 康 技能 8 L H 0 なる て予の 葡 VC N 0 橙 r 是 する 勸 8 VC 0 症 n 使 酒 8 醫 予 富 療 角 8 H 0 VC 0 療 מל 如 进 1 見 * 世 ō 各なるな NC. 8 如 Ŀ 5 \$ 4 開 監獄醫 使 ~ 必 8 用 武 \$ K Ŀ A 須 1 IC L 間 0 * 0 飲 D 3 9) 7 5 所 諸 < 挃 # 高價 得 5 ō 赵 君 < 1) 3 整 D 如 圣时知如

> 監獄醫 は之か 30 H 3 の餘他 上 决 こと甚大なりと 鉄 ~ -L 諸君を 經 て之か U 如 と信 費を する カン D £ 當局 6 0 して 費用 寸 ことなき平 惜ますして完全 8 其 K 監獄 を惜 戦る 士 能 依 他醫療器械 しく其既 亿 7 醫療 之を 希 衛生 L 尤も是 望 T へき性質 上に 修の技術 徴す 7 完 なる設備 0) 如き 要する は最近 備 止まさる 8 Ł 期 質 N 0 遊 検を を為し 80 4 至 價 L 7 VC 0 1 利 8 K 0 H 女 租 あら 6 用 當局 +

〇在監 の遵守事項に就

2 に在 ゆるに IC . 影 12 一に屬 吾人 揭 L ٨ て 4 0 加之條項單にして文を成さす、主義 女を成 しめし 0 冊子として す 意を得たる者 守 事 恭し 項 2 ri 監房 改正 にして懇切 甞 7 意 揭 きし に備 監獄則 其筋 曖昧 示 置す の遵守事項 て當路者に謝す より條項 なら الد 11 して非 へきてを 之を廢止 4 を定 論 11 0) 理 極 1 しと 8 的 B ~ ** 4 7 者 て粗 なる 0 IC

K

<

楷

Ł

*

T

8

あ

9

7

みざる如きは 點に於て予盟 せさらんことを勤めざる たる者は 二一で近って 的 た 尊嚴 事項 + ねし て朝三幕 たることこれ べき事 ならざる るを認識 監○守○止 人○事○ま 心の項○さ を掲記 を自 此際慎 を得 100 覺 して果 は ~ 4 4 断して不可なりとす、 3 しめ、 册 כל L 國法 115 8 な 重の討議を 3 **心子中** らず て拘束 適 U 3 者 るに 0 して效果を盡し 富なるととし x 2 官吏は 部 VC べらか 左 在 重 4 3 L す谷 育 な 凝 て の二篇を h ~ らし改正 的 真 3 継 を憶 なら 個 7 監獄 切 5 故 調ふ VC V 訓誨 ざる 持 要付 得 雷 0 L 其 罪 3 形 0) ~ 意 て まん 說 N 4 彼 や否 B 式 L H ~ < 0 L UC 7> 所殆 咸化 _ 的 2 2 等罪囚を 0 8 5 遍 司獄官 P Œ + 7 12 を顧 の選 背馳 道 3 * 8 0 4 红 師

自ら區別する所あり乃ち前 寧ろ簡 極的なり、遵 得 8 rt 明 相 VC 連 7 7 嗣 事項の L て離 な 如 3 12 * 者 3 要 I I 3 積は 論 極 9 69 な 故忆 以也 これ 彼右等は 一部 4 -家と は作 rt (9) (7) (5) (3) (1) 同以間 官 衛生 7 8 0 0 槪 心 **二**籍看

を示 謹嚴 は曖 n 4 IC 8 得 は左 L 交 7 H 0) 緻 I 如し 不律 從來 0 密 監人 梳 な 零 5 71 0 る點とを審定し 者 2 17 * 至て 考案 ~ במ らず、 0 は最も懇切に 材料 に定め 試みに之が要 添削する所あら L 7 て 得 義

H 到 0

得 (4) (2) 教官 誨 吏 に對 開總 0 + 心る 得 10

交際

讀

Æ. 0)

(6) 作 業上 0 10 す 得 3 C

に開

3

心. 得 心

得

上

0

心 4 0)

偿

0 處世 目 吏に對する條 業 しに過 身 カジ に関する 其 係 8 に於て一 かか 3 I として迎へしむる に卑 文落筆 說 的 項に於 にあ 5 1 點 項 カン 8 IC に於て、 て悟 俗 如 之 0 らすして 0 缺陷 き殆 如 7 * 7 訓 べきは艦 勤勉 に陷 演 + 8 す 釋 教誨的 る所 5 此 法令 0 の用意あ L なるを しむ りに 心 7 の尊嚴 儉等 な 得 周 をなす べらず 花 בנל 宠 なれと言ふ所 H 麗高壯 8 彼 0 3 VC とす * 説 L 要す をし 個人と を説 化流 44 T

に非 复 美 IE 項 觀 昨今に至 たりと云 は茲 多きは 以て之 す て社 なり、 なる 即ち 50 出線 然 3 會事 3 VC 8 Ł 慈 亦 מל VC 續 獄 惰 參考 保 信 善 决 組 4 h 3 業 L 改 放 律 て然ら して 地 정 護 * 家 織 12 多 た な VZ 及 我 きを カ 决 98 0) 3 設 國 慈善家 稻 家庭 謂 L 5 V ir 加 て rt 1 12 雌 VC 少 \$2 なきに 方 於 3 過 比 Œ ₹. 年 0 法に 28 勞を ては 獄人 ð 0 言 す Ł 咸 なり 監 化 間 N 獄 咸 11 VC あ 事 就 øŁ 瓦 VC あ 保 11 化 4 * 串 き疑 二事 らざ 斯業の 改 業 護 業 VC 5 育 参考 喜 3 I 及 -3 良 3 4 とする 一個 を抱 3 國家 急なる する 8 業 咸 3 6 所 へき現象 計 なり 育 75 71 化 5. 24 高發起からる 串 串 料 K • 勘 ri כל 驗 業 -あ 20 8 左 倘 8 な 宜 VC I 0 数 なり なる VC 禭 L 本 あ 子 きを 8 VC U 7 0 8 哉末 ば

監獄協會雜誌本號以下 Ш 菜 隸 之發 A 保 器 咸 化 事 田, 業現 獄`內 人、務 況 **人保護、悪**治 省監獄局 習 -同 班 開 幸 助 少編年 君 資料 出 獄 に就 保護感 事業發起

皇 寶 職 歌 正

足 5

d

开

H

蚊虻

を捕

~

7 號 暴 决 3

鹰

*

放

0

者

與に

談

*

3

兄希

望を無

視

*

とす きし

3 ED 所 獄

*

败々

L

7

子

らざる

ざる也、

若し んと

其 + 如

n

編

0

勢の多きを口

質 す 理

刷

3

咀 裕

四 0

*

る者

L

て輕 枝

4 非

北看

過

~

\$

入化

改

E

0 地

1

寧

末 價

34

3

8 認

想 I 0

點 錢 改 3

0

優に るも子

-

頭

ž

扳 3 IE

<

0

值 ti 4

ある 14

Ł 改正

T 11

0

改 修

8

か 0

見

W. VC

此 3

他 遏

īE. 3

Š. ~

VC 加

這

般

質

12

末

項

VC

3

5

にして

悄

より

12 項

8

3 M

8

入

E.

る所 良少 る地 H 聘 監獄 -H 年 方 8 早く 斯二 あ 計 威 W 事 り是 化 名 望ある の漸 此二 事 事 4 れ即ち 業 5 業 專 12 K K < 闘す 意を 有志諾 發達す 業 0 -0 1 生長 用 あ 8 刑 3 刚 W 君 3 8 餘 鞍は 体 0 VC 間 賴 達 寔 組 0 る所 かる希 VC 紐 結 VC U 美 0 果 出 世 7 望 事 旣 8 獄 0 * 寸 忆 LA 14 Fisc 無 し 成 て各 保調 5 護 職 立 0 7 情 0 予 L 及 地 套 民 切 盤 又 方 U

らす折

20

によりて獨立

の按摩とはなりしも中々に感は

敏な

杖を履物をも

失ひ

濡れ鼠

の変と

٨

りき なり

安宿

IC

一泊せしむることに定めたり花咲町

rt

予 大 せて家葉に出し

P

9

<

정

に一落

織まて着用さ

獄入保護、楚少率感化

出產 結婚

同男子を舉けたるも

0

逃亡したるもの(本年に入り初めて)

一人

三人 一人

在京被保護者中婚姻式を舉けたるもの

東京出獄人保護事業現

况報告

原 昭 君

八月十五日 H 同 現在寄宿被保護者 五十五人 六十一人

七月十四

四人

收容者

同 當月間

內譯

適當なる同情者を得て別 新化家を構へ妻を迎へ別戸したるもの 戸したるもの 二人 (印刷工、帽子職工)

適當なる營業を選み他地方に移らせたるるの二人 (舟乘、 (大工、醫學生) 坑夫)

親戚への謝罪なりて闘郷 せしめたるもの (骨物商、舟乘、按摩) 三人

1

Ł

は身体 彼ロス 期(一月末)その時 大便所に轉 も自由ならす 兎に角もと訓盲院教授品 無報酬にて二ヶ月間家塾 摘か りし 官人 御施行の常日 をな 虚弱 監中失明 一人なり、 世 1 L 初 込み大戯劇を 何 て予 東京 のみ下 衣を調ふるに足 職を無く 中 か家に寄宿 なれ 治監より放 ri VC 田 定籍無く 金は僅に、 修行せし 勇太 は感 演 在: なりき 監中偶 # 健康 L たる盲人なり * めて 5 8 近親無く而 二四出献 められ 山水第なり て予か 同情 しく 0 加口冬 、に彼は 步行 して り之 より H 11 I

(長野小學校訓導) 東京集治監若山典獄 夏季講習會生徒諸氏

之々暑中間安のため各地に轉住營業なせる 者及ひ予か舊知 心を拝職す 0 被 返翰を得たるる 保護者物誘に適當なる松村介石君の文あり、 島田三郎君より毎日新聞五百枚惠興わり本 0 出獄者五百人へ郵送せり の敏十通あり深く寄附者の厚 既に成 被保護

寄附金 在橫濱被保護者 戸々を訪問す幸 金三圓を寄附 日事繁き中にも係はらす可憐出獄人のためにとて の賣込商里吉時次郎君(相生ノー)は同市大火の翌 年々 本事 せられね に一人の類焼者なし、 現住者 業と賛助し金員を寄せらる人 九人わり、予は大火の型 或る近火者

へは見舞物を贈りたり 郡久吉 我の慶福、 の慶福、予は天佑に此の大火に五六時間 0 歸して之を歐跗 遠にて危難を

配射世 0 生活 予か立替 日を経 に紹介し 胸に 11 しむるなど術を 4 るに從ひ 1 取け数百枚 たる食 自力によりて遂け るものあるか 料 盡し の慶 の負債さへ消却し二年有半 数に熟したり たる 告名 3 妻が温 如く思はれ 尚四季 より得 札を最寄の家々に 和 意ち殖 0 予は之を知 0) 衣服今度 たり 愛と え終 ri

B 見らとは彼を見送りて横濱に同道せり、 出立と定めしは十二日、 0 對 一官姊 か捜 歸國とはなりしなり の姉の後夫は鍼醫なりき、 風 7) 旅 0 朱 彼我慶んて一居なさんことを希 の現在を探出したり、 の結果定籍を徳島縣下 8 自力を以て貯へたるなり 出航延期となりぬ、 橫濱 大火 鉞と按摩、 に發見 此に僥倖な 此 の其 むなく花咲町 朝、 ひさて # 然るに此 L 3 予と家 4 70 の好 は此 i H

彼は もる 半漸く 臓弱なり怠惰 さり 節り來り 此の監督を保護とには予夫妻の なり短慮 し事さへあ 2 は なり 刑度敷き そ彼 思蒙なり、 へ六犯とあ 之酒

(三四)

K 8 愛らし り再ひ 之を旅宿 の異中にて燒死人も多かりし悲惨の場なり、 な 主に托して歸京なすへ ず、此にも僥倖の事はわり中、是も の事となりぬ、

されと此

の高波に しに午後

11

かり

關 穗 1 方 二三の 予ら 積博 盆 憐盲 に見 ī 可憐盲者 3 9 n 7 盲 士令 小善 者を 兩 ~ 1 用 彼(解方)と しは横濱 あり H 3 小 * h 夫 競殺 H 8 锋 (1) 倉 人 i 大 天 旅 L 及 穊 H 寸 時 九 程 II 令 谷 之を輕 時 ~ 0 ri VC 定 H 7 息 Ï to 火 即 0) 神 IT 期 3 方 塩 4 0) 滊 護 179 4 休 0 4 L 手 を新 深 車 酒 時 L 業 看 火 111 VC 海 VC B 7 觀 な 渦 炎 些時 0 7 5 岸 煙 0 あ 1 L な 火 7 嗣 VC * 0 T h 4 0 事 宅 立 文 殘 オ i i VC 違 I . L 捌 5 ٨ L * より K t, N 此 n 天 て 3 被 2 VC 時 < 佑 H より 保 去 8 手 遙 衣 予 * 航 月 護 H 服 2x 11 咸 # Ħ 料 者 7 西 倘 ż 據 6

L より な 東 4 5 鰌 n 双 加 77 理 M 0 を用 -7 * + 有 + * Ŧī B 3 者 VC rt 7 H 素 墓 を十 參 *

> 0 4

• 保護 12

L

其 E 0

0 4

名を要

す

8

6

H

東京

A

保

會 女

免囚

保

護

社 3

3 育

8

云 VC VC

\$ 非

老 ず

3

な 何

5

より

協

曾

8

מל

故個

又の

成場と云ふ

~ 塲 8

٢ ph 何 索

故に

子

20

F 5 會 非化

F

VC な

ri

何

0

掛

札 1 得

8 獄 3 VC

なり

及原胤昭の名を以て

主 禮

中 來 分

元 1

0 L

贈物

Ł 十位

*

H

二十

12

軒

T

贈

紫麵

經等)を携

~

~ K 0

H

= 中

A 元

五匹

被

保護

者

にて東

京

居

住

(職人)

覺

K

れ易き言語名稱等に注意を加ふべき事と思

利

0

する

大な

若し之に

對するに保護

會

0

人

何會

0

٨

時として 於て 予と予 8 5 70 2> I 主 夫 友 n 許 妻 12 先 3 生圣 VC क 在 3 と呼 等を 3 3: 威 被 ~ 1C 嚴 等 は旦那、 保護者 ž H 稲 予 改 ri L II 力言 ては は自ら 予 家 朋 に對 友 族 若 8 主僕の様あ 11 總の 稱 者と て誰 稱 號を L 7 云 3 あり 用 ~ N H K り 又 O

をを此彼用誤のある わなた 中化 主き 加 樣 A L 2 1 0 る筈 伍 在 語 互 たる 4 7 して 保護者 监中 VE 0) 語 就て を用 間 叱 成は 别 3 差别 異 4 0 IC ri 3 習 50 は II 原 在 間 忘知 8 識さ i 折 惜 K の子方 0 0 稱 L . IT 4 T す 呼に 者あ て傍 從 新 3 # た 23 7 質と I 入 ī 0 彼 個 I 3 號 VC 語 なり 雁 * 來 -0 ٨ ¥ 等 4 を總稱 呼 12 ż 主 ti 號 常 るを常 it 3 8 を以て 加 被 3 31 彼 ¥ 論 VC 同 保 傍 保 す 等 稱 を普 M 護 8 普 4 護 3 人號 謹 者 世 在 なきに 聘 通 3 者 5 ri 0) 通 E 11 彼 H 戲 用 尊の 雇 輔 0 5 信 主田 稱 I ŀ 0

n

東京出 獄人保護事業

原 胤 昭

0

手 詞 # な を用 とし 3 亦 # 0 + る 管 た 72 7 12 3 命 串 3 業 ri VC t 塘 L 11 國体 因 所 h 12 n 東 0 3 IC 0 京 東京 東號京 1 稱 0 號 二字 12 0 V V ## 在 非 獄 1 3 ず ٨ 1 冠 其 事 保 社單 事 6 業 護 攀 11 排 4 子 專 [ma 物 攀 域のと 業 0 0 普 普 東京 通 杜 通 名 Ł 稱

總 只護 要と 念は 7 ti 子 被 勿 保 ni 論 護 名 在 なり 其 者に 名 あ 秱 It 業 3 M * た 0 A Ü 17 も常 ٨ 彼 て 成 導 潔 活 5 K II 江 I 盜 想 H 4 罪 起 方 8 8 红 思 す 犯 44 A 念 8 L 又 者 0 め ri * * さる保 * 保 交 72 VC 7 て 用 藩 L 入 传 U 5 意 者 H 穢 5 8 L 等 最 0 む境そ

字とを染抜き一揃 L 稱號を 7> 4 主管下 得て 被 保護者等 心る時は 0 4 被 3 保護者は H 感覺 VC 各自 さし 本 3 Ŀ 如 總て勤勉 EE 何 0 に悪しき、人足又は何な 大紋 K 悪 な t H h 3 # 天 8 壯 あり 健 VC 0 なる観 なり そは 20 轨 II & n

随分 の宜 0 8 と云へば雇 古 工場に出 き名を想 印 わるより * 35 * F L 側にあ 天 此 * てい 主 種 起 ~ 8 8 4 3 3 も敢て 勞 1/C より 働 望 成 T 4 15 を抱 丁場に 7 場の 8 ri VC 他 -目 監督者 利 VC < b にて神田 8 谷 L 胃 3 0 て מל あ VC 5 あ さる 技 楠 より H 手 0 8 世 8 0 若 しと無 子 話 5 譽あ 11 役 者原 问 v -\$ 変とな く之を 8 たる 8 により 0 0 P 大紋 通り 子 5 T 2 方

して 0 是觀之、 意義を 出緣 ic 利 な 誤 A 益 3 てる E あ Ш 12 h 想 3 公 3 3 8 A 言 0 * 细 0 を云 3 稱 1 Ł 號 7 得 展 3 な Ł 看 ~ 主 す ~ 一を求 L IC A4 至 然 IC 2 むるは主管者たる M n H 8 事 v 3 4 1 3 主に II 本 誘 專

(五四)

古

名

3

n

0

叉

犯 聘 貯

罪 M 金

强盗 三月

窃盗

護 留

二月

八月 .

四月

九月

年

一年半

奪.

一月 .

六月

七月

遺

有

科 齡

盗犯

年

を尊重するは言を要せす

逃亡 逃亡場

季

節

七月

A

所

保護與

(一)逃亡季節 三ヶ年共に上半季に無く七月以後に 石は極て小 のるは犯罪者の夏季に多かる現證を見て可ならんか

る者無く悉く予か家宅より逃亡したるなり逃亡時間

尾本願寺の出獄人保護事業岡部伊 危險なるものと云はさるを得す 誤認なるへし計 に對して 然れども吾人之を公 人叩らきぬよる

如きは極て注意を要すべきものと信す

(六四)

きら

| 100 | | | 2007 | | | 要 岡を對の主は |
|-----|-----------------|------------|----------|-----|---|---|
| 廿五圓 | 偽貨 | 四四四 | 全 | 七月 | В | せ 部得しにに出す 伊すて非紹和 |
| 有 | 盗 犯 | 0 | 全 | 十月 | С | 就 郎故極さすり中 君にめるるさ |
| 無 | 签罪 | 四 〇 | 소 | 十月 | D | 本 の子で べかん の子で 不 が 知 を で で 報 敬 切 極 は る |
| * | 盗罪 | 四九 | 소 | 十一月 | E | す此 レーチ の州 た月か |
| 無 | 盗罪 | 四人 | 소 | 七月 | F | 希 逃 年 る よ 最 く 亡 者 五 十 卅 吹 C |
| 無 | 放35 火盗 | 三四 | 소 | 九月 | G | 至 に 人 一 二 容 視 相 就 人 年 し 係 に て 卅 六 た 計 |
| 無 | 盗 | 五六 | 숲 | 九月 | H | 乗 左 明 名 と と と と と と と と と と と と と と と と と と |
| 有 | 放窃 火盗 | 二九 | 숲 | 十月 | I | の参を場し同の者、此の者、此の |
| 有 | 放窈 火盗 | 긎 | 소 | 十月 | J | 数の勞を賜はらんとを設め勞を賜はらんとをおし同勞諸君のなる。此中予か家宅は し同勞諸君のなる という かんしゅう いっぱい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい は |
| 有 | 签罪 | 四大 | 숲 | 七月 | K | は三百六十三人明治は一日の一人が一十二年の一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一 |
| | 97 | ^ | | n | | 考 9治 |

| の保 | | カス | 信 | 數 | 性 | 性 | 親 | P | X | 記 | 一个 |
|-----|---------|----------|----|------------|----|--------------------------|----|----|----------|----|-----|
| | の監業習 | 生監 活前 | M. | 育 | 癖 | T | 有無 | 籍 | 名 | 有無 | 所在 |
| 土土 | 無 | 博門 徒浪 | 無 | 骨無 | 賭博 | 思傲 | 無 | 無籍 | 爲名 | 有 | 在智 |
| 鍛冶 | 鍛冶 | 鍛冶 | 無 | 曾無 | 飲酒 | 在過 思激 | 不詳 | 無籍 | • | 有 | 不明 |
| 小病 | 無 | 矢師 | 無 | 皆無 | 好畵 | 小淺心智 | 無 | ` | • | 有 | 소 |
| 菓子賣 | 無 | 浮浪 | 無 | 背無 | 買喰 | 思安蒙智 | -無 | 無籍 | 偽名 | 有 | 不明明 |
| 筆耕 | 役無 | 于商代家 | 無 | 算日筆用 | 色慾 | 狡 俊 職 姦 | 不詳 | 無籍 | 爲名 | 無 | 不明 |
| 土 | 土 | 香符 | 無 | 曾無 | 賭博 | 多無直名 | 無 | , | • | 有 | 3 |
| 裁縫 | 無 | 严浪 | 無 | 假漸名ク | 買喰 | 怠執惰拗 | 無 | | • | 有 | 4 |
| 車大工 | 大工 | 巡女 | 日蓮 | 皆無 | 不詳 | 思無直智 | | | | 有 | 3 |
| 綿打 | 綿打 | お金 | 無 | 假名 | 小說 | 造版 | | 無籍 | , | 有 | 4 |
| 大工 | 大工 | 肾白细 | 基督 | 日海 | 不詳 | 思读直看 | 不詳 | 無籍 | • | 有 | 3 |
| 彫刻 | | 旅行商 | 無 | 東 日 | 色慾 | 校传智 | 無無 | | | 有 | 1 |

して

逃亡せしは顔

る不

なり

に議

を傍聴せら

n.

お事も

H

態

4

IC

精手し

六日を以て議了閉會を告けたり

開議中 で審

保監獄局長、小河事

5

大久保

監獄局長

_

場の

望

述へら

n

毒 器

讖 先 施

細則に就き

開議

せられ

たり、

開會の 就き改正

議

V

に於て

藤澤第四部長會長席に

監織則及

られ

議事を妨

聽

せら

たり 大阪府

2

一人は同室被保護者の衣 を曾な白晝にして病氣或 别 達に出て其億逃亡したるものなり、(王)の 0 盗犯 行な מל りき 類二點を窃取し去り は休業等にて在 宿したる際 たるも

(內西)

杜貯 如為 金の it 心留貯 て貧客なる氣風の者なりし 有 無 金 は逃亡に影響なきる 有貯金者六人 無貯 0 金者六人由是觀 カン 廿五圓金を 如し、(B)の 遺

り尚仔細 年半を保護 質あり がに説 L 明をな 7 徒勞化 す K 辟 Ł 7 得 た 3 V ri 同 n 未 颇龙 勞 諸 るし 汗顫 君 8 の参 顔の次 考とな 第な 至

(十四)性癖 (+ + + =) のなるかを見るに足らん を表したり、 名ある事を示 る面白き 由是、 Ļ 此項の(C)に好 0 二項化於 十一人は悉く 彼ちの 美術を て十 一身 近親 の文字 2 -A 20 何 中 族なき者なると を入 に源 に六人 n 4 12 たる 0 きな 8

れとも(で)は飲酒よりも買喰よりる錦繪を好み 質あり、 0 慰樂と 蒐集し晝夜と無く関われ Î 好めりとも云ひ しれ於ける小 は之を翫 景色

集治 監 20 V 峪 開 催 せら 配岡 H n 八 大分、 な H h 廿九 同會に列席の典獄は三 H の雨 宮崎、鹿兒島、 H 長 崎縣

監獄則及 省より Ш 施行 上警察監獄學 いを送け 細則 VC 外 闘す M 核 處遇上 る疑時に付各縣より提 **教授幷和田內務屬臨席改正** K 就 7 * 親 1 出 協

典禄會長 D

0

席に

就

き議事を整理せられ内務

の各縣典獄

にして(佐賀縣典獄は飲席)千

本月九日兵庫である。 四國典獄協 りと云ふ 議會 ri

機打合七 知の各府 議討 田内務屬等にして各府 大阪 島 同協 等あり中々 究を鑑し 縣典獄及京都府 議 岡山 奈瓦、 黫 質は か々會 H 同十二日全部 森兵庫縣知事 盛大なる曾 外以處遇上に付最 和歌 三重、 Ш 堂に於 1、徳島 「縣より提 廣島 愛知 兵庫縣之か 7 谷 2 縣 松谷典獄 にてあ 畿 Î 賀、 111 會 B の協議 し閉 III る詳密なる 臨場の府縣 會主 場に りしと云 代理 曾を告 愛經 井 臨み となり 案 Ш 上教 忆 協 H 高 H

(十七)入監前 住なき流浪 入監前の生活業あ度 得難し強て 逃亡原因 り、(B)の鍛 卑なる稗 史)を好めるは性質の然らしむるか 推測 生涯の経験あるのみなり 彼に就て聞く 治(E)の商家手代 の生活是は逃亡原因 を下たせは だら經、 にあらされ 讀みの教育による に於ける の强大なるも tt 固 より H 、其實は 智 な定 のな 11

再三自分と職 飲酒のため面 たるか 目を失ひ 業を轉し つき行 違 Ł たるより 生るしか 失望 面 目を L を失る カン

12

精神錯 **雇主を侮慢したる行動の暴** 飾偽妄の 乱に はあらさり 謎 なさん とする 調し IC たるより 至りしため מל

いいのでは、大学の

九州加 ○典獄協議會一束 は前誌前號の紙上に鎌程

関東地方典獄 化付缺席 獄る出京 後宮城縣 局長、 栃 北 三監獄及東京集治監、 改正監獄則及施行細則に 縣 城 口宫城、 海道 縣 北 4 K 0 留岡教授幷印南內 典なる かせら _ 知事發起に依り 北海 歌事堂に開 相會同し本月十四日より警視廳廣 福島、 ni th K 協 議會、盛 道 集治 -岩手 h 盛會なりし云ふ 不在中火災の報に接し かれ 同 山上 府知事 神奈川、 け祭視廳の發意に依り 會口 一等の各 務關等 たり 翌日 新潟の諸縣 監獄講話會を公開 付詳細なる打合せ 青森、 教授并會同の典獄諸君大阪 すの拶挟 即ち 埼玉、 邀部分 同會 七日 典獄にして III 形、 本月十三日 には大久保監獄 等もありたりと 典獄(富山 群馬、 られ 秋 H H 直に解縣 あり 協議案 會 0) 0 間應接 **秀城**、 图 同 親 閉 縣井 の府 H 随 曾は

し各典獄の質識に就き小河事務官之か

說

明

集

し以て

常局

者

希

盛る

男を探られたりと云ふ 典獄の 則弁施行細則に関する改正 局長の さるべ 充分之を徹 福者日く以上 囚上届々に出つるか如きこと決して是れ 質議 に夫々 3 望に は予 ri けけら 五 VC 底し得たるへきを以て將 應せられ 所 一般の確信する所なりと雖る彼の 內務省主務局 四地方の典獄協議會を以て に之を去り n んことを希望の しことなるを以て改正 0 69 結 確に實 0 より各官臨場し以て各 H 趣旨方針のある所は 可 3 行 成之を重ん 來全 し以て K 地へ 全國 國化 3

監獄

獄制 存に就て 關 する考古物品 (大久保局長の希望)

長より左の意味の希望を述べられたりは着を之か實行を望む旨を演説せられ最終に 連日の勢を謝すると共に該會に於て協議事項に付て 會に際 L 日警視廳に開か 大久保監 一獄局長一塲の挨拶を為し諸君か れたる關東地方典獄協 更 に局

省なり

叉は監獄協會

する に勉められんことを望む云 てる 君の 似 Ł 為め好個の 0 表せら क 0 2 設 れ今より之が 材料たるべきを以て 1 るを得ば當局 4 材料を蒐 者 ri 諧 存

ことを以てせられ 右終て列席 籍館 付言 しある すの日も遠きにあらざるべしと信 以て全國當局者の庇護監 参考室 監獄社會の機關た 戒具即ち連 諸 の意案巧 そして の設備を為す 君は皆局長 たり 匠匠依依 は獨り 0 る監獄協會に於 营 の計 の参考 一房錠其他監房構造 り新規製作使用 力を得ば局長 意を諒し 一部物品 畫 なきに T 供 ず、 のみ 此學に盡力 し度 なら 尤る あら ても の希望を * 5 ず現 監獄社 * 盘 追 3 7 0 4 2

陸軍軍法會議審問 國 人物禁方の件 中

陸軍軍法會議は軍人と共犯の常人を審問するの權限 を有するは勿論にして從て将來外國人を審問 (地方監獄に囑托する事) し及ひ

(-E)

監獄事 地方へ巡回の當時より氣附きつくわりしことは我 會)に臨席を乗ね出張し亦其以前京阪及中 (前略) 予か過日東北地方典獄協議會(宮城縣に開 や今日 慶すっき事にして熟ら今日より封建時 の結果著しく わりと 存せられんことを望む、 其邊に注意を加へられ右等考證となるへき物品を あれは裨益多かるべしを信するを以て に於て之を蒐集 今尚現存するものあるを見たり果して然らば今日 戒具、記錄、圖解其他當時に使用 して地方に依り舊時代に使用したる諸 考品を內務省へ競集 T 0 業も 其容積 雖も何分各地方の財産なる の進步 考料に供す 長足の進歩を見るに至り の大なるも し以て監 せし經過を想像研 心し永 へきこと多かるへしと信す もあるべしと雖も 久に保 のは原 獄改良上の参考に費する 或は都合に依り右等の に改良に從事 せられたる 形の模型を作り べきを以て書 たるは 究すれは種 きたき者 諸君に於て の刑 せらるし 監房 ほう 室に 丽 0

監獄 じ温

あら

於

局内務大臣より拘禁の嘱託に 方監獄に帰托することを得る様致度趣を以て最 陸軍大臣より主管内務大臣 實際に於ては るを以て陸軍監 同時に其旨一般に通牒 斯事實の生ぜしときは外國人 禁す 拘禁中 值 8 を受くべ 0 必要を生す 係る費用 極めて稀有の事質なるより今後若し 一様に於 杏 一筈な れても相 りと云 を發 ~ は質費 きは 4 に照會ありたるに對 られ 當の設 態じ可然冒 は軍法會議所在地 3. 額 3 より 以て たりと云ふ尤 備を要すと唯 當然 所 同答せら 0 しきのし酸 理 8 在

監 醫教 (不日發表廿 待遇法 5

もの漸く べき所にして 近時監獄衛生を論し 果して如 き一新面目を開く 政府 教誨 然り 而して雨 師を 何なる 盛なるに至りたるは寒に 精撰 挽言す 0 方法手段に依るへき 機關 NT. するより の導火線たることを信 れば即ち今後は教誨 及監獄政誨の奏効如何を論す 酶 の進歩發達を期せんと欲 Tip 他に良方案なきを以 福醫待 監獄改良上 カン E K 法 3 す 衛 化監獄 n 生 3 7 I K 女

*

VC

他

H

再

た

3

8

認

知

した

3

8

3

ri

h A

77

华 2

0

典

0)

幾分

徵

す

43

云

\$

H

張

14

X

老 I

3

認

知

官待遇 節か ことこそ望まけ 豫想 SIKE 3 を離 高 位德 0 IC IC なる 如 4 3 改 L めら 教誨 4 7 なり 8 12 常局 其 3 E 待 H 3 3 典獄 遇 發 結 ri . 4 成案 奏任 法 布 は 諸化 せら _ なり 官 君 就 B 7 ö 17 3 待 0 を云 希 It 遇 1 其 きし 図 7 € 8 令 3 0 5、果 如 14 3 他 0 村人区 P i A 雄 3 な BUT て予 能 言 測 7 判 * 0) 5 ん輩任醫憚

(二五)

5

在

4

用は

の府

8 **F**

厚

薄

電なら

す

3

随 IC

8

國

支

0

濟貧富

H

度

を異

するあ

るより

就 監 須 國 らく 費用 の緊縮を要す 世 5 問 12 毒で

予覧弦云 出 費 4 L 3 0 5 得 K 上記る 晩に して常 8 8 妆 常局者 支辨法 施行細 3 1 -予聖 至 2 國 3 U 3 3 7 庫 5 8 宿昔 律 則 K ri I VC -本法 閣 案 は ¥ --に移る 過言 望 議 8 旣 0 改良る 將に改 H 律 决 n 0) 定 にあらさる 通過は 本期第 ī 4 E て事に h 至ら しと云ふ、 實施 項 8 _ 殆 + It ~ 7 0 四帝 * 府 Ł i 2 Ŀ ルと正す 17 7 縣 2 信 ri とは好 7 國 完備 從 會 に疑 • 0 制 就 果 會 2 75 5 册 縣 COL VC 縣 מול 7 を監 はな っし

> し保の すのを 方 8 都 餘 2 + _ VC. 合 < 針 あ ~ 堪 8 加 Ł 3 2 5% あり中 得 粽 採るにあらざれ 合 3 要 0 す 3 11 すと某當局者 勿 3 H 4 些少たり 論 0 以て今 勿 Ł 論 な 結 寧ろ 3 果多 0 rt -B 却て 83 しゃ 1) より 他 は云 從 H 來 充分之 大 從 餘 濟 に臨 裕あ 前 3 0 0 何分國 21 平 北 3 JL. 臍 を期 警戒 L 經 0) 雄 費 ¥ 財 不 を施こ なきと 分 す 緊縮 支辨 政 均 8 Ŀ

置 場 設

一れ愈 完全 監獄 置場 種 たり一本 4 上 前 K 77 本 N 0 L 月十二日內務 不 L 拗 0 て當局 禁す 東 4) 便 **慰準を定めらるへに至** て現に監獄構造標準則 誌監獄 紙上 3 בע 管理 の開 17 らさ 法令參看)元來警察留置場は (典獄 中報 門なる るを 者 大臣より各地方長官 亦比 し警察留 以て がは進 較 VC 的管 拘 んで参興を要す は 1 の設けなき今日 置場の 理 5 L す 所 構以 冷 構造 11 VC 淡 造 4 留 訓 K 槪 0 標 4 監 設 過 世 きて協関献せら 雅

來 5 所 * 謂 L 4 n る者 為め 8 を式 左 0 D. 3 を以 0 趣旨 て 說 なり U H 明 Ŀ 老云 4 N JU. 0 倘せ初

VC VC. 8 It 0 者は 移り 自由 あら 科罰 に入 者多 逃 執 通 初 度 な 走 數 行 行 易 入 され 5 17 1 3 再 前 L 刑 VC 0) 金、 細 たる時を以て 算 方 ί 刑 W L か、入 な 執 科數 見 現 3 行 X 法 7 0 H 第 を異 N 充 别 者 其 4 四 * fi 中 の初犯者 度數 を検に依 一十七條 は入 にし 3 分 何 中 4 は初 12 故 IC 0 なに算禁 した it 調 監 再 7 刑 h O) 3 入刑 區分 監 0) 入 V 杳 4 度數 獄 者 VC À 3 5 所 3 * 者 罰 数に 、女どるも 0 VC n 謂 より して更化罪 U す 邃 17 0) 17 於 例言 Ŀ 過きざるを以て入 監獄 3 和 入者再 初 7 依 4 た 亿 渡 0 0 に入 趣旨 8 依を B 83 8 8 り後け 由 初 1: 0 前 を犯 とかせ 9 なり VC 4 入 入 科 者 * ri 刑再 i 者 あ を以 の入し 受く ら包 第 者は 3 8 執し 3 臟 若 行來く る監 只多篇 てれす

n 及 8 * 之か N 塲 管 KE L 3 理 至 0 1 3 改 I 17 L 純然たる典獄 新營 努 參 8 8 與 83 0 T な 5 11 IC 以て 勿論管 3 n た ~ * 監 2) L 大 穩 職 た 理 き臣 責に \$ 本 方 t 然 IC 8 4 h D 0 0 就 6 此 B 5 工 7 3 5 的は す 典 8 * 87 達績 雖 置 Ł 4 3 t 堆 發 1 L 將 0 #

Ž 者の

X 5

B

品 雅 斯 醇 形

之所を謂 別に依 んる立法者 る者 其筋 當局 隸 問 L 冷 個 を常業 あ Bil 7 A 3 0 9 者 8 7 遇 の間 ī 的 3 行 五 指 を為し の精 刑 の待 釋 0 本 修に 事 記初 Ï 罰 な 則 必 遇を 鏡に ず 神 1 VC 第 刑 0 听-勃 L 四 L 數 は と云ふを聞 X W 44 差等を立 十七七 謂 果 擴水 彼 7 刑 初 あ 充 監 0 亦 强ち 獄 習慣 再入 條 法入 읦 6 L 韶 化於 之を ŀ. 者 L 10 獄 金 犯者 3 20 3 8 出 無 者 VC 0 0 はん 初 入 IT 理 0 7 初 抑 な解釋 犯者 281 初 2 すの IC 犯 和 B 28 る。如 も A 者 72 7 IC * 此 IC 者 者 8 3 # 8 比区 犯罪 なり 規 就 5 云 能 期 4 再 定を 獄しと對にた後し す 3 入 礼 11 を設けて、香水の 12 BIZ 意 分て 入 3 3 0 度 h t 8 H במ

(五五)

及 R

る以後の給與割合を訂

E

せは可なる筈に

て遡

の効を及ほす ~ きる 役 0 間 にあらすと云ふ に就

可なり 囚人の如きは寧ろ罷役後徒手無聊に 比し多少短縮 後就役せんことを請願する者あるときは之を許する 就役を許可したるもの 囚人 Œ 許する差 0 人なるとき るを要す 調査を べきけ 粉更するが如きことは努めて之を避 一線則施 やと云ふに勿論規律及衛 の服役時 、尤も 遂け 支なしと離 勿論なりと # 6 行 it 間を改 全然工 n 細則 る結 れたることしなれり 科 程を終 第 も之が E 四十 果なりと雖も 錢 に給する工銭は を給與す で現役一 せられ -四條を以て定役 たる者にして 為めに濫りに たるに就て 生化支障なき限り之 百日を 3 苦む 彼の分 0 是れ 限り 科程外 3 の餘り罷 るの注 城課 n 罷 VC より あ 0 役 舊 4 例 0 則 ざる 後 す 6 料 意 充 0

るなり りたりと雌る改正規則 とするも のに就 0 如 3 ては 規 定 從 0 は可及的一定せ 來服 就 役時 役 以時間 間 外 を便 IC しめんとの趣 N 宜斟酌 人使役 L Ł

> 旨化して萬止むを得ざる場合に於ては全條但書 に内務大臣の認可を要する義なりと云 〇日曜 H 0 教誨に就 3

に依

日行 髮衣類 は 4 3 に於て宗教上 は元來日 囚人 す 後 3 監 8 B 獄則 為め服役 8 日又は休役間に於て之を行ふべしと改められた なりと云ふ ざる所にして終日就役せしめざるも しとわりし 制限し H स 全部に普及 施行 補級 教誨 躍 **松洗濯** を施 12 H せしめ難き事 の休日となれる 又は 則 8 は発役日 せざる を改正 第 こし 結 罷役後 果、 九十三條に於て教誨は発役日又 書籍 尚餘 虞あ い看 にあらずと雖る舊法 細則第九十條を以て発役日 多數を拘禁す 暇ある 質の生 又は休役時間に於て之を (施行細則第九 讀等 慣例 り旁々 する ときは に利用 あ B るを以て数 I る監獄に在て H 4 毫も差支な 十條 より は諸外國 の如く 節を 此也

改正監獄則第三十二條を以て新聞紙及時事の論説 に就 (監獄則第三十二條參 聞紙看讀解 服

20 通牒を らざるを以て 0 8 と發せられ 間 0 化種 1 看 4 部 去月廿六日主管監獄局長より左 たり 除外例 の疑問あり或は誤解なきを保 * 削除 かせられ たるに 就て す 0 H -

無之威 **今般監獄則** 削除相成候得共石は總て自由に之を許すの旨趣 度 4 依命此段為念及通牒 めら 一化上特に必要あるものは書籍 の改正に依り の他 は從 候也 前の 仝則第三十二條第 通り 翻 0 取 例に進 扱 相 19 成 項 IC IT

○監獄則第三十 二項に就て 條の

肢を抱き する者さへありと云ふに至ては予輩一 改正監獄則に依り奮則第三十二條第四項を削 の止を得ざる 差入を 一者の推測する如き疑點なきにあ にも拘はらす第三十八條第二項を存 の奥 0 範 意なりと云ふを聞 成け甚たしきは改正 例 外に置 圍を機め に至れ 8 たるより 新聞雑誌の除外例を廢せられ 成程 < に右 當局者 进 法文の缺點なり 文 らす は大に理 0 比較研 0 戦 置し新 點 言之を辨する K 究上一 曲 8 種 開 除 を極論 0 其 4 筋立 L 存 0 誌 た

> に現今多 の弊害を 8 研 るの趣旨より差入としては特に從前の VC L 3 のなるを以て 外に置く 認むる 人と 就ては嚴格なる注 究を要す、 たるものにして第三十八條は即ち懲治人及刑 いて見 除に にし 酸生し 1 人との間に物件の るな 能はざるを以て通謀の弊資を て第三十二條は廣く ても 0 精 想ひ 新開雑誌は 即ち在監者と外人との間に物件の授受 兩條の間 易き 豫て主管局 神なり亦た兄ん # 意を以てするにあらざ はに過くる は實檢に服 に其 威化 趣旨の 授受に より通牒を發せら 若くは紀律 L 讀 ものあら や第三十二條 相 證明せられわり 制限を付 書 異な 籍 未前 の制 通制限を加つ に妨けなし るは須らく n 限を に防止す 第四項 たる n I 通謀 事 槪

在監 人遵守事 項に就

一を図る為め標準

を示さる)

8 Ł 云ふに其大綱 との規定に依る遵守事項は何人か之を定むべきやと 在 以て監獄に於 監 A より其職権 遵 4 事 11 項 に関す れて各其 監獄則及施行 ri 冊子を爲し各監房に備へ置くべし 8 範圍内に於て細目を定むると 雖 も斯 細則に規定せられ くては各地方區 かる 4

六日出 大久保監獄局長は ろ治獄上の便宜多かるへしと予輩は想像せり るものは可成之を典獄の訓諭示達に譲らるしてと寧 せられたり、尤る此他必要の事項に就ては適宜均 本省に於て編製せられ當局者の參考の爲一般に配付 るは本月十四日より 長か此行盛夏の と巡閱し行李匆々本月十三日無事 せらるしも敢て差支なかるへしと雖も餘り 付其筋の調査に係る遵守事項は本誌法令欄 載し置たれは就て研讀せられんことを請ふ 發宮城集治監、宮城縣、 ○大久保監獄局長の出張 候なるに拘はらす早々 本月 警視廳に開 七日、 八日の兩日宮城縣に開 福島縣、 (印南內務屬館行) 細目に渉 M VC 登

盛大なる會合にてありしと云ふ、

話筆記は予量之を請ひ得て本誌次號に掲載すること

を怠らざるべし

張せられ先つ宮城縣に至り協議會閉會後仝縣監獄及 かれたる東北地方典獄協議會へ臨席御用を兼ね本月 ひ宮城集治監を巡閱せられ歸途福島栃木二縣の監獄 席せらる人の豫期なりしを以て 師京せられたり局 たる協議會に出 は歸京を急か 歸京せられた 栃木縣に出

警察監獄學校監獄科第

期生徒人名表

輩の威服に堪つざる所なり たりと云ふ何時もなから局長の緑治に熱心なるは予 監獄講話會

(大五)

如き事ありては治獄上の支障勘からざるを以て先頃

つるのみならす亦典獄の交迭毎に之を變更する

(於宮城縣仙臺)

改良事業を世人に紹介せんか為め本月十一日宮城縣 市に於て東北地方與隸協議會の開會を機とし我監獄 本月七日 東北地方出張中の留岡警察監獄學校教授にして中々 云ふ而して講話會の講師には…… 知事及仙臺市長の發起にて監獄講話會を催されして より宮城縣及宮城集治監の發起に依り他臺 而して講話會の識 當時

警察監獄學校監獄科第

期生徒人名

予輩監獄科生徒人名府縣別を聞くに左の如し て第一期入學生は各廳府縣集治監より報告情化して 警察監獄學校は愈々九月中旬より 開始 せらるし

| 新 | 長 | 兵 | 神 | 大 | 京 | 警 | 北 | Ξ | 宫 | 東 | | 北 | 府 |
|-----|----|----|-----|-----|-----|--------------|----|----|----|------------|------|------|-------|
| | | | | | | | 海 | 池 | 城 | 京 | | 海道 | |
| | | | 奈 | | | 視 | | 集 | 集 | 集 | | 集 | |
| | | | | | No. | | 道 | 治 | 治 | 治 | 494 | 治 | 縣 |
| 潟 | 崎 | 庫 | 111 | 阪 | 都 | 磨 | 廳 | 監 | 監 | 監 | _ | 監 | 7,515 |
| 兼看 | 看 | 看書 | 看 | 兼看 | 看 | | 兼看 | 書 | 看書 | 看書 | | 看書 | 官 |
| | | | | | | 分記 | | | 句記 | | 守 | | 職 |
| 記是 | 長 | 長兼 | 長 | 記長 | 長 | 長無 | 記長 | 記 | 長兼 | 長兼 | 長 | 長兼 | |
| 長 | 秋 | 鈴 | 小 | H | 洲 | ξ Ξ , | 青 | 安 | 大 | 加 | 野 | 鈴 | |
| 谷 | Ш | * | 澤 | 村 | 澤 | # | 木 | 松 | 野 | 麔 | 間 | 木 | 氏 |
| 111 | 平 | * | 千 | T.3 | 142 | 71 | 熊 | 14 | 四 | 廫 | 11-4 | | |
| 喜 | 八 | 信 | 代 | 英 | 豊 | 久 | 太 | 虎 | 郎五 | 次 | 政 | 重 | 名 |
| | 郎 | 彌 | 嚴 | 吉 | 獅 | 陽 | 郎 | 雄 | 郎 | 郇 | 德 | 輔 | |
| 看書 | 兼看 | 看 | 兼看 | 看 | 兼看 | 兼看 | 書 | 看 | 看 | 看 書 | 看 | 看書 | _ |
| | | | | | 書守 | | | 守 | | 守記 | | 守記 | 官職 |
| | | | | | 記長 | | 記 | 長 | 長 | 長兼 | 長 | 長兼 | 784 |
| 扳 | 本 | 小 | 向 | 松 | 糜 | 石 | 乘 | 大 | 秋 | 縢 | 高 | 鈴 | |
| 田 | 野 | M | 島 | 本 | 島 | J11 | m | 塚 | 元 | 原 | 鸠 | 木 | 凡 |
| 1 | 米 | 安 | 錢 | 庄 | | | | 朝 | 源 | | | | ** |
| 太 | _ | 大 | ż | 右衛 | 紫 | Ξ | 和 | 太 | 衣 | 吉 | 可 | Œ | 2 |
| 郎 | 郎 | 鄉 | 助 | | 郎 | 次 | 净 | 郎 | 郎 | Œ | 名 | M | |
| 看書 | | _ | | | | 教看看 | | | | | 和曹 | 兼看看書 | 官 |
| 专記 | | 種 | | | | 書守有部 | : | | | | | 書守守記 | 職 |
| 長兼 | | 生 | | | | 記支長新 | ŧ | | | | 長兼 | 記号長級 | 1 |
| M | | 細 | | | | 香鯰 | | | | | 吉 | 田大 | |
| | | 野 | | | | 川江 | | | | | 野 | 代招 | 氏 |
| 權 | | 信 | | | | 叉 震 | | | | | | | |
| THE | | - | | | | 二次 | | | | | 直 | 貞 安 | 名 |
| _ | | 郎 | | | | 郎郎 | | | | | 矢 | 固吉 | |

25

(承五)

本智分岡知媛川島山口島山根取山川井田

看書 同看看書看看書看看書書 看書 同書 同雜看看 同看書書 書守 守 守記 守守記 守守記 守守記 長 長兼 長 長兼 長 長兼 配 長兼 記長 長 多木五岡岡 伊 百 閩

書 兼看 看 看書 兼看看書 同 看 看書 看 兼看 書 同同看看 守 守記 書守 守 守記書守守記 守 守記 守 書守 配 記及 長 長統記長長兼 長、長統 長 龍馬 配 長 長統 大引吉淵坂久境 安高安村

郎夫女猛例新國 雄郎平郎雄

宮長陂滋山静愛三奈栃类千群梅

形森手島城野阜賀梨岡知童良木城業馬玉

同看書同同 同看書 同 同看書看 守 守記 守 守記 守守記 守記 守 長無長 記 長 長級 長 長練 長統

新 渡伊

周

支 濟

看 兼看 看同看會 看書書看看看看新看新看 看書 守記 守 守 守 書守 守 書守 守 書守 守 守記 守記 長兼 記 長兼 長 長 記長 長 記長 長 配長 長 長兼 長兼 中龄焦尾松大大松吉 大大河 小 永阳 F

JII 安 美 正 IE 大 太 太 太 郎郎郎

生

鹿宮

兒

鳥 崎

看看書同

1 長

H

塲

圭 蘇

平介

守守記

長 長統

繩

大

彦

太

衆囚に

H

故

IC

8

28 議

みならず せるも

友 bi

之れ

禁停を受け其權

利

を行ふ能

はぎるの

るを

す

汝等一身上より

するも

自由

0

利

を享有

のあるに至ては 汝衆囚中

太甚た禽獸

に似

た 0) な

3

行為と云はざ

100

ならず

や現ん

や郷里に父母妻子兄弟 知人の指彈する處となる

姉妹

0) 造

留し

I

不

日夕痛

VC

心び居る

にあらず

縣の

知事と 在 VC

て既

F 心

民 淚

0

0

困

なき

W

るを

毎

VC

合計 第 種 生 百三名

教誨 田 **茨城** 縣 知 事の總囚

を設置す 屡々 囚を工場(武用)に集め改過遷善 知事には本月八日單 現に新築中にして日 識ありしに全囚に頗る 會設立に關し熱心義力せ m を得 監獄を巡視せらるし たれは 30 事に 左に ひとなり ri **中身監獄** なら 赴 けて Œ 威動を與へたり 5n 水戶 す 0 U に臨み 竣功す 清 4 市 12 な 0 8 5 IC VC 6 男囚 るに 於け 供 丰旨を反 の結 す 獄 + 殊 を云今 を数 至る 3 果 ic K 保 ri H / 速に之れ 覆 誨 獄 -護會場は L 人保護 PI 堂 4 噂訓 正に女 亦同 誨 5

す是れ必竟汝衆囚に對す 本日此席に臨み後衆囚に して 即ち汝衆囚 11 明治 對し 0 る慈悲心の然らし 御代に生息し斯く囹圄 訓諭す 5 處 あ むる處 5 8

良なる く自活 は教 忠とす 徹底世 て異 釋算 徒と め本縣 へ自活 嘆に堪へざるなり今や 胯 なる 海訓 斯 0 ざる ٨ < 0 V. 0 苦行以て不幸人民を救ふと云ふ慈悲 も恐らく 躬行 道を得 民記復 な 道を得せしむべきに依 保護會なるものを設立 諭を拳々服膺 0 如く ps 又耶 4 如きことあるに於ては甚 保護 んととを 0 反省の念を惹 蘇救世 す き出獄者を保 3 0 親族 周 せざるの 深 在 到 の心 なる 故徳の類るへきもの 希 起七 することなく と敢て異 h し B 結果ならん質に低 V る物 ざる 假分 充分の する **迄累犯** て なる -惡奸無賴 だ憾とする 保護を加 23 0) 必要を認 らず若し 處なし あらむ の多 心と敢 8 0 A

ならず

獄司

0

けて

一國化 於て教

倦怠

*

8

5

T

には一再なら

j

十數回

多き入獄

す

5

ることなき らず則ち

8

目的となす しめ以て出獄後再

故に

每

に教誨師

遷

善悔悟せ

置き入

出

時其 に至

UC

訓を施し

2

ある

のみ

刑 不

として

徒らに困苦せしめ以て足

h

となす

CK

犯罪

に陷 にあ 3

0

と云ふ

~

L

れ然り

0)

H

2

1

3

6

7

3

世に處

1

向官疑問 際間刑典改 。 青州日在監者望刑法改正雲寬不管矣 監獄雜感 神 戶荒田 己⁰ 絕 減輕恩 夏 句 (承前

く所以 を客 示す所以なり要は唯 親愛なる所 我帝 遵 IC 作 L の妻子 て汝衆 薬 t に勉 h 心四中 て質に と離れ 勵 7 た速に改悛し拘 施品 長期間 愧 П 0 のへき 0 * 恩 を受け 鐵窓 H にあ 4 禁中 獄 0 らず 7 F L L VC

母又は 頭に置

看

守 第 長 離散 望む而 紀律を して止 至り 50 贖口 食費 飲食衣服の 難も深く 久 たり 3 8 種 情犯者と 遇に陥り に拘 為め ては殆んと月 0 しめ若し 0) 保 守り むな のもあ 贖 して 83 憐 東せら に資産 ふ能 幸 直 昔日 11 称す 速 憫とする處なり故 しは 如き野た衛生の に陥り 作 IJ IZ b す 人に精勵 出 即ち It ざる場合 S 8 0 遇囚 監し 鼈にして専 しもの脚な 裕ならざる ず H も均 色の 8 過 ば親族 法 虢 L 業 然良 た 選 B 如き、 在て 善悔 3 VZ 1 あ 化在 と云は 國法 極 F 5 * 父子 ら人権を重じ假令 そし 5 N 悟の つる 着 めて残酷に H 监中 てさを 父子兄 復 H ず 親族 * 留意改良 念を 明治 8 商分 犯 3 ざるを得ず H 0 3 # 0 能く意則 L か を得 弟 惹起 んことを 4 0 如き忽然 贖 結果と して其 4 # 整世に 11 をして 0 原因 L L 3 5 ri 3

只待公頒日

京窓下

毛9

事師

更如無夏日

看守免職懲戒者紹介

署中身

入月二

H

鳥取縣士族

石

P

種

異獄原胤昭君小

てわりし午後五時過無事閉會終て各出席者共に九段

務官等の各講話

阪上富士見軒

の懇親會に随まれたり

當日

0

七月三 八月二 七月八 八月七 七月十七日 五月廿九日 七月十七日 八月四 同日團結奉公可謂忠臣矣又日嗚呼九州男子哉 鳥取縣報 同日實現穿得 同日獄吏學成己執通譯之業咸服々 故速成賞費々々 外囚專出仁愛是我邦之美德也 同日外囚監之異蓋出重其權之意矣 在。特中。 如°同酒°出 電響得 通譯名 H B B B 香。声 4 **宣故速成某縣名譽可羡** 鳥取縣鳥取市 奈良縣生駒郡龍田町大字目安 京都府綴喜郡三山木村大字宮津 大坂府豐能郡 改築已竣功の発見・ 福岡縣田 愛媛縣溫泉郡雄群村大字小栗森田事 歌山縣有田郡湯淺町大字 英語日研精 其十三 += 111 鳥取 四 五 郡 縣平民 上野 科 北豐能村大字湯禄 西町二百廿八番屋 榎 (未完) 及日當局者得官 H 更智忠公事 大業駸々進 茂 田 Ł 及日我邦 聘 及日當局 湯浅 虎 庄 竹 面。 吉

> 三月四 소 四月五 仝 五月十三日 仝 奈瓦縣報告 四月廿八日 四月二十日 十三日 廿八日 十七日 H H 大坂府大坂市南區谷町壹丁目 大分縣大分郡東庄內町九十二番屋敷 奈良縣磯城郡川東村大字遠田 奈良縣磁城郡纒向村大字卷野 奈良縣山邊郡針ヶ別所村大字杖 全縣字陀郡松山町大字下出口 全縣生駒郡々山町大字南郡山 全縣字智郡字智村大字圖 西 野 彦 吉 太 吉

監獄茶話會

集治監 列席の十四典獄及隨行員諸君幷原胤昭 大久保監獄局長小河監獄事務官 威如燬なりしにも拘はらず來會者四 以て旁々近縣典獄會同を機とし監獄協 開催せられ(別項参照)當日 化於て關東十餘地方の典獄協議會を本月 茶話會は先頃來暫時中絕の姿なりしも時恰も警視魔 田美土代町青年會館に於て監獄茶話會を開かれたり 八月十六日午後三時より監獄協會の催主にて東京論 此會合を見るに至りしなり、 長の挨拶を首とし順次有馬神奈川、 一の各署員監獄局員等にして藤澤警視 監獄茶話會 は其閉會日 本日 (於神田青年會館) 盛夏の VC 餘名 0) 四日よ 第四部 にして の各 東京 化炎 依り しそ

(五六)

官

談

园

A 話

內 ri

遨 入

A

b

寄留屆

其他の義

務 は

II 彼

猫

H VC

簟 依

ろれ

月

日(條約實施後

1 19

部 長 * す n rt た 0 40

五

る講鑑あるべきを以て遺職せられんことを

け粗 委員の 化過ぎず 發行 12 E 言す ž け現金 9 7 金 n 整理 する H 0 在 n 員路 b 4 H して現 化至 72 何分 区 it 0 3 0 續 遺憾 緒 L 7 協 君 VC 會 n VC 撰 先 五 VC 25 *2 h 5 就 嗟 百圓足 報 松 h 金 0 * 0 世 Bt. E きた 財 道 n 話 協 5 rt 串 0 3 君 8 7 夫 產 す 尤 L 8 1 より 故 5 8 3 0 4 0 金 4 倘 4 8 4 を以 推撰 近 台 其 杏 7 L 0 第 3 0) H M. 地 考 詳: 8 7 E ++ 細 7 17 7 方 何 VC 香 談 舊 在 4 71 帳 8 な 先 力 7 役 雞 0 8 0 0 典獄 員 5 3 Ħ 8 Ó 訪 事 h 茶 監獄 一言 より 其 ž より 0 41 產 粉 4 何 8 ri fif 8 金 71 協 整 力 h 議 31 理 後 VC 協 L 725 楼 詳 29 未 鹤 の概 協 12 見 納 惠 B 9) \$ 酸 0 3 维 T 8 # 君 零を 受け Ł 整 I な 1 誌 詰 Ł 8 ~ 分 脖 ri * * 家 * 14 位 車幸 2 4

2 3 3 その目 斯 互 女 1 よ TI 律 ると 1 する 望 h 7 如 IC 0 有 實務 始 務 3 0 tr 的 集 1 VC LI t 7 45 0) ならん 4 て 4 8 l: 怪 奎 1 0 鄉 實 0 機 5 T 1 H O 達 V 35 煩さ 實施 助 H 譽 た 7 粉 點は 4 T 利 悟 化付 か R 井 Ŀ 工 33 8 + 8 8 有 數 h 11 1 0 務 3 足-1 11 2 抽 ü 8 らず 益な と云 と云 3 研 就ては種 證 取 定 VC 此 8 方 7 信 究 0 典線 茶 0 至 4 ٤ 云 3 諸 3 U 3 2 h 君 話 謠 5 5 直 为 3 9 法 如 君 * 0 足 3 H 0 0 以て予 0 夏 清 1 0 * 4 0 集 分 y 趣旨 前 0) 文明 高 會 B 注 H 3 W 11 說 4 1 VC を開 7 11 0 污 H 5 3 4 8 在 上 質 4 威 先 即 3 4 步 + 0) à 0 * L 3 3 粉 Ł 2 张 7) 11 H 0 家 君 B H 述 臓 n 想 好 VC 11 2 機な 6 話为 20

を云よ と見 其半 7 依て之を見 はなに拘 易きる にも拘は 調サ Ü 4 0 0 史 言 3 甚た n 最 0 ri 複 前に在ては外國人 粉 約 J: 面 近 8 ri 大なる 言 より を來た 禁後 思想 に比 0 他 + のなることを知 遺憾とする所 H らす修 例 IC るに從前 VC 務 0 即 ž は是 8 D し義 過ちな It 關 0 为 堅固に す 5 し紛擾を招 義 觀 4 4 **产**非法 約實 8 3 務 1 務 2 なる 觀 0 彼 カン 0 0 して彼 念の 想像 施後 17 即ち義 て H IC = to 在 觀 3 內 5 念 n 8 べしと信ず 福 に居留 II 發 ri 7 VC. 4 地 0 0 U 3 達する。 種 n IC rt 3 至 ことな 遲 H 塔 一變 務 達 1 世 り意 雜居 即ち 寔に VC 3 1 を拘 人 4 4 のことは 推 ī 地 ~ 動 8 す n する 喜 5 5 丈 外 禁 外 8 8 • 良 8 2 5 1 \$2 國 L To 10 3 0 ~ * 7 0 ざる しと想 即ち彼 î ö VC ٨ な 蔵 VC 12 進 L 0 1 # を起 はなざる て模 i I 8 至 發 I H 5 8 7 丈 官 實 15 動 0 在 3 8 3 3 n 警 L 0 강 義 等 IC 撿 4 像 7 約 利 な 又 8 * 雕 T 管 務 外 酮 VC L 廿 H は 思 à 確 H 3

實在 なり 謝辞は ち領事 らす たることを弦 7 亟 義 觀 傳開 ~ 思 9 勵 入 念 想を ŏ 粉 想 蹀 0 釜 子 3 7 7 ~ ~ 務 מל 4 の代 予は 云ふ 大久 IC VC 0 0 収 直 + 曾 IC 缺乏の 思想も 發 深 接 n 信する所 してどあ 8 間する 即ち法 0 義 觀 達 \$ 領 理 L 20 VC 局長より参觀の に断 在 此 務 す 丈義 事 となり 御厚 監獄 認む 0 n 共 3 IC T 八亿發達併 8 に依 務 述 8 丑 思想観念に を云ふは 言して敢て H 1 律 禮 局 8 4 Z 念 0 7 11 0 ~ D 0 おより 17 我 觀 依是觀 5 命 决 \$2 義 VC ~ 監獄 7 諮 念 n する B. r 務 して 隨 1 は にる 好 君 乏世 權 行 并 1 72 * 15 行 亦 原 美 H 社 利 之る彼 し云 盡す 小官 を彼 4 乏しきに 憚 \$ 0) 所 M カン Als L 思想 さる 文明 果 8 會 2 果 VC b 強きことを B 英國 L 國 VC らざるなり、 なり H VC 4 VC 依 0 VC 0 _ あり 於 0 過きず り予 受く 7 ~ VC \$2 3 例 外 ٨ 鎖 進 1 外 7 あり、 מל 外 Ł 3 0 ¥ も鉄點と ٨ 我體 を間 達 5 2 殿 事 雕 監獄を VC 看守 A カン -ざるもの に從 * H 4 8 證 ٨ 8 盟督省盟 向 るに引 2 如 T 亦 す H 局 所 故 N K 今日 長よ に其 17 す n 同 U ~ * 權 4 fo! K B .-は 看 ri 利

*

n

(55)

線官

遊

0

装

移

VC

關

す

3

0)

VC

缺

乏

世

3

老

上

なり 小大 に於 寔に כמ Ü É VC 東 7 串 閾 3 + 2 典獄 IC 4 7 L ¥ 33 務 3 入 8 3 我 L 遵 憂 務 言 官 0 K Z を適質 奉 慮 H 守 VC 体 於 0 ti 引 5 化堪 心 A 的 して看 大 勿 0 看 IM 7 論其 0 補 行 守 比多 Z H 8 IC 為 H 7 ~ 彼 觀 3 F * H 守 即ち典獄 關 我 22 薄 0 總 3 行 即 の上 僚 す 監 す 0 VC 思 監 成 0 5 3 藏官 38 3 # 咸 ざる 想 20 + 0 監 典 IC VC 情 カン 違 IC 街 3 獄 獄 あ ri 0 至 * 声 同 b 2 衢 官 代 0 9 ~ 0 夫 8 損 0 近 そて、 La 必 8 K 2> 吏 行 4 身 ~ す VC * 制 要 5 しは典獄 為に なり きを 監 8 義 務 * 札 3 3 督 0 上 務 驗 るを 例 * 成 外 官 ٤ 信 み 0 8 12 立 ö T 云 L 0 す 女 0 U 7 想 名 6 な 新 5 8 Œ -務 12 7 彼 な 8 闘 ft 3 3 h 現 * ~ * 確 ri ri 監我 3 能 8 8 b IC IC

庶 木 茶名 湘 會禮 助 君

す

3

0

要

*

群

細

*

h

予は 喜 本 3 所 H なり 話 任 地 IC 列 遠 方 席 1 t 在 8 10 東 機 京に 此 得 會た 嗣る あは る深 > 5 老手

五

用

監

を以て 以て 經濟 改 改 72 rt 8 す 8 細 良 幼 今 如 ~ 頁 姑 3 1 E の元 \$ 8 15 ~ 稚 H 監 後 5 8 カン 監獄經 獄 0 長 大 rt 0 1 之れ ざると 4 要 點 5 都 聘 足 經 VC 動 御 0 VC ざる た 力 IC 合 代 0 穧 研 清 8 本 8 濟を がは皆 0 1 3 Ł 至 を云はざ 潍 0 究 聽 以て あり 8 7 VC 串 Ł IC . 步 あ -0 其源 を見 此付 H 至 詳 要す 5 老 至 カ 8 折 到 かに 2 4 あ 手 n 茲 煩 ば を經 とを 0 0 N 0 角 底 8 8 3 3 n 第 言 上 經 考 充 恐 多 觀 ~ 31 す t 0 分 な 改 察 # 3 IC 額 費 至 * 機 望 ri 3 一點 でき能はず に放 依 5 自 の意 する VC VC 4 頁 0 Ò T 獄 計 經 需 * 8 切 依 n 5 3 迫 Æ ば 作 見 VC 8 8 欲 するよう を述 へを監 30 8 8 す 4 200 8 監 信 或 ri 8 りと信 5 * 點に 監獄 B 獄 途 0 され 一線改良 收 VC • .3: 監 ~ h 於て 盘 其 7> 聯 鋞 8 女 H H 監獄の Ł 出 5 來 す 濟 M H 經 I 1 0 H 能 國家 に投 8 . 4 增 ri 的 監獄 共 0 歉 档 8 0

小其使役囚 三席 其利 2 12 なら 業化 8 有 8 8 ¥ 7 0 1 材料 原胤 Ł * 使 H 材 子 K 水 役 便 社 7 するを な 昭 12 VC 2 有 3 君 3 8 ri 具 依 0 200 云 隸 前 4 5 如 能 19 作 得 業 72 通 3-3 ī 7 論 建 有 依 4 ~ 同 相 0 0 h 制、 を見 6 H 作 练 * 6 F á n 費 甲 n 0 3 8 V 3 ること 便盆 為す 幾 な 最 H 0 ž 分 H 方 後 3 な n 云 8 相 K * 在 בע 0 間 監 4 5 節 互 得 * 0 ٤ は ñ 減 錻 4 ~ VC VC 0 五 L 相 建 推 谷 8 實 築 9 送 交 8 ī 0 Ł * 地 4 * E b L 見方 如 悬 0

284 心に腹 H 先刻 2 4 犯罪 2 Ū 甚 案なしと H 如 7 12 何 3 此會 にる必 困 工 + 犯 10 難な 0 8 る防 方 8 開 8 7 3 針 監 20 を以 獄 業 0 問 差 8 者 道 VC 原 類 改 當 1 7 1 3 付 にし 頁 H K て云 對 講 * 計 な 所 知 i 7 8 Ł 威 4 盘 如何 7 3 8 * to -3 U 述 H VC 爲 0 べて 台 ~ 11 * 女 + H 72 8 112 罪 3 3 0 ~ 如 8 揩 6 0) 8 事 何 諸 位 3 原 ~ 君 压 業 P 在 T 五 8 Ł 因 H 8 בל 0 8 למ חל * 5 改 參 * F Ħ 3 業

入監者に 其戶 なる なる 翻 1 す其 知 * 察と戸 8 查 此 3 の完 à 成 詐 爽以 警察 * 度合 3 * 3 8 П 0 0 遇 ざる 符 方法 発 Ш 氏 H 俳 尤 惹 VC 3 בע 後 名 果 徊 就 8 果を 獄 起 就き戸籍 合 0 מל 8 5 VC 多きこと 籍役場と 日日 K VC 4 して戸 * #2 4 * 其 20 あ 以て 筋化 其 20 遺憾に 0 0 3 8 3 為め 保護 28 7 調査 結 8 VC P 71 H 果、 之を 0 288 籍吏 聘 * 依 於 うい 現行 n 2 N. 間 羅 越分 ても 查 4 知 7 入監 與 Ħ * VC 戸 見 き之を例 4 כמ 0 H 3 あ 0 なり 甞 警 聯 知る 帳 4 3 唯 4 VC 成 I 3 監 ~ 白 8 て北 察 現任 現に 案あ L * 者 絡を 簿 IC 足 形 정 易 秤 勰 被 K 3 就 NC 其 VC. 8 其 式 を の効 照會 者に き調 東京 30 番 海 L 通 難 符 • 取 保 0 者 道 7 す 現 44 L 合 繙 事 說 絡 0 8 老 12 集治 偽 0 7 3 8 4 就 查 察 法 क्तं な 3 I VC カン 0 H 名 3 ŏ 8 L 4 8 43 VC. 中 Vi 0 8 果 にあり * 8 す P 2 於 3 阴 במ 監 * 8 * IC L 23 從 VC 用 是 查 數 為女 IC 7 72 8 2 和 あり 百 泰 す = 依 O 5 VC H 不 手 5 0 2 3 現りに + F 3. 8 はるが T 駾 好 月 充 严 H 何 7 3 VC 8 D 分 洭 2

(大大)

者廿八

に手

名

0

き浮

0

徒

の取

統行屆

בנל

さる以

H

3

IC

効

* 何

何又遇

8

出緣 果

作

業の関係

及

0

身分

がん H

加

2

13

曼悟

なる

を以て思

憚

(九大)

本

立文なり。

とな

n

n

0

過

捣 これ

合

בול

1

L

く思へとも、

及翻

て考ふ

I 0)

所を襲する して出監するも定住 を屈指せり而して此 者に就き入 なるとを き雑居房 面無籍者にして戸籍の 一人は卅三人、他の りたり、 血は監房 の改良に の不 定全なるを知るへきなり、 時せしものも数多あるに依て見 餘義なく たることを自自 此而 明なる為め は如何 H 證明し得へきものあり予か替て初 の弊害は寧ろ犯罪を爲す 八監中幾人 せられ 如此る 類するも 其目的 警察は之を取締 にも立派なりと雖も 一定の住 のは皆 せり しものあるを發見すると同 とて是 一人は のなき を未明 得 知己を得たるか之を調査 所 たる知己の者は皆浮 達することの 在判明せ 外 自 所を 會の n # 尚逃走者 か災鴨監獄なり東京集治 なく なるを 0 機人の知己を得 監獄改良に 方法 定むるに由 浮浪徒にして も亦以て戸 し為め善良 飄舶泙 の術を数ゆるも 得る なきより 分房は姑らく きは 就 ても此 なく 浪 犯 韓 一ろ常然 の徒 せし 籍調 現に日 ~其居 0 0 時 72 犯罪 Š 出 民 VC なり 六 4 H VC IC 監 0 置 種 0

派改良て it 74 す さりし 上の らん 3 監視執行 と云ふに其原因を詳査 獄に之を承合せしことあり に當局 舟を作て之を行るの術なきに等し とせは如何に 敗むる能 にあらざれば千百の監獄改良る途 希望として今回 後 離る 0 關係 7 に小河君は 其邊當局者の 元化 られ 其 斯 は粗 は只一例に の為め警察に交付 11 の監獄改良を唱 ことを望 館き ざるへきを信 式 大事質の具 間然する 々之を詳 從前の犯罪原因を 實 起 T つて茶 省察を 務の當局 過 せんと欲 相 所なき迄其外貌 きざるも 悉し得たるも其罪質窃盗なり 於 せり 、話會及 請 を得 道せらるし 17 した を述 者 ふと云ふにあり せしとて途に其要領 3

以て改良

UZ.

徒 結果を

為に属し恰る の精神を得る を備ふるあり

老

見るに至

と云ふ

果

して如

此實

祝なり

8 既に

するも宣

一告書は

た

たる有馬 び協會

木名 雑誌に對

潮

阿

0 å

す 氏

ては

する

8 粉

日

所

腻

1

商

欠緒と 0 陷 事 8 VC 3 開 な 說 所 * * 7> ħ # らん 及ぼ 3 the ぼして統一公平の要旨を紊るの弊を痛論し監獄則改正、個 獄 務 ことを要すどの所懐を詳述せ 0 8 すれ K 理 論に 倡 個人的 L カン 7 如 實 遇囚 行 \$ VC

治のいというないのである。 評

浦奎吾君著

明治法制

遺憾とせ 7, 吾希望 が研究 0 前後 四頁 新以降百事 したるは ri IC 說 0 VC し所 費す 紙數 於 朋 滿 たされ H I いより成 なり べき沿革 著大なる 悉く進 3 精 刻痛快 200 しが 步 0 n 經過 0 一史の なりつ 、今や清浦 事質なるにも拘はらず L 本編は三編、二十一 200 * 0 著書なきは、 部分 尤も其 の文章は平易流 VC 8 先生の手に 0 吾法制 沿革 吾人 章、 Ļ 於 0 • 暢 < 0 六百 最も 7 之れ N 發 新 L 5

> 腦°か、秘°るに、奥°迄 7 一神のある 一の附 編纂 就 筆の多、を、の 7 移 言 0 に°年、抉 法 は h あ B 染°國 新 0 めの務しなる た 12 的 圣 it VC DOK. 7 `說`後 IC 綾 במ 0寒、餘 知る מו "IT 圣 至 著。與'蘊'所、於 5 左 h 本 作っしなは、 書 た L VC 7 7 31 n 足 錄 0 H す。一 ○自、と、頗、初、は さり 5 H 5 先生 色を帶 \$20 25 ふを図の たの躬 0 女 0 る。行、へ、覆c更、 賜。實、し、詳。改、而
> な。廢。」、し B X 序及 たる なの酸・ 密口 な 0世、是 は、 h 7 h 現る そのるいれ、殆 所 法 小河岳洋 4.0 なり 以てそ 偏 ん 4 0 3.20.2 3 0 のの先、其、に、治 此 頭っ生の、至、年れ

自

觀察 國以來 の知る所 余當 らる を見 を発か ものあ IC L 依 7 3 h たる 外 12 0 って以て普く 11 图 3 誠 A 200 とならさる 他 に是九牛 なら の我國 IC 谷 者 非す 少きに非 8 3 0 * に來航 親しく 豫想外に甚 或 漫 我 0 מל מל 為め 帝 して 一毛 カン す して親 官 3 た 雕 VC 0 相 23 文物 を紹介 た 種 5 3 במ に過き しく 大體 L 和 IT 4 0 きこと是 0 VC 深 文物 誤 質 L < N 0 見をむ す故 て未た 上より之れ 解 咸 妄見 むる す 0 質児を なり VC 8 電被 察 あ 被 IC 3 1 LE 開

1 の困難なりし て唯 光にし やしむ て最も た皮 即ち する 維新 以て 我か 0 VC .II 眞 8 TO 0 7 匆忙動も 慫慂する して法 勉め 本書初 力を得 は十分 より 沿革に闘する梗概を編述せ て多少自ら を達するに至れ の久しきを費や 々等も亦 一部を 5 歸朝 は則ち之に るるの 制 4 めは 0 て一層編述の進行 すれ 便宜 大に 歐 のみならす尚は歐 7 とも幸に多年法 つ失れ 0 然れとも間 文記 前述 3 得る所あるを な H 9 光明時代を知らん に會 て其 rt を余に與ふ 余と其の所 して 概ち 翻 從事し 近 0 L 譯 8 來 0 如 我 著書 發達 黑 3 稍く 意の 語 せしむ適々友人某々等の 拘 るに此 時としては ri は AL 蔵を同 信 制 を勢む 5 0 光 如くなる能は へきことを約 今茲に當初 0 ٨ 文飜譯等のことに んとの の間 す未 所 世 明 2 歸 di 3 VC # の事を以て 4 IC It 朝以來 **化從事** 3 を詳 8 8 72 行 欲 移 8 し切に 念を起 所あり 双人をして 8 法 は 4 制 3 力 I 0) 7 0 級 私 VC 勢ひ先 B 7 せり余 1 經 學 0 L しる 此 # מל 上の こと殆 過時 的 荏 出て 沿 4

L

71

某

歐米 成稿

0

撃を

荷马

間

K 8

¥

を以

6

簡

ft

זו

0

歲月

5 就て

とをは 我か法 は以 為す 革を 壁を 公に 手する る法 已むを得 事項 て後 17 文 -鲍 期 * を起 學 8 撼 記述したる 付す がするる 姑 IC 制 L られたるる 者 す 3 學上 何さるに至 飜 0 とは竊 在 稍 3 3 8 完全 きに 之を 讓 IC 4 所 在 0 精 0 にあ 他 7 な カン 3 0 塘 9 VC 典を に余 の盖 3 0 B らさるへとし雖も 7 n 化入 料 供 1 m 6 あるを開 H h 0 す 當 響を促 の自任 T すと雖る 惟ふに濟 夙 一初の意 9 多きを加 6 本 終に卷帙 IC ことを 我國法制 0 書を以て之れ の成り目的 す する所 בנל な 了本 1 らす 4 ふると共に H なる 稿 * 得 猿 國 たる人 の浩 幾分 近世 書面 * 全 火 未れ N にして庶幾く 史 72 力 8 0) 瀬に か臓 4 より其完 7 らしめ なり מל 編述 注 之を世に 才に富 7 嚆矢と た又之 編述 直 制 游 なり 充 Á でに著 3 0 8 世 沿 0 80 0)

東京西久保城山書屋に於

3

3

革を

1 -

一を観

30

の関

付 すると すれ 謂 H んことを努 方の偶と此 2 らる今や 予に版權其の 實に 3 す徃 るに 浦奎堂 II ~ 化 レチ 大旱 頼ち 4 際 免囚保護等 大方 我國 L めさる 0 其 亞斯業に志め K 其 美舉 驟用を への得る 2 0 0 諸般慈善 他出版に關する ては 發達 同情を得る VC の公共事 מל 又先 変で 接す を見る 所 制 事業 0 史 苗乍ち す 生の志を空しか る者深く 3 を著述 利 能 0 業 0) H はさる 必要に 一般に義 72 K 總 惠 勃興 難な 一言以て之を常 た っての けて之を L 先生 3 て す H の悩みある時 8 迫 捐 世 0 8 斯 ñ 處理 区 מל 為め らさらしめ 3 の想あり 8 貧兒 公け 意を IC 1/C * 力 取りて VC 8 1 育 -動も 虚 拘 任 B 8 N 11 4 ·b

明治三十二年六月

太 鄭 臨述



·-- t)

縛する

17

際 得 法

諸 0

0

厚意を

機

三十二年

六

八月上学

友諸

氏

0

補助を

R

るる 士戶田

少 Æ

か

趣を

著

開し

7

H

學

淮

市

氏を始 らす編述の旨

め其

の他

知

力口

今般監獄則同施行細則の改正に際し審議の必要を認め且少くも聯合府縣に於ける獄務の協定一致を要する |警視廳典獄協議會席上に於ける警視總監の演述

ものわるべきを信じ谷府縣長官に協議の上茲に典獄協議會を開くに至れり顧ふに多年朝野の共に熱望せる 條約も既に實施せられ行政百般のこと亦舊態に安するを許さす就中其關係の直接且重大なる警察監獄の事 央監督の施設成案あるへきも亦畢竟諸君の手腕に竢たすんはあらす深く既意を体して最も慎重に討議審案 立ち重要なる位地を有するを以て諸君に於ても忌憚なく忠告の言を致され共に倶に完成を期せられんとを なれは世間之を見て以て直に全國監獄一般の整否を下するの情況なくんはあらす斯の如く中外注視の下に 業の如きは改善の必要一層切なるあり吾警視廳監獄は輦轂の下に在りて重要なる位地を占め其規模亦廣大 きにあるへしと信するを以て一層精勵改善の事に盡瘁せすんはあらさるなり獄政の統整に付ては固より中 切望に堪へさるなり而して多年朝野の問題たりし監獄費國庫支辨の如きも亦質行の運ひに接するの期も近

レ以て本會開設の趣旨に副はんとを望む云々 植者白す本編は八月十五日警視廳に開かれたる典獄協議會に於ける演述の大要にして本誌零頭に登載す べかりしも斧正を請ふ為め遅延せしに依り止むを得す玆に掲載すること、せり

獄 法 令

內務省令第三十三號 明治三十年八月內務省令第二十三號中五錢ヲ拾錢ニ改ム (三十二年七月十一日官報)

監練則施行細則第十七條特赦免納閉假出獄ノ申渡方式左ノ通定と 內務省訓令第二十八號 明治三十年(八月)內務省合第二十三號 (三十二年七月二十六日) 替察署警察分署ニ拘禁又ハ留置スル者ノ食料ハ一食五銭以下トス 廳府縣 東京府 假留監

特赦免幽閉假出獄申渡方式

第二條 授與シ発幽閉假出獄者ニハ尚出獄後ノ心得方ヲ諭示スヘシ 配着守長数海師監獄醫列席ノ上之ラ行フヘシ但女囚ハ男囚ト之ヲ各別ニ行フヘシ 式場二八特赦死的閉假出獄ラ受クへき者及多囚ヲ整列セシメ典獄ヨリ一人毎二之ヲ首渡シ醴票ヲ 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ教誨堂又ハ多囚ヲ整列セシムルニ足ルへキ場所ヲ以ラ之ニ充テ典獄費

內務省訓第七六一號 (三十二年八月十二日)

警察署警察分署附屬留置場ノ設備ハ大体左ノ標準ヲ参酌を漸次改良ノ計畫ヲ立テラル 留置場ハ警察署ニ在テハ三房以上警察分署ニ在テハ二房以上ヲ設備スヘ 留置場設備標準

(-)

民控所等ニ於ケル普通ノ音魔ヲ瞻取ル能ハサラシムへキ位債構造ヲ選ムヲ要ス

留置場ノ位置い警察署警察分署構内ニシテ陸地ヨリ交通及觀望ヲ遮斷シ且事務所尋問所小使部屋人

3

四三

留置場ノ前

ル廊下ノ幅

ハ六尺以上タ

ルチ

要ス

ハ男ト

嚴重

異シ幼年者ト

成年者トハ可成別異シ得ルノ設備アルラ要ス

房外二

出テ

3

トキハ他人ト

手ヲ交へ

双

温リニ交談

7

-

以下人

空虚ラ雷

+

・空氣ノ

流通ヲ良クスへキ装置ヲ爲スヘシ

六五 留置場 留置場ノ分房 八三疊以上 位二向 ハシ ŀ 3 雑居房ラ ルヲ要ス + 上八叠

r 八四卷 半以

七 留置場ノ地盤ハ石層又ハ漆喰島ラ以テ地平面ヨリ高ク銀造シ其地盤面ト 以下八 床上

ノ間ニハ五寸以上一尺

九八 1 留置場ノ天井 置 逸 , 境壁 ハ床上ヨリー女以上トシ内面ハ柱ヲ歸ハ 7 防遏 スル , 造 1 為スヘシ 7 ス板壁ペ ソキ塗トシ床ハ板張ト為スヘン

置場ノ房戸 ハ高サ五尺乃至六尺幅凡 二尺五寸 , 外 開 + 戸ニシテ錠ラ付スへシ

留置場 , 鍵、各房共通シ得ルモノナルヲ要ス

留置場 -床ョリ六 尺以上二於テ窓ヲ設クへ

十三 項ノ窓ハ 縦及横ノ 鐵棒格子卜 3 棒相互 , 間 八三寸五分以下ト

十四 空氣孔 適富ノ 位置二設ケ 常二 空氣 7 流通交 换 セ 3 ムルラ要ス

子障子ヲ付

スヘシ

其硝子八

透

明

,

1

*

シ格子ノ外部ニハ開閉自在ノ硝

十五 留置場ノ 視察孔 ハ漏斗形ニシテ孔蓋ハ回轉自在 一ノ圓板 ラ付シ及ハ 機開キト為シ分房ニハ 一箇難居

二箇テ設ヶ房内全部ラ 観望シ 得ヘキ 装置ヲ為スヘシ

危険ノ 留置場房内側面ノ壁ニハ 属ナキ 裝置ラ 房内ラ 幅一尺以內 **ベス** ヘキ 腰掛ヲ取付ク 黙燈器ラ 7 N 7 要 7

十八 テ設クス別ニ便器ヲ用フヘキモノ トス

十九 便器八金屬若八磁製等不淨物ラ 吸收セサル物質ナルラ 要ス

季節必要ナルトキ ハ跋房ノ設備テ為シ及ハ湯タ 1 武 類ヲ用フへ

監發第三七號 (監獄局長通牒) (三十二年入月十一日)

ニ於テハ留置場ノ

外泥醉

者其他一時

ノ保護

ラ要ス

ルモ

ノ、第二別室ラ散クへシ

在監人遵守事項別冊ノ通り當局ニ於テ 追而該遵守事項 ハ解シ易カラシ LN 標傍訓 ラ付セラレ度尚英 器之分 編製候條為御參考及御回附候 4 " 不日着手ノ筈ニ付出來次第可及翻

遵 監人ノ心 守 得

(四人及懲治

人ニ示

*

へ+分)

送付此段為念申添候也

3

監房 在テ , ラ 特二 靜 酸質勉勵清 恵ヲ 専ラ 型 1 3 7 旨 歌 ŀ 喧噪又八談話通聲 3 1 行 狱 7 恤 を官史ノ命令 スヘカラス ラス 服役ス y

起居襄 許可ヲ 臥 3 テ物件 監署ノ定ム ラ授受貸借スル N 所 = 6 = 3 トラ嚴禁 動作 * N ス = 1 ・尹許 サス尚及醜体ラ露 . ¥ 其他猥褻ノ所行アル

ヘカラサ " 論十 ス

根シ不得器ノ外 監房内ノ備品類 ~ 最モ注 座ハキ 意 6 3/ 貯水 テ 鄭 瓷 7 濫用 = 之 スヘカ 取 扱 ラス 七常 3 其清潔及秩序,保持 × ~ V 窓壁若クハ物件ラ汚

監房 二於 テ 7 看守所 = N , 3 9 線 **É** ラ引 四時以內 Ŧ テ 其旨ヲ報告 エ監獄署又ハ ×

出フ ヘシ若シ申 会 , 機二際 ア怠リタルト 3 解放二週 + ~ 6 3 法上 ル者 八其 ノ處分ヲ受ク つ時

携有 貨物 > 総ヘテ 果 ノ貨物 = 於テ 之子 領 置ス 但監獄官史ニ於テ保存 ノ價値 + 2 -認 メタル æ ノ双ハ保存

(E)

入

=

附シ氏名ニ

代

-

テ

称呼

×

N

ŧ

×

n

=

1

7

ルヘシ

警察署二

其旨ラ申

長期 成ル ~ 1 其衣 類等ノ 賣 却 方 7 尹出 顧 × -3

(四)

テ賣 ~

テ

循置

ス

~

+

,

ハ之カ領置ヲ拒

.

3

トアルヘシ若シ本人ノ請求アル

1 4

ハ其ノ物

領量品 -二於 テ 蒸氣其他適當 7 方 法 用 上虫 害 デ 防 + 洗濯 チ 施 = 3 * N 上一定ノ 倉庫 = 滅世シ H

監ノ際交付スルモノトス 置貨物 ラリテ 父母 妻子 扶 助 又 ~ Œ 當

-アルヘシ

,

,

野

用

=

充

テ

7

1

請

7

-

+

1

典獄ハ其事情ラ取礼

3

テ許可ス

囚人 懲治 人ノ衣類臥具 7 衣類臥 八總 具 ア自辨 • Z N ¥ 其種類品 數 但 等 构 ^ 留 别 X = 11 定ムル所 二依 x N N = 伹 1 自辨得 得 ス N = 1 能 -サ N 者 =

之ラ 與スヘシ

指定 2規定ノ科程へ必つ ハ必ス之ヲ " 如 何 終 了 + N 七 業 v * 種 * , N # -, 力 * 9 3 × 1 Æ 决 3 テ 異 存 7 申立 " N = 1 ナク 一意專心之二從事

起床出房喫飯就役休憩罷役還尾れ、別十、時間十二月とり、時間十二月とり、時間の人服役ノ時間左ノ如シの人服役ノ時間左ノ如シの人服役ノ時間左ノ如シの人服役ノ時間左ノ如シ

房就七六九三十 寝 年月月月月月

七時三十分朋

四二

月月

九時三十分間

用便い工場ニ在テハ所定ノ時間ニ於テ之ヲ為スヘシ 動作ハ總ヘテ 十時三十分間 一定ノ合圖

ラ以テ之テ令ス

就役中作業ニ関シ * 但發靡言 得サル用談アル * トキハ同 テ + ラザ 囚互 N = ヘカラ 交談 X XN

ヲ許

スコ

1

アルヘシ

ト離モ

已ムラ

N 事 項 ~ 總 ヘラ作業主任官吏及看守ノ指揮命令ニ從ト之ヲ爲シ恣ニ自己ノ意ヲ以テ粟務ヲ

用 ルスル器 械 Æ , * 鄭 1 哼ニ之テ ス

八最モ節約 恤 重 ニ之ヲ

取扱

7

=

*

左二記載シタル B -服役ヲ免

一月一日二日 始

十二月三十

神武天皇祭

季皇

鹽

神 春 祭

天 紀

長元

節節

新春季皇靈祭

父母ノ喪ニ遭フ 八三日発役

此他的発役セシ ムへみ場合い特ニ 典獄 者ハリ

炊事酒掃其他監獄必要ノ爲メ

使役スル

発行

日太

1 N

融コ

服ア

*

役 N

t

V

L

N

=

1

7

N

-

3

但

此場

=

於テ

1

3

工錢ヲ給與スルモノ

1

7

無定役 1 雖 æ 成 N ~ > 7 テ 作 業 = 從 × n

鋒

初入者 定役囚 = ^ 現 役一百日 重罪囚 十分 7 , 7 n 1 輕罪囚十分ノ三 " , = 6 I 錢ラ 、給與

再入者 2

-二罪囚 十分 , 輕罪囚十分

再入者

*

_

年

以上

7

經

過

v

上業二勉勵

×

N

1

+

,

和

入

者

ノ例

=

準

=

得

無定役囚 質表ラ有 3 ス ٨ 工錢 v テ 八前項 業 ス , w = = , ラスシテ Ī. 錢 1 + 别 分 = ノ七 額シ ラシ X N 死役 割合 = H 從フ = テ項電ス 囚参與ル 人服力 チ 使役シ

(E) 工亦

額

毎

A

初

旬

=

於テ

H

前

A

分

,

總計

金額

7

本

٨

=

告示

ス若シ遠算ア

9

1

認ムル

1

+

八其冒,中出

+

工錢 一の總へテ監署二於テ之子領置

ス

麥, 混

炊

7

ハ麥十分ノ六下白米十分ノ四トシ分量ハ各自

身体作業等二依り

病者ノ 之ヲ定ムルモ 糧食 糧食ハ 心表の依 醫師ノ意見 二人 9 _ 、之ヲ給ス 二依 回用 ノ分量ヲ三合以下ト リテ之ラ増減シ尚病者ノ ス 攝義ニ 効 7 ル飲食物へ 證明ヲ經タル上特

茶へ一定ノ献

色治人ニシテ糧食ヲ自 ニ給與スルコトアルヘシ セッ 1 請 フト + ハ之ヲ許

囚人 色治 懲治 人二差入 X 五二限ル ハコハ書 現行 類書 ノ法律命令書並 -+ 籍用紙衣服 飲 食物八 臥具其他 酒及煙草ヲ除キ監獄内ニ 二書籍用紙印紙郵便切手貨幣其他ノ必要品ニ限 必要ノ物品又ハ飲食物ノ差入ラ許ス 於テ炊烹ヲ要セサ in = リ差入ヲ許 , = > テー日三回一人

ルトキ , 類臥具ハ鄭寧清 ニ其旨テ申出ツヘシ 徽二 取 扱 E 决 シテ汚穢破損 ノノ徳 二為ショクへ カラス若シ洗濯補綴ラ必要トス

四人 病者八居室身体衣類臥具等八特 7 懲治 サル者ノ監房ニハ木梳ラ備へ置クラ以テ常ニ清潔ニ梳理 ノ頭髪紫髯ハ必要ト認ムル場合 = 清 櫢 二篇》 ニ於テハ短礁制除セシ 置 1 注意 7 ~ ¥ AN スへ

=

7

アヘシ

ŧ

7

=

毎日三十分時以上

7

疾病 在監人 二依り 病 冒 * 7 , 申出ッ 罹リタル 其親属ニ交付スルコトアルヘシ 構へテ診察ヲ請 疾病ニ程ルトキハ 八年 ~ 年六月 1 キハ午前出房就役ノ際其旨ヲ看守ニ申出テ診察 6 = 病狀ノ輕重ヲ科リ , 又ハ疾病ヲ隠蔽スル 九月 迄へ五日毎二一回以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎二一回以上ト 其監房又ハ病室ニ於テ醫療セ コトア ルヘカラス 尹請フへシ但急病ノ場合ニハ隨時其 * 但懲治場ニ在 ル者 八情狀

在 人死亡シタルトキ 教誨及教育 -其 遺 骸 ハ親屬若クハ故 西ノ之ヲ請 フ者ニ下附

四人 及懲治人二、死役 + H 曜 H 及 平 H 器 役 後 叉 " 休 役間ニ於テ教誨ヲ施 = × ~

教誨聽聞 ノ席ニ就クト ~ 愼 1 テ容止 ラ正フスヘシ

在監人現行ノ法律命令書ラ看 未丁年ノ囚人及懲治人 ハニハ別 7 ニ定ムル所 7 1 + , 完之 科目ニ就キ 7 許 ス囚人及懲治 教育ラ授クヘシ 人 = *

テ

書籍ノ看讃ラ請

フモ

アル

感化若クハ紀律 看識ハ発役日日曜 ニ妨り H 及 ナシト認 他 ノ休 題時間 メタルをキニ限り之ヲ許ス 二於 テ 之テ為ス v

警信及接見

四人 發信 外 , 一定 スル書信ハーケ 7 7 為シ尚他 べニ認メ , H 月 * = 二一通入 於ラモ メ典獄之ヲ封絾 認 シ日曜 × シムルコ 日午後二於テ認メ 發送 ス 1 N 7 ŧ in

送及 接受ノ 書信ハ典獄之ヲ 検閲シ 若シ 書中不正不良ニ渉リ双ハ其改悛ヲ妨クル ŧ , 1 器人 n 1+

開付與 7 N = 1 許 7

便端

書ヲ用

ント請フト

キモ

亦之ヲ許

ス

,

1

*

郵便稅八自辨ト

3

4

-

¥

伹

一特別ナ

N 必要

7

N 1

ハ此制

(H)

接見中若シ接

ラ詩

ヒシ

越旨

=

遠フ談話ヲ爲シ及ハ変貌其他形狀等ヲ以テ相通ス

N

形跡

認メ

アル

~ 3

-

ノ接見時間ハ三十分時以内ト

ス

但集治監二押送以前二係

ル囚人ニハ

特二一

井間

ノ接見

7

許ス

新誌雜

接見 ルトキハ直 ハ總テ接見室ニ 三接見 7 於 停止ス テ之ヲ爲サシム但危篤ノ ~ 病囚ナ N 1 # ~ 病監ニ於テ接見 t V

囚人獄則ヲ謹守シ = 3 且改悛 フ所 爲 7

Æ

1

確認シ

タル

1

キハ賞表ラ與ヘテ賞譽ス賞表

假出獄死 賞表ハ曲尺長二寸幅一寸ノ白色ノ布ヲ用ヒ上衣 御閉及ハ 特赦 ルテ具状 スルノ憑據 8 N = N 左袖肩 1 , ス 間 , 表面 =

,

看スル

7 有スル 四人二 **六左** , 優遇テ 為 スへ

一衣類雜具 ハ或ルヘク良品 7 貨與ス

二書信ハ一箇月ニ二通之ヲ 為スコト 7 ×

三入浴 尋常囚人二先キタ、シムルコト 7 N ~

四賞表 五定役囚ノ工銭ハ左ノ 但 價 個ヲ得タル者ニハ菜テー 一回金貳錢以 例二依リ 下十 週ニー 與 × N 回 ŧ 其二個ラ , 1 得タ ル者ニハ二回其三個ラ 得タル者ニハ三回増給 四 輕罪囚

質表一 テ以テ食物購 個ラ得タル 其三個テ 重 得タル 一罪囚ニ スコト 圓以上ノ質體工錢ラ有シ 八十分 郭囚ニハ十分ノ ヘシ但其種 , 三輕罪囚二十 額分量、時 Ħ. 輕罪囚 作業 分 , 中女監署 四其 ニハ十分ノ六ヲ給ス ニ勉勵シテ行狀方正 二個 ニ於テ告示ス 7 3 N 重 + 罪 N N -= " + " 其請 分

入 ノ逃走 1 7 V *

為ア

1

.

=

9

金五拾錢以下

,

賞與

テ為ス

1

7

=

依り工経

二人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シ 7 N 1

三監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シ

タルト

+

囚人 許スコトア 7 ルヘシ無期徒刑 2 改悛ノ情アルトキ 過シ囚 人十 後幽閉 ハ其刑 が発過 期 四 スシ 分 * , N 三テ經 ノ後亦同 過 V 13 V 37 N 行政ノ 處分ラ以テ假ニ

無期 流 刑 , 囚人八五年 7 經 A N N = 1 7 n -

臣

二減食 别 夜 7 犯 心ノ監房又 シ命令 糧食ラニ分ノ一乃至三分ノーニ減 = " 反 エルト 1 + ・隔絶シタ , 共輕 重 N 一ラ量リ 監房 7 = 左 獨居 1 191 ロセシメ服役時間ス 間坐作 -, 役ヲ課

三陽室 闊室 一回ノ ニスレー回ノ 糧食サニ分ノ 一乃至三分 , 一二減

隸

进

囚人十六歳末溝ノ者及懲治人獄則ラ犯シ 异祭 八二月以內減食八一週日以內間室八五晝夜以內下 **晝夜一室ニ獨居セシ** 数令二戻り B JV × 1 + ¥ 175 左 臥具 ノ例ニ從テ處間スへ ラ祭

二減食 -回ノ 糧食ラニ分ノー乃至三分 , _ = 減

4

獨惧 八七晝夜以內減食八三日以內下ス

貫目以下 上五年以 無期徒刑 , F , 囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ 其他ノ輕罪ヲ チ 附スル Æ 犯シタルトキハ , 1 ス 一月以上一年以下兩脚又 及ハ獄会獄具ラ破壞シ又 " ハ暴行脅迫ラ為 一脚 い二針ヲ施 3 3 シ仍二百目以上一 * N 1 ^ 一年以

7 7 ス 3 爵 モノ 所쯹 t 7 v タル者改物ノロックタルトキ 衆著シ **氷著シキトキハ之ヲ免スコトアルヘシ** 小其情狀二因リ賞表一個又ハ數國ヲ穢なスルコトアルヘシ

監ノ際交附スル

モノトス

施鉄ノ者改悛ノ情最顯著ニシテ其施鉄期限ノ四分ノ三ヲ軽過シタルトキハ假ニ其釱ヲ死除スルコ兩脚ニ施欽・者改悛ノ特顯ハレ其施鉄期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ釱ヲ死除スルコトアル 假二針,死除 ~ > t ラレタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假発中經過セシ日敷ハ施 トキへ假二其針ヲ発除スルコトアールノショ及除スルコトアルヘシ

欽期限二算入セス

犯則者ニシテ容易ニ 其ノ 犯則ノ事實ヲ自白セス及ハ虚言ヲ交ヘテ之ヲ申告スル者ハ 一層重々處耐セラ

質表テ有 * N 者ニシテ犯罪及ハ犯則アルトキハ其取調中並ニ懲罰中優遇ヲ停止スへ

監獄官 際口述又の封書ニテ申告スへシ 吏 處置二對 シ情苦ヲ訴ヘメトスル者ハ監暑ニ於テ豫メ巡閲官吏ノ巡閱ヲ告知スヘ キテ以テ其

典績二面接セントスル者ハ珠メ共旨ラ看守二申出 スヘキ ツへ

項

分

在監人ノ心得

監房二在テハ特ニ静粛ヲ専ラトシ放在監中ハ専ラ從順清潔ヲ旨トシ能ク 行 歌 歌喧噪又ハ談話通聲ヲ既行狀ヲ慎ミ官吏ノ命令 令 二服從 嚴禁ス

房外二 Ш テタル トキハ他人ト 手ラ交へ及い濫り二交談スへカラ

起居緩臥 許可ヲ得 スシテ物件ヲ授受貸借スルコトヲ嚴禁ス 監署ノ定ムル 所二從 上态二 動作スル コトラ許サス尚及酸体ラ野ハシ其他猥褻ノ所行アル

ヘカラサ , 類の最も注意シテ鄭寧ニ之テ取扱し常ニ其清潔及秩序テ保持スペン窓壁若クハ物件テ汚

1

フヘシ 監房 損シ不 在監人ニハ番號ラ 水火風震等 いっ於テ異 若シ申出ヲ怠リタルトキハ刑法上ノ處分ヲ受クルコ ノ外 , 事變ニ際シ 附シ氏名二代ヘテ稱呼スルモノト 7 レハ 看守 上貯 = 遭ヒタル者へ其時ヨリ二十四時以内ニ監獄暑又へ警察暑ニ其旨ヲ申出 所 水 7 通架シ 濫用 * タル所ノ鐵線テ引キテ其旨ラ報 ~ 力 7 × ス トアルへ 3 告スヘシ

携有貨物 オキモノ 八總へテ監署二於テ之ヲ領置ス但監獄官吏ニ於テ保存

監

品ラ質却シテ 面置品へ監獄ニ於テ 心へ難 代金ラ 保存 ニ不便ナ 蒸涼其他適當ノ方法ヲ用ヒ虫害ヲ防キ洗濯ヲ施コシタル上一定ノ倉庫ニ酸置シ出 領置スヘシ ルモ ノ等 ハ之力質置ヲ拒 4 3 1 7 ルヘシ ノ價値 者シ本人ノ請求 認メタ ポァ N N モノ又ハ保存ニ + 八其 フ物

ニハ監署 刑事被告人! 二於 テ之ヲ貸與スヘシ 衣類臥具ハ總テ自辨ト シ其ノ種類品数へ別ニ定ムル所ニ依ル但自辨スルコト館ハサル者

7 告人 為シタル被告人ノ工錢ハ其十分ノ七ヲ給與スルモノトス ニシテ作業ラ為サント請 フトキハ之ヲ許ス但其服役時間ハ定役囚ノ例ニ依ル

I ~ 總テ監署 ニ於テ之テ領置ス

令

茶ハー定ノ献立表 之ヲ定ムルモ普通 食 ハ普通米麥ノ混炊ラ用 = 一人一回ノ分量三合以下ト 依り之み給ス **与其割合ハ麥十分ノ六下白米十分ノ四トン分量ハ各自ノ身体作業等ニ依り**

お典スルコ 給與スル 日日日 7 意見ニ ~ 依リテ之ヲ増減シ尚病者ノ湿養ニ効アル飲食物へ唇師ノ證明ヲ経タル上時

(--)

刑事被告人ニシテ穏食ヲ自辨セソト請フトキハ之ヲ許ス但其品目分量等ハ別ニ監署ノ定ムル所ニ依ル

人二ハ書類書籍用紙衣服臥具其他必要ノ物品及ハ飲食物ノ差入ヲ許

*

ヨリ五月迄

八十日

毎二一回以上トス

第 結 维 會 協 献 監

差入ノ飲食物ハ酒及煙草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊烹ヲ要セサルモノニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限刑事被告人ニハ書類書籍用紙衣服臥具其他心要ノ牧品及ハ飲食むノまフョ言ラ

着用 モノト ×

ノ衣類臥具ハ鄭寧清潔ニ取扱

| 口决シテ汚穢破損ノ儘ニ爲シ置クヘカラス若シ洗濯補綴ヲ必要トス

ムルコトアルヘシ

刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ短強剃除セシ 病者ノ居室身体衣類臥具等ハ特ニ清潔ニ為シ置クノ注意アルへ ルトキハ速ニ其旨ヲ中出ツヘシ 監房ニハ木梳チ備へ置クテ以ラ常ニ清潔ニ梳理スヘシ

疾病ニ罹リタル 一人死亡シタルトキハ其遺骸ハ親屬若シクハ故酱ノ之ヲ請フ者ニ下附ス 教誨及看讀書籍 1 + 八直二其旨ラ看守二申出テ診察ラ請フヘシ 1 キハ臨時之ヲ施コスコト

刑事 教誨廳開ノ席ニ就クトキハ愾ソテ容止ヲ正フスヘシ 一被告 人ニシテ教誨ラ請フ者ア 人現行ノ法律命令書及書籍ラ看マト請フト 書信及接見

キハ之ヲ許ス

外人トノ接見時間ハ三十分時以内トス但死刑部便鑑書ヲ用ソト請フトキモ亦之ヲ許ス

接 見 *

八直

二接

見尹停止スヘシ

新護人ト

1 總

テ接見室ニ於テ之ラ為サ

7

4

但危篤ノ

病者ナル

1 +

ハ病監ニ於テ接見

賞譽及取締

刑事 被告

一在監人ノ逃走 報スヘシ

セット

スル者ラ密告

ルトキ

三監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ 二人命ラ教授シ及逃走者ラ捕得シタルトキ

刑事被告人ニシテ命令ニ戻り行狀不良ナ

ルトキハ相當ノ取締ヲ爲スコトアルヘク仍之ヲ錄レテ當該裁

判官ニ通報スヘシ ,

際口述又ハ封書ニラ申告スヘシ 監獄官吏

處置二對

シ情苦ヲ訴へ

1

1

*

w

者

ハ監署ニ於テ灣

バ巡閲官吏ノ巡閲ラ告知スへキテ以テ其

(E-)

臭獄ニ

面

七

V

1

ス

w

メ其旨ラ看守ニ申出ツへシ

令

盐

٨

左

= 指ケタ

ル所為アル

1

ハ情狀ニ依り金五拾錢以下ノ賞與ヲ為シ仍其旨ヲ當該裁判官ニ通

見中若

ラ詩 八時間

6

の前項ノ制限ニ依ル

話ヲ爲シ双ハ姿貌其他形狀等ヲ以テ相適スルノ形跡アリト認ヲルノ限ニ在ラズ

ノ執行以前ニ係ルト

+

ハ特ニー時間ノ接見ヲ許スコトア

~

,

"

前項

刑事被告人ヨリ發スル信書ハ一定ノ書信紙ニ認メシメ典獄之ヲ封繍發送スルモノトシ郵便税ハ自辨ト

刑事

入浴ノ度數、毎年六月ョッ九月迄、五日毎二一回以上十月 在監人疾病ニ罹ルトキハ病歌ノ輕重ヲ料リ其監房又ハ病室ニ於テ醫療セシム 刑事被告人ニハ毎日三十分時以上ノ運動ヲ許ス

のに 義、研 本し夫にべな本 の府五◎ 十卷°俠'鑽 書てれ各書り書 急を章目 は末oに、具の精膜人もoは 務慈慈女 '殿'富'さ 著神正個の物多 跋 ◎善善 心意でで 化 者的の々な質年 第事の第 すの°の°至 聊に女のくの著 十業本-や如o志'りか遺明為ん文者 三◎源章 一き。士、弦るはめば明が「博章第◎慈 盖 讀は°の°今 に °精のあは理 十 監十第善 P を救oみ'回 月是神みら '説 獄章六家 要見のな、本るれ的にず人に 改貴章の す事°ら`著 あ實物あ °類經 **良族慈本** 問 べ業でずるりに質ら是を驗 ム ◎と善領 \$80 . 9 ○自的す故賜に エ 第慈の◎ の際の荷な十ち雨しにて得 十善方第 良績og 至 年不つて聖止た 四事法二 書改○社る一健な 人だる ゴ 章業 (章 な良○會 ○ 日全が亦君利も ル 犯○上慈 を°改`本'のをら實子己の 罪第◎善 と詳。良、書、如涼盛にののにド す論oに、は、くく大國世念てン o志`慈`慈昕在家にに我 尹 第章章資 てのあ、善、善以らの出熱國行十救熱格 頗のる。事、事にざ為づか文 五兒善◎ る。者、業、業しるめるら明 神 章事の弟 斬od'の'にてべたやしの」館出業方三 、精o盡、かる、む進 獄に注章 な。一、神の弦志らな必る形 人對一慈 o本'と'し士ずりずと喜 保すし善 も°を、方°、の°℃に同ぶシ 護る◎家 法o或等而 政時ベ 事國第の 税製税製 あoめ、を、は関し りoて、論、内にて そにし 業家八見 市 '8 = 的章識 金金金金金 究`國附我 き邦雕 義婦◎ 右しては國 務人第 て家、 て、於るの 以の多ギ かぶ O E B 備、餘、て能文 て前くユ 第慈章 Ŧi. 蘊、は明 民途はリ 十善慈 二事善 錢錢錢錢 醒 ざな。成ざは をにこ 恤於れキ 'भ'पठ ' 章業家 20 可いい外所物 むて物君 咸〇の C颇質 ば、國な質 化第種 ず、にり的 是る的 院九類 ○ 窗 於 °に れ憂女 設章◎ 殊でに、て 啻ふ明 立政第 倡

留題題 圖書字 伯爵 幸 君村 再 版 折房 君君廣

序序告 文文

小松

郎石 五. 世君君

社

期 定 月 毎) (行 發 口 天 きも未た全しと云ふを得さるも囚人看讀を主として留岡幸助君其他の 囚人看讀 0 福 明治三十二年八月二十 既に圖書に備へられたり今叉第三版を刊行するに至り之を謹告す り且つ多く細書を挿みあり 立 出 堂 れるものにて今古偉人 主 賣 用に供する良書に乏しきは當路諸君の潰憾とせらる 志 人 版 捌 編 美 B 談 細書挿入 印發印發 刷行 人 の傳記即ち立志の美談を極て平易の 刷所(東京市麹町區内幸町一丁目五番地行所)東京市四ツ谷區荒木町廿七番地行人 兼編輯人 囚人看讀の書として適當のものなり 洋裝四六版美本 第三版 東京市神田區南神保町八番地 京橋區米女町廿四番地 警 原 全 郵稅四 錢 醒 胤 人處、 假名文を以 社 昭 教誨講話 各府縣監

> 定 pul:

假

金 部

(錢七

(サ六日遞信省認可)